

野関係、水産関係、農業関係必ずしも一致しない、いろいろなことでございましたが、私は、今度の地方農林局の機構の内容を見まして、食糧関係がこの地方農林局に入つておらないわけですね。全然入つておらない。水産、林野関係の事務分掌について地方農林局に委譲するというのですが、食糧関係については一切これが入つておらない。このことについて私はどういう理由で、この食糧関係は地方農林局に地域行政と無関係だということとこれを除外したのか、この理由についてお伺いいたしたい。

○國務大臣(重政誠之君) これは全然無関係と申すわけには参らぬと思いますけれども、比較的これはその他の行政に比べますと薄いのではないかと思ふのであります。

なお、食糧管理につきましては、御承知のとおりに、管理法がありまして、食糧庁においてこれの運営をいたしておりますと、それぞれ各地方に食糧事務所があつて主としてこれは現業に歸するといふようなものでありますから、これは一應除いたことであると考えます。

○北村暢君 今後の農林政策の重点が選択的拡大ということで、畜産、果樹その他蔬菜等の商品作物、こういったものに重点が置かれていることはわかつりますけれども、農林政策の場合における米麦といふものは、依然として今おいても、需給の問題においても、重要性というものは変わらないと思うの

です。ところが、地方農林局関係について、この米麦に関する行政というものが、生産面については今度の構造改善その他についてやられるのでしようけれども、米麦に関する地域の行政といふものが、これが出ておらぬ。それで、農林省設置法の条項を見まして、食糧關係の業務といふものの中に、食糧の国家管理並びに飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の調整を行うことを主たる任務とする。」は「主要食糧の国家管理並びに飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の調整を行うことを主たる任務とする。」こういうことになつておりまして、主要食糧については、これは食糧管理制度そのものだけでなしに、一般行政調整を行ふことを主たる任務とする。」こういうふうに思うのです。また、地域行政をやる上において、地方の食糧事務所といふものが農業協同組合、あるいは地方自治体との連絡といふいうようなものからいへば、非常に密接な関係を持つておる、そういう関係を持つておるもののが、地域行政の中に生かされないということについては、私は何かしら抜けたものができてくるのではないか。したがつて、この地方農林局の設置といふものが、大臣のおっしゃるようにも、きめのこまかい地域行政をやる。こういうのだったらば、手足のこととく使える食糧事務所関係を、なぜこれを除外しなければならないか、農林省の機構の中で一番末端の、農民あるいは農業協同組合、地方自治体と密接な関係のある問題として、今後の産米改良といふような問題についても、実際に農民を指政に使えないものであるうか、この疑問があるわけなんです。しかも実際の導いているのは食糧事務所の末端の職員である、そういうものがなぜ地域行政

政に生かされないのであらうか、この点は非常に疑問に思います。か、この点は非常に疑問に思いますが、この点についていかように判断され、この食糧事務所を除外されたのか、お伺いたしたいと思います。

○國務大臣(重政誠之君) 先ほど申しましたとおりに、食糧管理の行政の実務は、現場的なものが非常に多いわけであります。米麦を買い入れるとあるいはこれを配給するとかいうよくなことが主となっておりますので、これが他の構造改革とかあるいは経済改革とかいうものとは同日にこれは考えるわけには参らない。しかもこれは御承知のとおりに、きわめて迅速を要するものでありますので、やはり従来やつておられますこの行政組織といふものをそのままやつたのがよろしい。こういうふうに考えた次第であります。

○委員長(村山道雄君) ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(村山道雄君) 速記を始め
て。

○田上松衛君 水産庁長官が見えてお
りますね。

○委員長(村山道雄君) 来ておりま
す。

○田上松衛君 水産庁長官に御答弁願
いたいと思うのです。

農林省設置法の改正についてといふ
この説明の中の六ページの田の「ロ、
次長の廃止と庶務の分離」という点で
す。これによりますと、次長を廃止す
る理由を、「今回の農林省の機構改正
は、簡易化の余地のあるものは整理し、
高級職員の数を原則として増加させ
ない方針の下に行なわれているので、

この際水産庁の次長を廃止して園芸局長に振替えることとする。」こういふ旨葉が使われてゐるわけなんです。そこでも、今までの次長制をなくすといふことが、ただ簡易化の余地あるものを整理してしまうのだといふようなこの説明だけでは、どうも納得いけないのでは、もつとこまかいところの説明を願いたい。次長はどんな仕事をしておつて、こんなものはあつてもなくともいいのだから、ということにこの裏から聞えれば受け取れるわけなんですが、その点について、次長を廃止する理由、納得できるように御説明願いたい。

○政府委員（庄野五一郎君） 水産庁の次長でございますが、次長の職務は長官を助けてまして、庶務を整理する、いろいろことに相なつております。それで、水産庁の仕事につきましては、御承知のように、国内の水産関係と、それから国際関係とございまして、国際関係につきましても、各国との折衝等もございまして、従来の経験でございまが、そういう関係におきまして、長官を助ける、そうして部内の職務を整理する、こういったことで特別に次長の権限といふものはないございませんで、長官の補佐機関、こういふことに相なつておるわけでござります。それで、長官が留守中の代行をやる、といったこともあつたわけでござります。この内部の機構を整備いたしまして、地方農林局もあわせて作つて、本庁の事務を地域行政に適合するようになつたわけでございますが、御承知のように、水産庁には、次長の下に漁業部、生産部、漁港部、調査研究部、

こういった部制の中におきまして所掌事務によりまして課を置きましたして、部を構成いたしまして分担を、行政をいたしておるわけでございますが、そういう関係におきまして部制をもつて部内の事務をなしまして、部長がこれを総括して行なつておる関係におきまして地方の支分部局を運用する、こういった関係におきまして次長制についてはこれをさらに検討いたしましたが、この事務簡素化あるいは機構の簡素化という段階におきまして部長制の活用、それから部内の事務を、官房といふものに置きましたして、官房において、今まで漁政部等に置きました各部課共通事務等を官房に移すといふような関係におきまして次長制を簡素化できる、こういふことで次長制を廢止する、こういうことになりましたたわけでございます。

の中に實際対外的な交渉をするとき、世間では一つの問題について百日交渉といわれるほど三カ月も四カ月も日を費してようやくまあ不完全ながらどうにか仕事につけるような状態が生まれてくると、これが実態だと考へてゐるわけです。そこでこれらの交渉に当たる者が、私の乏しい知識で言いまするならば、やはりこれはいろんな國の代表が行くいたしましても、ほんとうに日本の漁業を完全にやつていこうとするためには、まあ水産庁の長官あるいはさき御説明になつた、次長が特別の担当のあれはないといったとしても、これは大きな袖佐機関だとうなれば、これらの人々がそろい折衝に当たるべきだし、從来そうだつただらうと考えるわけなんです。そうすると、そんな一件について百日交渉といわれておる時代に、あとはだれが一体内部的な統制をはかつていくのかといふことなんです、統率を。今御説明になつたいろいろな部が設けてあるのだ、調査研究部があつたり、漁港部があつたり、生産部があつたりあるいは漁政部、さらには長官官房、こういうものがついてそれをその部でやつておるのでと、したがつて、あまり次長はたいした存在ではないといふニュアンスを感じたわけですけれども、なるほど縦の線においてはそれぞれのことはできるだらうけれども、水産庁全体を大きく動かしていく上においてはこれはやはり頭が必要じゃないかということなんです。的確にそう表現いたしますが、そういうことを感じる時分に、どうも次長もなくしてしまふのだけれど、いうようなことです、何となく大きな主がますざきてしまふような感じが

するのですけれども、もつと私が納得できるような御説明いただけませんか。

内部の機構を整備いたしまして、日韓関係における大きな問題は、日本の沿岸漁業との調整が非常に大きな問題

これは実態でござります。これは露骨に申し上げます。この中には、一つのぴんとした線の中に何もかも一緒にして

須条件だと考えまするが、そういう御用意はないか、御配慮はないか、お伺いしておきたいと 思います。

○政府委員(庄野五一郎君)　御指摘の如きを聽いて、水産行政におきまする海外関係の仕事のウエートは非常に大きいもののがござります。日米加あるいはオットセイあるいは日ソ関係、あるいは日本韓国關係の、現在におきましてもそういう事務が相当のウエートを占めておるわけでござります。それで、それにつきまして從来の次長制、次長におきまする事務の關係でございますが、長官を助けるということにおいて結構的補佐をいただいておるわけでござります。そこで、従来の國際關係における事務の關係でございまして、長官の留守中とか、そういうたびに代行することもあつたわけでございまして、それで、従来の國際關係におきまするそぞいした点を十分検討するべきだ、從來そうだったんだからうと考へるわけなんです。そなうすると、そんな一件について百日交渉と並んでくると、これが實態だと考へているわけです。そこでこれらの交渉に當たる者が、私の乏しい知識で言いまするならば、やはりこれはいろいろな國の代表が行くといたましても、ほんとうに日本の漁業を完全にやつていこうとするためには、まあ水産庁の長官あるいはばざき御説明になつた、次長が特別の担当のあれはないといったとしても、これは大きな補佐機関だというならば、これらの人々がそぞいうち折衝に当たるべきだし、從來そうだったんだからうと考へるわけなんです。そなうすると、そんな一件について百日交渉と並んでくると、これが實態だと考へているわけです。そこでこれらの交渉に當たる者が、私の乏しい知識で言いまするならば、やはりこれはいろいろな國の代表が行くといたましても、ほんとうに日本の漁業を完全にやつていこうとするためには、まあ水産庁の長官

○田上松衛君　対外交渉の場合、御説明のような工合にうまくこつちの計画どおり生産部長が当たってみたり、あら、よ魚政課長が当つてみたりする。これが局を作ることで進んでいるわけでござります。

いろいろな場合があるとして、そういうようなことについては大体は了承はできるわけです。私が心配するのは、むしろ裏の、いわゆる内部的な事務処理の完璧といつもの依然としてやはり心配になるわけですよ。それそれでやつておいても、これはちょっと言いづらい話ではあるが、一つの省の中においてもいろんな部局間における意見の統一というものは完全でない面が、これはあるわけです。言いづらいと申し上げたのは、いわんや今のように自民党がたくさんの派閥を作られておる、いわば連立内閣みたいな形がこ

は、次長にかわるべき、この説明の中の高級職員の数を増加しないという言葉ですけれども、高級かしらざるかは別といたしまして、少なくとも仕事の上に、この次長制を廃止するにかえて、たとえば審議官とかあるいは参事官とかいうような、これはどうでもいいのですが、内部でお考え下さって、こういうものを設置いたしまして、事務処理の完璧を期するということが必

十分統括、活用いたしまして、これによつて国内あるいは国際問題に対処していくという体制を簡素な機構において推進する、こういうことに相なるわけですが、いまして、次長を廃止しても、これにつきまして十分われわれとしてはそれに対処する覚悟と努力をいたしたい、こういう考え方でございまして、そのあとにかわる審議官あるいは参事官、そういう制度等につきましては、ただいまのところは用意いたしておりません。

○田上松栄君　どうもまだ十分に了解できがたいのですが、非常に私心配するのは、さつきくどくど申し上げましたけれども、水産庁の次長をなくしてやつて、それでこれを園芸局長に振りかえてしまふということにまゐなるわけですね。私は国内だけで済むような問題については、園芸局長といふのはそんなところまで重視する——それこそどつちかとゞらと、よほど簡易化の余地のあるものだと見ていいんじゃないか、理由はさつき申し上げたとおりです。日本の漁業が持ついわゆる国際性という性格を重視いたしますから、非常に厄介な立場にあるわけですから、日本政府がどう考えてみたところで、相手のある場といふものは一番大きな問題はこれだと考へて、そこへ頭がこびりついてしまつて、からかによろに申し上げるわけですが、話は逆に戻るようですがれども、こういう点をまあ簡易化の余地もあるいすだと考えられることは、どうも私どもの感覚とは合わないということなんです。従来の役所のしきたりがこうだつたからといつたつて、世界の情勢は日に日に進んでしまつて、いるわけです。少なくともこの近代的な世界の実情に合わせていけます、そこへ焦点を持つていく行き方でないと、これは内部で四の五の言つとつたつて、大きいくいじりこわされてしまふことを心配するのですが、そういう中につけて、一方は上のほうは出ていくわ——御説明で繰り返されたように、この場合には、生産部長が出ていくのだ、この場合には漁政部長が出ていくのだろうと言われたつて、こつちのスケジュールどおり、そういう思想を別にするような国情も

臨時国会の姿を見てすら、同じ日本国民がやっておることの中で、道は一つであるにかかわらず、やっぱり思想感覚が違う点において、このような状態があるのでしょうか。国民の非常に心配させておるのじゃなかつて、思想を別にしておるから申しますよ。いか、私は露骨に申し上げますよ。いわんや人種を異にして、利害を異にして、思想を別にしておるから相手にしてやつていきます中に、日本国民が寄りすがつておりますところの、島の海の国民がこの問題をそんなに軽視していいものかどうか。どう御説明されてもこれは感覚の相違といいますか、納得できない。しかし、こういう論議をさつきお断わりしたよろしくに、今日の時点に立つてこんなことを繰り返してみたつてしまふがないのですから、そこは子供じやないのだから私はよく承知している。だからせめて今までの得ける範囲でもって、外の心配をしながら、内部の心配をしながら、その中にあってそれぞれの職務をお互いに持っていく、その中でひとつまとめていく、今の場合は主として生産部長が内部の関係には当たつていくといふようにあつてそれぞれの職務をお互いに持つて、やはりそのときおける個人々々の力関係といいますか、いろいろのによつて妙にしっかりとつなつてみたり、ぐらつかれたりするといつ実際問題を考えしていく時分に、やはりそこには一つこれらをまとめて対外的な、対内的な事務処理をする一つの統率といふと長官の仕事に食い入

るわけでしょうけれども、まあとにかくそれを完全に補佐していく、少なくともよくそれを処理していくけるようなものがやはり必要じゃないか。そういう意味において、これはかりに申し上げるわけですが、審議官あるいは参事官というのでもいい、そういう面に機関がほしいのだ、この意味で申し上げておるわけです。気持はおわかりで、真剣で願つたと思うのですが、今のところはその用意がないということをござりますけれども、どうぞひとつこの点については、次官もおいでですかから、この問題は検討されて、そうしてそろかといって、やたらに不必要な懇意をふやすことは許されないと思いますが、その範囲内ででき得ることをお願いしたい。この希望を申し上げておきます。

○政府委員(大谷晉雄君) ただいま、日本の漁業の国際的に発展しなければならない段階において次長制をとりやめることとは、そこに非常に欠陥があるじゃないかといふ非常な御心配ございました。仰せの点につきましては、十分に長官が申し述べましたように注意をいたしまして、あやまちなからぬよう努めて参りたいと、かよどみに存じます。

○委員長(村山道雄君) ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(村山道雄君) 速記つけて。

○委員長(村山道雄君) 委員の異動がありましたが報告いたします。

本日、西田信一君が辞任され、補助として竹中恒夫君が委員に選任されました。暫時休憩いたします。

午後零時十三分休憩

○午後六時三十五分開会

○委員長(村山道雄君) これから内閣委員会を再開いたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

政府側から重政農林大臣、大谷農務次官、林田政府委員、松岡政府委員、斎藤政府委員、村田政府委員、沢政府委員、吉村政府委員、庄野政委員、久我統計調査部長が出席しております。

質疑のある方は、順次御発言を願ります。

○北村暢君 先ほど食糧事務所の関係が地方農林局に入らない理由を述べられましたが、いただきました資料になりますというと、食糧事務所、営林及び営林署についてはその所掌事務特別会計のもとにおける企業的現業であることから、その能率等を考慮し従来どおり存続させることとしている、こういう説明資料があるわけですが、この点についてこの資料にあるものどおりと解釈して差しつぶえないかどうか、その点。

○國務大臣(重政誠之君) そのとお似いがります。

○北村暢君 これは後ほどまた質問することにいたしまして、次に特選米係についてお伺いいたしますが、特選米を設けた理由は何でありますか、伺いたしたいと思います。

○國務大臣(重政誠之君) 知のとおりに、消費者の一般の声といたしまして、品質のいいまい米を食べたい。少々値段は高くてもそういうよらない米をひとつ要求をせられる向きが相当にありますので、現在の食管制度のワクの中でもそういうことはできないものであろうかということいろいろ研究をいたしまして、現在のような特選米の制度を作つたような次第であります。

○北村暢君 米価審議会が十日の三十一日に答申をされております。これは消費者米価の値上げに關しての米番でございますが、その際に特選米についての論議はどのようであつたか、お伺いいたします。

○政府委員(大沢融君) 特選米についての論議と申しますか、ただいま農林大臣からお話をございましたように、今日のようにいわば食糧がある程度満ち足りてくると、一ころのようく米でさえあれば何でもいいのだ、あるいは極端に、米以外の食糧でも口に入るものなら何でもいいのだといふようなときと違います。需給が緩和して参りますと、量というよりはむしろ質のよいものを求めるというのはこれは当然なことだと思いますが、そういう意味合いから、いわば消費者の立場をしておられるような方々からはそういううまい米、まずい米といふような区別をすることを管理制度の中でも考えるべきだ。あるいはまた、管理制度のワクの中でできなければもつとワクをはずしても考えたらいいじゃないかといふような御議論は熱心に展開されま

○北村陽君 米審における論議の内容は今ありましたか、特選米という問題については論議はあつたけれども、政府として米審にそういう意向というものを積極的に提案をした、そういうことはないのじやないかと思う。そういう論議を通じて米審の答申がなされた後においてこの特選米というものを設ける、こういうことになつたよう何いますけれども、これら辺の事情は、米審のそういう論議を直ちに特選米といふことで政府として決定した、こういうことになるのではないかと思うのですが、そろしますと、米審議会が開かれる以前には特選米といふのは政府は考えていなかつたが、突如米審においてそういう論議があつたからこういふものを設けた、こういうことなんですか。

いのだけれども、米審に積極的に特選米というものを提案されたのかどうかということを聞いておる。
○政府委員(大沢誠君) 特選米といふ形では私ども提案をしておりませんけれども、特選米ということについての基本的な事項と申しますか、品質の問題については、十分御議論願うという態度で望んでおつたわけでござります。
○北村暢君 品質の問題について論議のあつたことは内部の論議だらうと思うのです。そこで、従来の米の生産に関する農林関係の指導といふものは一體どういうふうになされて、稽作に対する指導方針といふものはどういうものであつたか、これを伺いたします。
○國務大臣(重政誠之君) これは北村さん御承知のことおりに、従前から産米の改良といふことは行なわれておつたのであります。これが非常に食糧不足になりましたして、質より量へといふことになりますて、一時、従来とておりました産米改良の奨励といふものが率直に申し上げましてこれが下火になつておつたのであります。が、食糧の情勢がこういらふになつて、需給も緩和せられ、また、国民の所得も増大をして参つたのであります。が、食糧のなりまして、量より質へといふ消費者の考え方になつて参り、これに対応いたしまして、最近におきましては、やはり良質米の生産、品質のいいものを生産するという、いわゆる産米改良の考え方にお沿つた奨励の方向が盛んになつて参つておるよろくな次第であります。

○北村鶴君 そういう方針がいつから変わったのか存じませんけれども、現在とっている稻作の政策は、食糧増産政策ということで早生の多収穫ということが稻作の指導の根本の方針であつたわけです。これは今、大臣がおっしゃつたとおり。そうであったのが、今日そういう量より質だと、こういう方向に政策が転換をされて、その作付体系なり技術指導といふものがそういうふうに転換をされたのかどうか。この点については、私はまだまだそういう段階にはなっていないのではないか。したがつて、量より質ということになれば、将来は銘柄といふような問題に発展をしていく可能性がある、そういう指導方針にいつごろから変えられてやられておるのか、また、農業の形がそういうよくな形になつているのかどうなのか、この点について大臣の見解を承りたい。

ましては、量産をするという意味におじてだけではなしに、これはやはり農業經營の時期及び手間といふようなものを組み合わせてこういうものがある程度やはり活用をせられていく部面があるのではないか、こういうふうに考えておりますが、漸次これらの早期栽培といふものも、私はやはり銘柄生産と申しますか、御指摘のような方向に私は向かっていくのではないか、こういふふうに考えております。

○北村暢君 私はこの問題は、後ほどまあいろいろ論議のあるところでから深くは質問いたしません。まあこの辺で打ち切ります。

次に、この特選米の基準、どういうものが特選米になるのか、まあうまい米が特選米じゃないかと、こういう消費者の要望等もあり、うまい米を特選米として現行の食管制度のワク内において特選米というものを作るのだと、こうしたことのようでござりますが、この特選米の基準といふものは何であるか、お伺いいたします。

○國務大臣(農政課之君) 詳細は食糧庁長官から説明を必要によつていたださせますが、大体はこの特選米といふは、生産検査によります一等米、二等米といふものを大体基準に考えておるわけであります。そうして搞精歩合いもつまり白い米、普通米よりも搞精度を高くする、あるいはその中にいろいろな雑物と申しますか、そういうものが入つておる程度が非常に少なく、そろつてはいる。小米を少なくする、いろいろそういうような精選をいたしまして、品質の非常にいい米になつておるわけであります。そこで味の問題であります、味の問題はなかなか基準に

それは十分なる自信を持つておりません。がしかし、この特選米をこさえ工合にこの運用をしていく、こういう場合に、やはりこの運用上銘柄の、銘柄までをあわせて特選米を作るような方針で大体やつておるわけであります。

○北村暢君 特選米の原料になるのは一、二等米以外に、銘柄のものも入るのですか。

○政府委員(大沢融君) 先ほどからいろいろと御議論があつたわけですが、特選米の原料は一、二等を充てる、こういうことでござります。

○北村暢君 そうすると、大臣の、銘柄を入れるということはどういうことなんですか。

○政府委員(大沢融君) 銘柄の問題はこれは——と申します前に、うまい、まずいということはこれは個人的な嗜好でございまして、特選米をこのたび考えます場合に、そういう個人的な嗜好まではなかなか考えられない。そういう個人的な嗜好によるうまい、まずいというのは、おそらく銘柄によつてきまつてくるかと、こう考えますが、そういう個人的なものまでなかなかこれに入れられない。先ほど大臣が言われたように、よくみがきあげて、雑物もどり、きれいな米にするということで、むしろ外形的な基準を設けて、一等からそういうものを作つていく、しかし、よくみがきあげてきれいで、雑物のない米ですから一般的な意味で食感がいいといいますか、うまみがあるということにはならうと思ひますけれども、そういう意味で、銘柄の問題は特にこの中には入つておりませんけ

れども、しかし、お米屋さんの段階で
はおそらくおいしい特選米を作ろうと
いうことで、一、二箇の中で特にいい
銘柄とあわせておいしい米を作つてい
くということと選用はされるといふこ
とはあるうかと思います。そういう意
味で大臣はおっしゃつたのだろうと思
います。

では、うまい米必ずしも特選米ではない。これは見かけのいい米である。さればもう答弁によつてはつきりしたと思う。したがつて、うまい米というのは新潟あたりの軟質米地帯はほとんどが三等である。しかし、この三等米はうまいといふ点については、地方的な嗜好もあるけれども、三等であつて特選米でないものがうまいといふことは現実に起こり得るわけであります。そういたしまして、先ほどの、この消費者の要求にこたへるということになれば、うまいものを特選米にする、そういう要求をいれるということになれば、これは三等米が特選米になる可能性があるのじやないか、このように思ひますけれども、そういうことは起こり得るのか得ないのか、どうですか。

○政府委員(大沢謙君) うまいまずいとおっしゃいますが、新潟の米がうまることは確かであります。しかし、自分の県の米がうまいとおっしゃる方が多いので、これはやはり個人的な嗜好によるものですから、先ほど申し上げたように、特選米といふのはよくみがきあげてきてきなんで、一般的にうまみがあるということは言えると思いますけれども、おっしゃったよくな個人的な嗜好に合つようならうまみといふのは、これはまた別のものでし

て、今私どもきました特選米、ああいう規格に合うものは、やはり一、二等からできる。ある場合には三等の非常に上質のものから作れるということがありますけれども、そういうものはむしろ経費もかかる。たとえばくす米を除くというのは、手数もかかるし、米屋さんも経費倒れでむしろ作らぬといふ。特に申し上げますが、小売と消費者の結びつきというような点につきても、今度は制度を通しまして、米屋さん自身の相互の間の監視もするし、あるいはまた、小売のほうも、小売業者を消費者が監視するというような形で、二等米から特選米だと称して売られるというようなことは、そういう消費者の監視のもとで防止をしていただきたい、こう思います。

て、今私どもきました特選米、ああいう規格に合うものは、やはり一、二等からできる。ある場合には三等の非常に上質のものから作れるということありますけれども、そういうものはむしろ経費もかかる。たとえばくず米を除くといふのは、手数もかかるし、さらにもし作って特選米ができたといふようなことは、これは防いでいたい。特に申し上げますが、小売と消費者との結びつきといふような点についても、今度は制度を直しまして、米屋さん自身の相互の間の監視もするし、あるいはまた、小売のほうも、小売業者が消費者が監視するというような形で、三等米から特選米だと称して売られるというようなことは、そういう消費者の監視のもとで防止をしていただきたい、こう思います。

いろいろな形になる。そういうものが重んぜられるようにならぬか、うしてそれのいいか悪いかということは、政府の管理下にあるのではなくて、消費者の選別による、この考え方がある。たゞ、この問題については、一體、この階級以降は米の自由化していく、こういう方向をとっている思想だと、このように私は判断をいたします。したがつて、この問題については、一體、この食管制度の範囲内においてと、こう言われるけれども、この特選米といふものはやはり自由的な、やみ米を自由に米に切りかえるといったあの河野農林大臣、当時の河野農林構想、こういうものに一脈相承するものがある。このようになりますけれども、これに対する考え方方針は、河野農林大臣は今までの答弁からして、この特選米が一体いかなるものになつていくのか、これでもなおかつ食管制度といふのはくずれないのかどうかという点についての確たる答弁をいただきたいと思います。

員を通じての御意見のように私は持つてやつたのであります。申をいただいて、思つたわけでありあります。大半の方々は、食管制度は改善すべきものである、改善をするには努力してもらいたい、いろいろ考え方があり、それが三通りになつておるわけであります。で、今回の特選米はそういうよりな考え方、将来この食管制度を変えるとか、どういうふうにするとか、などは私は持つてやつたのであります。なぜ私は私は持つてやつたのであります。消費者の御希望に沿うことが、現行の食管制度の範囲内においてできることを十分に検討をいたして、米審の、また、委員の方々の御意見もありいたしまして、この制度を本年から初めて採用をいたしました。ことにしたような次第であります。食管制度の根本についてこれを改善するといふような意図をもつてやつたものでないことを私はこの機会に申し上げておきます。

○政府委員(大沢融君) 三十七米穀年
度が最近終わったわけですから、それを振り返って見ますと、昨年三
十六年産米、あるいはそれ前の持ち
越しはございますが、そういうような
もの、買い入れたもの、新たに買い入
れたもの全部を含めまして、さらに輸
入米等についても多少の輸入をし、あ
るいは持ち越しを持っておりますが、
供給をいたしましては千二十四万七千
トン、それに対しまして主食あるいは
業務用、こういうものに出しましたの
が五百九十万五千トン、さらにそのほ
かに酒米でありますとか、あるいは菓
子の原料でありますとかいろいろなも
のに出したものを全部合計いたします
と六百四十七万トン、そういうことで
ござりますので、差引をいたしまして
三十八米穀年度、つまりこの米穀年度
への持ち越しは三百七十六万トンとい
うことで過ごしてきておるわけでござ
います。

とが出てきた、そして東京等においては倉庫がからになつて危機の状態になつた、この事実、これは当時新聞等に発表したならば、今までの配給といふような形でなしの、やみなり何なりして貰い占めて家庭に一ヵ月分置くこというよなことが起つたならばたいへんな状態になる。こういうことでもう政府当局ばかりでなしに、まあ関係者の中ではよく知つておることですが、新聞に報道することを極力避けた。これは消費者米価の値上げとの問題において需給の問題に非常な危機が来ておつた、これをひた隠しに隠さざるを得ない。これは混亂を避ける意味において当然のことと思うのですが、そういう実態にあつたということを私はでも聞いておることろでござります。したがつて私は、この需給の問題について、今日六年連続の豊作であながら、米食率といふものは高くなり、政府の買い上げも売り渡しも年々多くなつておる。したがつて、これらは現在の食管制度に對する、非常になれた中でありますけれども、信頼度の値上げと関連して、この需給といふものが高まつてきておる、こういうふうに判断するのです。それでおかつこの需給面において消費者米価の値上げと関連して、この需給といふものがどうぞ許さない段階にあると、このように判断しておるのであるが、一体手放しで樂觀していく段階なのかどうか。この点について大臣の見解を承りたい。

非常に余るのだというわけにも私は参らないのが現状であると思う。ただ傾向といたしますと、これは何年後、あるいは十年後かどうかわかりませんが、これは国民の食生活の変遷にもよることでありますから、そういうような傾向から見ますと、国民の米食率といふものは、私は長い目で見る限りまして、非常な買いだめが行なわれたとかなんとかいうようなことを聞いたというお話でありますから、これは私はそういう話を聞いておらないわけではありません。これは政府がみんな配給をいたしておるのでありますから、政府が手持米を出しておるのでありますから、政府においてはよくわかつておるわけであります。なお詳細御必要であれば、食糧庁長官から答弁をいたします。

しょう。そういう大臣の手放しで樂觀するような状態になつておらない、これは。今出回り期が来てようやく息ついて東京都民は混乱なしに過ごせた。辛うじて切り抜けた段階ですよ、これは。そういうことを御存じないです。これは業者から何からみんな知つてゐるのですよ。ただ消費者一般にこれは知らされない。混亂するから知られないなかつた、それだけのことです。そういうことが、大臣手放しでそういうことは聞いておりませんなんていうことじやおかしいと思う。

○政府委員(大沢融君) 北村先生言われるよなことで、端境期あるいは最近米がなくて非常にあぶない状態になつておるといふよなことはこれはございません。私ども消費者に御心配かけるよなやり方はやつております。端境期と申しましても、昔のようにある一定時期に集中的に生産が行なわれるといふよなことと違いまして、最近は米のとれる時期がならざれに非常に幅広くなつた、あるいはまた、先ほどお話をございましたように、早く米がとれる早期栽培、そういうことで昔は十月の末といふよなことになると、端境期といふよなことになつて米の手持ちが少なくなるというよなことだつたのでござりますが、現在は九月中に年間に買う米の二割を集めております。十月のいわゆる端境期といわれた時期には六割は政府の手に入るよなことでござりますから、そういう御心配はございません。ただ先般十一月中には、先ほど大臣が言われましたが、これは例年なく米が出ております。しかし、これはおそらく消費者の方が米価の値上がりがあ

買つておきなさいといふよくなことに応じて買われたといふよくな事実もあるらうと思いますけれども、そういうことで平常売れるもの、ことに十一月は全国的にはどちらかといふよくな政府の米が出るのが少なくなる時期ですが、そういう年間を通じての輸送計画なり配給計画なりを私どもやつておるわけでから、そういう意味で突如としてと申しますか、十一月には普通は売れない月なのに、それ以上に売れるというような現象が起つたというよくなことで、ある地方に倉庫がからになつたというよくなことはこれはあるかもしれません。消費者の方に御心配かけるような状態は一切ございません。

がるだろう、そういう事実においてもうすでに米の流通関係がそういう危険な状態に陥るほど投機的に利用されるものである。これがしたがつて私の言いたいことは、簡単にこの米の統制を撤廃して今日いいというような状況には需給関係といふものはまだまだいていないじゃないか、このように思うのです。したがつて、これは手放しで樂觀してもらつては困る。ということは、そういう価格問題を含めて、量だけの問題ではない、そういうことを言いたかつたのです。それを大臣は、何も心配はない、と、深川の倉庫の実情、これは後ほどやりたいと思います。

それから次に、価格の問題でお伺いいたしますすけれども、特選米は今度の基準米価外であるといふわけで基準三等が九百五十五円ですか、十キロ九百五十五円、これが特選米千十五円、こういうことになつておりますけれども、この特選米の千十五円といふものの政府の卸売価格一、二等が特選米の原料でございますから、これの買ひ入れ価格とそれからこれの卸価格、それからこの消費者価格が百五十キロ、石当たり一休どのようになるのか、これをひとつ数字でございますから、食糧府長官から御答弁願います。これは玄米換算で答弁して下さい。

○政府委員(大沢融君) 玄米換算にいたしまして一等が充り渡し価格、百五十キロ当たりですが、一万三千二十八円、二等が一万二千八百二十八円でございます。

○北村陽君 今は何ですか。

○政府委員(大沢融君) 特選米として政府が売る一等、二等玄米の充り渡し価格でございます。卸に対しての。そ

期別格差その他がついておりますから、時期によって違いますが、平均的に申し上げまして、軟質米の二等が一万一千六百円、それから一等が一万一千八百五円、こういうことになります、裸で。

○北村暢君 消費者価格玄米換算……。

○政府委員(大沢融君) これを玄米に換算いたしまして一万三千七百二十一円でござります。

○北村暢君 そうしますと、政府の一、二等の買入価格の価格差というのは、三等を基準として二等が二百円、一等が四百円になつておるわけです。そうしますと、特選米の十キロ一千十五円といふのは消費者価格で、玄米換算で一万三千七百二十一円ですか、御売価格は一等で一万三千二千八十八円ということですが、そうしますと、特選米に関する限りは、価格問題ではこれは赤字は出ない、こういうことになるだろうと思う。そして二等については、買入価格は一万何千円だったのですか、政府の買入価格は。

○政府委員(大沢融君) 二等は一万二千八百二十八円、一等は一万三千二十八円。兎り渡し価格は。

○北村暢君 そうしますと、御売価格から言つても、政府の買入価格から言つても、消費者価格から言つても、特選米に関する限りはこれは赤字にならない、こういふことにだけは私は今の数字ではつきりするのじやないか。特に二等米については相当の値幅がある、こういふふうに思うのです。そうしますと、この特選米の十キロ当たり千十五円というのは当然にこれは

買入価格に影響をしていくのではないか、もし少し高く買ってもいいのではないか、一二等はもう少し高く買てもいいのではないか、こういう配が出てくるのであります。したがって、消費者価格としての特選米の一、二等の値の開きが二百円、四百円とうものが特選米のこの価格でなければ、二百五十キロ九百円くらいの差になる、玄米換算でいえば、九百円がまる、ちょっと下がるだろうと思うのですが、いずれにしても政府の買入価格の差だけははるかに高い価格になるのではないか。このように思ふのです。これは普通米との価格の差にしてそういう点が買入価格に今後影響していかないのかどうなのか、これについてはどうでしょう。

ですから、そういうものを入れますと、たとえば二等のもので一万三千六百四円かかっている。それを一万二千八百二十八円で売っている。やはり逆さや、そういう意味から売り値に応じて買い値を上げる必要があるといふようなことにはならないのじやないか。こう思います。

○北村暢君 この問題については、逆さやになつてゐるといふその食糧制度の根本の問題なんで、今の中間流通経費、これは行政費として負担すべきであるといふ理屈もある。したがつて、これは私どもとしては直ちに米値で過ぎやだ、こういふことになるといふふには私ども直ちにそれを認めるわけにはいかない。この論議は別としまして、政府の買い入れ価格の価格差と、それから特選米としての基準、普通米との価格の差といふものが必要であるわけです。しかも一、二等米といふものはこれは従来は配給米であつたものが今度は配給米から普通米の基準の価格からはみ出た特選米といふのですから、そういうものになつてゐるのですから、当然これは配給米の質といふものに対し先ほど特選米といふものは非常に見かけのいい米について一、二等上げてゐるのだといふのですから、然従來の配給米の質といふものが落ちる、質からいえは、うまいうまくないは別として質からいへば落ちる、このように私どもは判断しますし、したがつて先ほど申しましたように、この小売段階における監督といふ点からいつても不合理な面が出て参りますし、需給の面においても、この特選米といふものについてやみ米が今後どうなるかという問題について価格の基準

価格からほらみ出たものが一つ出た。こういう問題、さらに先ほど言つた需給の手放しで楽觀できないという問題、それから今言つた価格の問題、これが必ず特選米だけでなしに消費者米価の値上げといふものが買ひ入れ価格いわゆる生産者価格に影響をしていく。そうすれば消費者価格が上がったのだから生産者価格も抑えなかつたか、生産者価格が上がれば消費者価格も上るのは当然なんです。こういう理屈になつていて。これは明らかに現在の食管制度、食管法の第三条、四条の米の強制買い上げ、直接統制、こういう考え方、法の精神とは、私はやはり法の精神には沿わない方向にいくのじやないか。したがつて、今大臣からも答弁ありましたように、食管制度の問題については米穀管理制度懇談会の松村懇談会の答申もあり、これが結論三本立てになつて出てきているのでありますから結論といふものはない。一体農林省はこの松村懇談会の答申といふものをいかに生かすか、どういうふうに結論出すか、これを農林省の、農林当局の結論を出さなければならぬところに迫り込まれた。従来は米穀懇談会に逃げておつたけれども、これは許されない段階に來ておる。しかも大臣の意見を開きますと、この懇談会の大勢の意見はやはり現状ではいかぬ、何とかしなければならない、こういう方向のようござりますけれども、私はこの米穀懇談会の結論の三つの柱の一つの中に、現在の完全統制というものを維持していくべきである、こういう意見もある、その内容的なものは若干違うようありますけれども、維持していく、こういう意見も

明らかにある。そういうことでござりますので、私は、食管制度の、この米の直接統制といふものは、今日なお統制を撤廃する方向にはいろいろ多くの問題をかかえておる。簡単に統制ははずすべきではない、こういふうな見解を持つておるのでありますけれども、ひとつ大臣の見解を承つておきた。これで私の質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(重政誠之君) 先ほど申し上げましたとおりに、まだわれわれといたしましては、これをどうするということの結論は持つておりません。もちろんこれはきわめて重大な問題でござりますから、慎重に私どもは検討をいたさなければならぬ。こういふうに目下のところ考えております。

○横川正市君 これはおもに北海道のテンサイ糖の生産等を中心といたしまして改善事業の重要項目に該当いたしますから、この点について、だいぶおそくなっておりますけれども、いずれ具体的な内容は農林水産委員会でやることとして、この際、柱となる三本立を聞いておきたいと思います。

その一つは、まずこの砂糖の消費量が、今すぐお答えいただければ今すぐお答えをいただきたいと思うのでありますけれども、過去において大体こと十年くらいの統計といふことが必要なんでありますけれども、三年ぐらいでよろしゅうございますから、この消費者の消費量の増高する経緯を、どういふふうに進んできたかをお答えいただきたいと思います。もちろんこれは将くことも当然考え方でなければならぬのでありますとして、これは消費をする

量が将来どう上がるかといふことによって、日本の砂糖産業といふものの見通しがつくわけでありまして、その砂糖産業の将来の見通しがついた上で、私はこの甘味資源対策について一そろひとつ具体的に聞いていただきたいと思いますから、その増高の経緯をますもつて御説明いただきたいと思います。

○政府委員(大沢融君) 砂糖の消費の動向ですが、これはこまかい数字を申し上げて恐縮なんですが、会計年度で申し上げますと、今から六、七年前の三十年には百十万トン、それが三十三年には百二十六万トン、それから最近の三十六年の実績は百五十六万トン、さらに三十七年にはふえる見込みであります。これを一人当たりの年間消費量に換算してみると、三十年が二・三キロ、三十三年が一三・七キロ、三十六年が一六・五キロ、三十七年はさらに一七キロくらいというふうなことで、この消費の趨勢は所得彈性値といふよくなことははじいてみますと、最も大きなプラスになるようでありますし、諸外国での砂糖の消費量ということを考えましても、これからさらにさらに伸びていくといふようなことが考えられます。

○横川正市君 砂糖の消費量が伸びていくだらうという見込みの上に立つて、砂糖産業に対する農林行政といふものがどうあるべきかという点で、まず一点、この十月の初旬に、農林大臣と総理との間で砂糖の自由化についてのほほ意見の一致が見られたと、こう言わせておるのであります。砂糖自由化についての総理と農林大臣との意見の一一致をした内容。

それからほほ四月自由化、こういうふうな見込みのようでありますけれども、この期日について間違ないかどうか、これをひとつ明らかにしていただきたい。

○國務大臣(重政誠之君) 私と總理との意見の一致をした内容というお話をあります。が、これは砂糖の自由化をこの国際貿易の情勢の上からいけばやりたいというのが總理の御意見であります。私は、もう国際貿易の状況からいたします」というと、どうもいつまでもあります。現状のままであるわけには参らない。近い将来に砂糖の自由化をいうことは、現実の問題としてこれは起つてくるであろうということを私も考えておつたわけであります。しかしながら、砂糖の自由化をいたしますには、国内の砂糖産業というものが独立ができるような施策を講じなければ、現状のまま砂糖の自由化をするといふことについては私は反対である。でありますから、まず先決の問題は、国内の糖業というものが自由化をしてもこれが独立して立つていいける、こういう状態にこれを置かなければならぬ、こう考えまして、そのことを總理にも申し上げておいたわけであります。その後、私はいろいろ、国内の砂糖企業といふものがどうすればこれが独立していくことができるかということについて検討をいたしまして、一応の案を作成をいたしたようなであります。私がいたしましては、ただいま申上げますように、国内砂糖企業、しがつてました、これは原料を提供する農家にも影響するわけであります。が、これらが独立ができる、こういうことがあくまでも前提の条件であります。そ

の政策をすみやかに実行することが先決である。こう考えておるのであります。四月に自由化できるかどうかといふことでありまするが、それらの条件が四月までに満たされなければこれは四月にもできるありますようが、当然予算も必要であり、法律も必要であり、あるいはその制度も作らなければならぬわけでありますから、それが四月にできる、それらのことが完全に四月に行なわれる、こういふふうには現在のところ私は思つておらないのであります。それで御了承賜わりたいと思ひます。

○國務大臣(重政誠之君) これはただいま申されました新聞の記事といふものを受けにありましたような記事であるならば、それはちょっと私の眞意と異なつておるのであります。いやでも応じても、何らの準備も十分にしないで、四月にやるということは、当初から考へておらない、先ほど申しましたとおりであります。国内糖業産業、企業といふものが成り立つ、こういふにすれば成り立つ、これらの条件を満たさなければ、これは砂糖の自由化ということは行なわないということは、私が当初から考へており、また、これは主張もいたした方針であります。それは先ほど申ししたとおりに、法律制度も必要であれば、予算も必要である、こういうことでありますから、これはいすれ通常国会にそれらの点については御審議をわざわざすることになるだろうと思うのであります。そこで、またこれらが国会の審議状況にもよりまして、これが二月なり、あるいは三月の初めに、これらが全部国会を通過するというようなことになれば、これはまた格別、四月の終わり、あるいは五月の初めに実施ができるということになるかもしませんが、おおむねそういうことにも参らないと思うのであります。そうすれば、四月を目途としてやる、こういふうちに私は申しましたけれども、これは単なる目標であつて、ということは、早りやりたいということなんです。これは準備ができたら早くやりたい、ということであつて、準備ができなくても四月にや

うふうに御了承願いたいと思います。○横川正市君 これは実は新聞記事では、あなたの言うように、日本の砂糖生産関係のそれぞれの立場のものの保護育成という問題を考えながら、四月から自由化をするという案を持つているわけですね、農林大臣は。その持っているといふことの上に立つて四月から自由化するというのでありますから、私は少なくとも消費税、關税その他必要な法改正とか制度の改正とかといふものが着々と準備されていて、そして大体四月を目途にする自由化に踏み切っていく。こういうことが腹の中にあって、少なくともこれは池田・重政会談といふことで内容が一致したのではないか。こういふうに考えるわけでありますけれども、これは違つておるかどうか。

○國務大臣(重政誠之君) それは違つておるわけでもなんでもないのですが、それらの内容について縫理が一々承諾せられたわけでもない。予算は大蔵大臣と今折衝しておるわけですね。法律制度も今立案をいたしておりますが、これはまた政党内閣である以上は、政党のまた意見も聞かなければならぬ。こういふことになるわけであります。でありますから、これは縫理と私が意見が一致したとか、話が大体それでやろうということは大まかな話であつて、内容的にこれがつまらないと、私も踏み切るわけには参らなさい。これは当然のことであります。そういうふうに御了承願いたい。

○横川正市君 だから私が聞いているのは、いろいろあるでしょ、これは紅余曲折は、しかし、農林省としては

問題点が三つぐらいにしばられているんですねけれども、そのしばられたものを少なくとも通常国会ではこれを解消をして、そして四月実施を踏み切りたい。こういう考え方だというふうに理解していいですか。

いうことは、実施できるような格好にならなければこれはできないんですね。これは大体私が一人でこなせるものがあるんだが、けには——国会といらものがあるんだから、国会においてそれが法律が成立し、予算も通るというようなこと、その期日が一体問題なんです。ありますから、方針としてはできるだけ早く準備を整えてやりたいというのが方針である。たまたま早くやりたいといふ意味において四月を目指してということを言っておるんだ。これがわからぬかな、これで。

○横川正市君　今のやりとりをやつてある内容で、ちょっと私も気になつたのは、実はあなたのほうで方針を、四月から自由化に踏み切つてと、池田さんと話をして意見が一致したという新聞記事を見たから、その記事は農林省の方針として間違いないかと聞いているわけです。もちろんこれからいろいろ折衝されるところもありましようし、国会の審議も絶なければいけませんから、問題はその結果でなければなりませんけれども、農林省の考え方としては、あなたの出した三つの方針というものを通じて四月から砂糖は自由化に踏み切りたい、こういう方針を持つておられるんですかと聞いているんであります。あるんならあると答えてもらえばいいわけですね。

○國務大臣(重政誠之君) だからそういう月といふことに非常にこだわったうに聞かれるから、私は率直に私の考え方を今まで申したわけであつて、それが今ままで申したわけであつて、それを四月を目印にして準備を進めていく。準備を進めてそれができなければ四月はやれどもなんでもないんです。これはできだけ早くやりたい。それを四月を目指して準備を進めております。

○横川市正君 そこで国内ビート糖の保護政策で一応これは、日本の場合では、全体の消費量の八〇%が輸入される砂糖によつてまかなわれておるわけありますけれども、終戦以来、甘味資源については相当重要な産業として、この育成をいたしてきただなんど思つて、この育成をいたしてきましたが、その育成によつて、西ドイツやイタリアあたりでは、終戦以来ありますけれども、砂糖の生産をどういうところまでの比率にもつてしまふとされているのか。ことに、西ドイツやイタリアあたりでは、終戦以来ありますけれども、砂糖というものは自給ができる〇〇%自給ができると、日本の場合には、一〇〇%の五分の一の段階にしか来ておらない、こういふ状態なんです。将来、これはどこまで国内生産を高めていくのか、その目をどこに置いておられるのか、それまずお聞きをしたい。

るために、一億ドルも外貨を払わなければならぬ、これをそのままにしておくということは、この面から考えて、できるだけこの外貨の支払いを少なくしていかなければならぬということは、当然のことです。それからまた、農政上の問題から考えて、北海道のようなところでは、ビートを取り入れていくことが、これは非常に重大なことである、こういうふうに考えまして、できれば、一つも輸入をせぬで済むようになれば、これほどけつこうなことはないとは思うのであります。これがなかなかそろはない。一応北海道厅並びに農林省において立てられた計画といふものはあるわけであります。ところが、これは率直に申しまして、その計画に沿つてビート工業を発展せしめる、あるいはビートの栽培をどんどんふやしていくということには、私は、現在までは欠けるところがあるのではないかと、こう私は考えたわけであります。

なたのほうが疲れるから、老婆心ながら、簡単でいいですから、たとえばこの生産計画はどのくらい残すつもりかといったら、今は八対二だけれども、これを五分五分にしたいとか、何年計画でどうしたいとかいう方針があるるでしようから、それだけ答えてもらえばいいのですが、そこで、ちょっとお梶原長官にお聞きしますが、過去五年で、くらいの間の原料生産、北海道のビート、テンサイの原料生産が、これは当初の目標に従って、逐次増高されていっているのですか、それとも減少の段階にあるのですか。その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○政府委員(大沢融君) 三十四年に、御承知のように、甘味資源総合対策と云ふことで考えました当時の見通しに比べまして、三十四年ころまではビートが、北海道の面積も、あるいは反収も伸びておりましたけれども、私の記憶が違わなければ、三十年から少し減り、三十六年、さらに今年も、その当時見通しておりましたほど、面積を伸びない、あるいは反収も伸びないと、いうような状態で、当時考えておりましたほど伸びておりません。

○横川正市君 昨年ですか、一昨年でしたか、一昨々年でしょ、何か相当に一ヵ所、それから同じ十勝本別に一ヵ所と製糖工場が新しく建てられております。それから現在さらに四ヵ所にわたりて新しい工場の建設認可の申請があるようありますて、これについても農林省として、これも新聞記事ですから、お答えいただかないと真相はわかりませんけれども、ここ一、二年の間にさらに四工場追加をする、

は、きわめて砂糖の需要が増大をしていき、それから砂糖工業が必ずしもマインズの工場ではなしに、前向きの工場である。それなのに、生産者では作付反別が減少し、現在動いております工場をも十分な原料の供給ができないという、一休、生産者に対する指導とか、あるいは振興とかいうものは、これはどういうふうにされようとしておるのか、この点が実は、私どもが砂糖の問題をちょっと見たときに、一番最初にぶつかる疑問なんです。そこへ持ってきて、四月自由化という問題が出てくる。国内の砂糖に対する政策がほとんどないので、四月自由化ということになら、たいへんなことになります。そういうのが、これまで私どもの質問をするところであります。そういう点で、農林省としては、この砂糖の方については、何かもう少し筋道の立った行政上の姿勢といいますか、そういうものがあつていいのじゃないかと思うんです。これは一休どもするつもりなんですか、今日以降ですね。

業も赤字である、したがって、このビート糖についてはそれだけの幅がで
きるのであるから、それだけの幅がで
きる程度上げることができる。あるいは原
料が、現在少ない原料であつても、そ
の赤字を少なくすることもできる。そ
のうちにビートの生産をふやしてい
く、いろいろことでいけるのではないか。
簡単に言えばそういうようなこと
も考えて、この消費税の振りかえ、関
税の振りかえということを考えたわけ
であります。その他まあ政府のやりま
すのはビート糖の買い上げの問題であ
りますとか、まあいろいろこまかい問
題はあるわけであります。そういう
ふうにいたしまして、とにかくビート
糖業といふ糖業企業といふものとて
かくこれは独立していくようにする。
こういふことを考えなければならぬの
であります。

それから先ほど申されました、さくら
に四工場の設立を農林省が認めるので
はないかといふような新聞記事のお話
がありましたが、私は生産の増強に心
じて工場の設備はすべきものである。
こういふうに私は考えておるのであ
ります。当初作りましたこの計画に即
応して工場を作るというのではなくて企
画のうちには、いろいろな考え方で私ら
はならぬ、こういふうな考え方で私ら
おるのであります。したがって、そ
れは現実の生産に即応していかなければ
なりません。ある計画に即応して生産が
ふえておるかどうか。ふえておらなければ
りません。当初作りましたこの計画に即
応して工場を作るというのではなくて企
業も赤字である、したがって、この
ビート糖についてはそれだけの幅がで
きる程度上げることができる。あるいは原
料が、現在少ない原料であつても、そ
の赤字を少なくすることもできる。そ
のうちにビートの生産をふやしてい
く、いろいろことでいけるのではないか。
簡単に言えばそういうようなこと
も考えて、この消費税の振りかえ、関
税の振りかえということを考えたわけ
であります。その他まあ政府のやりま
すのはビート糖の買い上げの問題であ
りますとか、まあいろいろこまかい問
題はあるわけであります。そういう
ふうにいたしまして、とにかくビート
糖業といふ糖業企業といふのとて
かくこれは独立していくようにする。
こういふことを考えなければならぬの
であります。

るというわけには簡単には参らぬ、こういうふうに私は考えております。
○横川正市君 まあそういう部分について答弁をしていただきのいいのですが、時間がないからすばりそのものでやつていただきたいと思うのは、砂糖についてはこれはあなたのほうで、砂糖についてはこれはあなたのほうで、たとえばイギリスではどう、アメリカではどう、西ドイツではどうというふうに、大体その国でどういう政策をとられているか知っているわけです。ところが、砂糖に関する限り日本の戦後の状態というのは、三十五年かにこの甘味資源の法律が一本できたりで、ほとんど政策らしい政策というのは持つておらないわけですよ。だから私は自由化の問題がどうこうといふこともありますけれども、当面農林省としては、砂糖に対してどうするのかといふやつを一一本出さにやいかぬのが当面の時期ではないのか。大臣の言ふように、自由化にはこういう問題があります、それから国内のあれにはこういふ規制があります、いろいろな問題があるが、そりいした一つ一つをとらえて、ああです、こうですと言つていたのでは、これはまた政策論議になつて長くかかるから、私の期待するところは、一体あなたの農林大臣としての就任中に、きわめてすみやかなる時期に、砂糖に対するはつきりとした政策を打ち出す考え方があるかどうか。その場合、私は砂糖の値段の問題から考えてみると、ここに生産者価格からいきますと、アメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス、オランダ、ベルギー、イタリア、スペイン、オーストリア、日本とありますけれども、その中で、イギリスの次に一番日本が安

いです。税抜きで五十四円といふ価格で、アメリカが六十七円十銭、イギリスが四十一円六十六銭、西ドイツが十七円六十一銭、こういうふうに出ております。それがなぜ砂糖の価格が、日本の小売価格が、すなわち私どもが買うときには百四十円にもなるか、この点はいわゆる生産者保護とかなんとかということじや私はないと思うのですよ、実際にはですね。たとえば西ドイツには、それならば實際上自分でもつて原料を生産するのにどういう政策をとっているかというと、やはり国で相当この砂糖の生産については大きな振興策というものがあつて、そろして供給される砂糖の値段というものを安くしているわけですよ。だから、値段の面から見ても私は問題があると思うのです。

林大臣の認可事項でやつておるのでありますけれども、こんなものだつておそらく表面立つて出でこないのじやないですか、国会の審議その他には。こういったものがそのまま放任されてしまうということにも、私はまた理解できません。ただ、これはきようは具体的な質問はやめて、明日以降の決算委員会で明らかにしたいと思いますから実上きようの質問はやめますけれども、實際ね、現在のこの砂糖に対する農林省の方針というのは、実は数代の農林大臣のところでどんな取り扱いをしてきたのか。これはもう全部ひとつ洗いざらしにしないとわからないような状態、ことにこんなことで伏魔殿的な状態が放任されているということですね。こういった点を私は一体砂糖行政の施政として農林大臣はどうしようとされるのか。この際はつきり方針だけ聞いておいて、あとはひとつ決算委員会で質問いたしたいと思います。

の振興のためにその金を何、ておるわけであります。もとよりこれは私もそういうような行き方は私はあんまり好きでない。これははつきりひとつ取るものは法律で取る。そうして国庫の収入に入れるものは入れる。使うものは予算でこれは使うと、こういう方向に行きたい。こう私も考えておるのであります。それから大体その輸入糖、今のまあこの国内の甘味資源の開発上三十四年の開発の場合でも、結局この輸入糖の値段が中心になるわけであります。これが中心になりまして、ビート糖の値段もきまる。こういうことになりますので、そこで見方を変えますれば、砂糖の値段もきまり、ブドー糖の値段もありますが、その税金を減らすことができぬということは、結局、国内のあるいはカンショであるとかサトウキビであるとかあるいはビートというようなものを保護するという建前から、これを税金を安くすることができぬというのが現状であるわけであります。そこで、私がさることながら、ども述べになりましたとおり、政府ができるだけのこれに対しても助成もいたし、そうしてまた、生産の指導もやつて、そうして内地の糖業そのものが立ち行くようにこれはすることが第一義である。こういろいろに考えて、今その方針をきめて、具体的にその政策を立てて関係方面とも今折衝をいたしておる段階であります。

文、これはよく書かれておる、「読して。」こういう工合に社会情勢の正確な認識ができるようあるならば、多くの國民がことごとにどうせ役所のやることだということで、まあ期待と関心をそらしておる。この中にあってこれほんざらでもないなという感じがないたたのであります。相當いかすじやないかといふことすら感じたくらいだつたのです。ところが、だんだん次に触れてきますると、實際率直に書いてがつかりしちやつた。こういふような、くどいようですかれども、前文の中に書いてあるのは「行政運営の適正円滑化を確保する上において最も重要な基礎となるものである。」「國の行政組織は、」それであるから「常に時の要請に応じて改善整備されるべきものである。」こうしておいて「特に、最近、農林水産漁業と他産業との間ににおける生産性及び所得水準の格差は拡大し、他方、農林水産物の消費構造の変化、農林漁業人口の他産業への移動現象がみられる等農林水産業及びこれを取りまぐ諸情勢は急速に変化しつつある。」そのとおりです。的確な認識だと思いますのです、さつき申し上げましたように。ところが、一体これにどういふ工合にそれならば対処するかといふ点を探つてみると、全くがつかりしちやう。問題はこれに対処する道の中身が一体どうなんだ、われわれが感ずるのはその点だけなんですよ。まあずっととこの中に正面に書いてあるように、前文では農林水産あるいは農林水産漁業と、いかにもつかんであるけれども、あとになってみると、これはほとんど農林行政に関するだけのことで

「さういいますて、水産に關しては全く
をつぶつてゐる現状であるということ
なんです。これは當然こういうような
考へではこの情勢を認識されたこれに
対処するやり方としてはもう似ても似
つかぬものだと私は酷評したいと思
うのです。しかし、こういう問題は、た
だ私が要請をかねて次に質疑いたす
とに関連するのだから、この程度だけ
に言わしてもらつたわけですが、念の
ために言いますけれども、なぜこう分
言らかといいますると、証拠をあげな
ければならぬ。これは改正の要旨の中
の「一」の「農林省の機構の整備」、その
「五」の中に、ロ、ハ、ニでこう分
けて、わざかに「水産庁の機構及び所
掌事務の整備」、これをうたつておる
わけなんです。見てみると、何のこと
はない、これは所掌事務のことだけ
であつて、こうした激しい変化をして
おりまする中に対処する点が全然書か
れていないということなんです。その
中の一つといたしまして、私は先刻指
摘いたしました水産廳次長制の廢止と
いう問題が言えるわけですからども、
この点については、さつき良官もある
いは大谷政務次官も認識を新たにして
これには善処するという旨の答弁を得
たのでありますから、今さらこれを繰
り返す必要はない。問題は、この場で
言いたいことは、こういう中にあつて
ころの労働者というもの、これにどう
対処するかという点であります。私が
知る範圍においては、今まで漁業労働
いますが、班といふけれども、それは
實質は單なる係で、一人がそちらしか

いないものが担当していた。非常にこれは心細いことだと思っておつたのですが、こういう時局に対処するのに、こうした中身こそひとつ目を向けてもらわなければならぬはずだと思ふたのです。先刻もそれとなくこれに触れたまのように、日本の漁業というものが国際的な大きな性格を持つておるといふことで、いろいろなことに縛られておる関係から不祥な事件が起ころるわけです、次から次へ、食うためにやつておることが船が拿捕されてしまうとうう中で働いておるのに、ましてよその国で拿捕されて、実際に聞くに忍びない残酷な状態の中に置かれておるわけですが、こういう人々の血によって日本との多くの水産関係というものをどうにか成り立たしていかなければならぬ状態です。これら御本人は言うまでもなく、これらの家族のこの問題に向ける期待といいますか、要望といふもののは相当強いものがある。多くの説明をせずして血の氣のある者だつたらわかるらなければならぬはずのものなんですね。私は、近代的な行き方をするならばこのほうをまず第一に考えていかなければならぬと思うのです。多く見られるところの、大きな圧力を加えていくことのできない彼らの立場にもつと真剣に目を向けなければ困ると思つたのです。ところが、これを見ますると、一体どうなつておるかといふと、今までそしした漁業組合の中に置かれた、そこでやつておつたのが、ただ今度は改正案で新設されるところの企画課にこれを移してきた、これだけのことです。中身は何も変わつてないのだ。これはただ事務を移しているそれだけの

ことでしょう。こんなことで、くどいようですが、さつき言った、こうしあげ激しく変化していく、この困難な複雑な労働行政といものが、一体完璧なものであるといえるか。期待ができるか、こう考えているのですが、一體これらに対する大臣の的確な認識を正直にひとつ表明していただきたい。

○國務大臣(重政誠之君) 御指摘の労働関係の重要なことはもう全く御感でございます。ただいまお述べになりましたように、今回の改正におきましては、企画課を設けて企画課長がこれを担当していくことに考えております。十分ひとつ陣容を充実をいたしまして、遺憾なきを期していただきたい、こういうふうに考えております。

○田上松衛君 御答弁では企画課長がこれをお担当するというようでありますけれども、この中に示されている法案の内容を見ますると、それは大臣がその場当たりで言われるだけの話でありますて、そくなつてしないのです。これは企画課が扱っていきます中には、ちょっとびりここに今後新設される中にも表示しておりますが、ただ何分のいかの仕事のすみっこに、漁業労働に関する件、これだけ載っているわけであって、このほかに多くの仕事を企画課は持っているはずなんです。私はそれを認識しているのです。企画課を設けるということとの件についてそれ自体にとも必要だと考えております。これを完璧なものにしていく、水産業をやつしていくためには企画課がなければダメだということは百も承知です。了解いたします。だけれどもその中で何か問題を

業労務行政だけを担当する的確な責任のある人間が必要だと私は考えます。逆にお聞きしますけれども、企画課はみずからやるんですか。何か手足をどうのくらいたせるというお考えですか。

○政府委員(林田悠紀夫君) 事務的おことでござりまするので、私から答へさせていただきます。現在漁業の労働につきましては、先生御承知のように、漁業協同組合課がございましてこの中に一つの係があるわけございません。しかし、その係は漁業労働関係の保険の事務とかいろいろな事務をやっておりまして、二人くらいでやつておられる次第です。それで今回は水産庁の調査官室とというのがあるんでござりますが、それを企画課に昇格いたしまして、ちゃんと拡充をいたしまして、それに漁業労働の一つの班を設けまして、もちろん企画課長がみずからやるわけございまするが、その下に班を組織いたしまして、その班で十分漁業労働に今後もっと積極的な施策を進めていただきたいという考え方を持ってやっておるわけでござります。

○田上松衛君 言葉としては納得できることですよ、言葉だけでは。もつと中身について、班を設ける、その一休的な問題、打ちあけて下さい。もう少し。

○政府委員(林田悠紀夫君) 班の内容でござりますが、これは今まで一つの係の一部でやつておりましたので、構成されるわけでございまして、また八名ないし十名ぐらいの班で漁業労働課

よ。ですから、おっしゃるように、何かそらく流通関係を強化なさるようなお話ですかけれども、三十八年度予算にそういうものはないわけですよ。ですから、さあたって部に該当してもいいように思ふんですけれども、局になつたわけですね。しかし、これは看板倒れでありまして、これは特産局にしましては、容易に承知できないと私は思うのです。ですから私はたびたび申し上げておるよう、非常に日に当たる園芸をいうものと、行政組織としての、あるいは行政の量としての園芸というものは違う。これを何か急にふくらませられるような話ですが、どうもそうじやないようですよ。何かやられますか。

えなきやいけない。その場合に一番大きな問題になるのは、やはり予算とか、所管の法令とか、あるいはそういう事業量になるわけですよ。で、一体農林省の幹部ですね、これは園芸局を作るのが妥当だと見ていいかどうか。どうも私は農林省の幹部は園芸局を作るのを妥当と見ていいように思うのであるのが妥当だと見ていいかどうか。どなたがそれでいるのじゃないかと思う。されど、農林省では、どうも局は作るのだけれども、これは局にならない非常に妨害しちゃいけない。だからそこら辺が苦労しておられるのですね。これからまあ局になるようなものにもならない。まあ局長を置いて、そうして四人の課長を置けば、役人といふものはその仕事を探してくる能力は天稟持つてある。本能的に持っている。したがって、何らかの仕事を見つけてきて局みつたんだありますかね。今、私が大臣のお話を承っている限りでは、組織としてはやはり部にする、そうして局にしていくというような段階を踏まえられるのが妥当じゃないか。確かにこの振興局には普及部という部が一つあります。しかし、園芸局という局を置かれても差しつかえないと思う。しかし、この振興局というのは、農政局といふ、いうような形の農業経営を中心とした局になさるというのなら、それじゃ農産や特産や園芸もあわせて農産局なりはあるいはそりいったものにされたらどうかと私は思うのです。ですが、これあまりこの問題に深入りいたしまし

ても 石原さんの御発言もあります
し、適当に配慮をしてやらないと、お互いに理事同士でありますから、これが私はこの園芸については今申し上げたように、行政のペテランである農林省の幹部の人たちはそういうふうに思っていない、遺憾ながら。非常に苦労しているわけですね。局にしてみだけれども、確かに石原さんの御発言のよう、外部では局にせい、局にせいとういう、そういう声もあるわけです。
ありますけれども、そこは農林省は農林省として、行政をあずかる農林省は農林省として、あるいは大臣として適当なる御判断をいただいておやりにならないと、農林省の幹部というものは、きわめて封建的な、常識にきわめて反するような園芸局といつものができる、非常に遺憾だと思いますけれどもね、いかがでございましょうか。

されるとおりだと思うんです。ところが、どうも天の声かどこの声か知りませんけれども、局を作れというお詫がされた。これは農林省の幹部の方がいました。なぜなら、農芸局ができたように思えます。私も、農芸を奨励されて、あるいはそういう方面についての政策をどしどし立案されることについては大賛成です。そうあるべきだと私は思うのですが、遺憾ながらそういう状態にないので、大臣は、私一言で申し上げまして、どうも灯台もと暗しといふ傾向が非常にある、園芸局につきましては、全体については申し上げませんが、証拠をあげろといえば申し上げますけれども、証拠はあげませんが、私はそう思うという点を一つつけて加えたいと思います。これは決して園芸局に限らず、あとの地方農林局の問題につきましても同様であります。私は河野前農林大臣あるいは今の中政農林大臣が地方農林局の設置にあたってはもつと農林省の幹部の方々の御意見も十分聞いて判断なさってしかるべきじゃないかと思うのですが、なかなかそくなつてないので、後ほど注意をひとつ申し上げたいと思うのです。園芸局についてはもうさつきから長い長い話をしますけれども、一言だけ申し上げておきますよ、大臣。あなたは大政治家だといふ話がありましたが、農林省の幹部の人たちが園芸局というものを作ると、そして局長を置き、課長を置けば仕事を

探し出してくる本能を持っている。そういう生産能力を持つておるのだということをひとつ申し上げておきます。
それから次はだいぶ飛びますけれども、ちょっと繼ぎはぎが悪いのです。が、農政局について伺いたいのです。が、これは農政局はなかなかいい構想のものができたもので何ですが、しかし、ここで私、農業基本法ができまして、そして縦割りの局あるいは縦割りの行政といふものを総合調整企画する必要があるということを農林省は強調されまして、二年前の本内閣委員会におきましてその総合調整企画といふ権限を官房に付与したと思うのです、官房に。その同じ権限を今度は農政局に持つていかかる。これはどうも私は朝令暮改のそしりを免れない。われわれせつかく審議をして官房にこういう権限がつけ加わつたんだだけれども、それをいつの間にかまた二年ぐらいしたら別のところに持つていくということでは、これはどうも解せない。あまり粘土細工みたいな組織はおやめになつてもらいたいと思う。そこら辺のことを伺います。

たさせたいという考え方でございま
す。

○鶴園哲夫君 それは官房長、あなたが
新しく官房長になられたわけですから
御承知ないかも知れなければ、私は
先ほど申し上げましたように、官房の
農業基本法に基づくところの企画調
整機能というものを二年前のこの
内閣委員会で決定したわけです。ところ
がそれは誤りであったと、官房に
持つてきただのはこの官房の総合調整機
能というものはもとと変わったもので
なければならないという話のようですが

は困るのですが、証拠を申せと言ふ
れば申し上げますが、ちゃんと書いて
あります。
の政府委員（林田悠紀夫君） なお、今
回の農林省設置法の改正案におきまして
、農政局の所掌事務といたしまして
は、農林行政に関する企画を行なうこと
とする、それから農業經營の改善を
はかるのだといふように書いてござい
ます。農林行政に関する企画を行なうこ
とのが農政局でございまして、それが林
業とか、あるいは水産業にまたがりま
して、農林省の所掌事務全般の調整をや
るというのは官房いろいろに申し上
げておる次第でござります。
○鶴園哲夫君 官房長は勉強足りない
ですよ。そういうことは、ちゃんと
載つておるじやありませんか。農林省公報
で出しておられる農林省公報にちゃんと
載つておる。自己反省してもいいた
いと思う。そんなことをかし言つちやだ
のですよ。ちゃんと書いてある。これ
は前に昌谷官房長が農林省の機関誌で
書いてある。「昨年国会の決定で内閣官
房に総合調整、企画といふのを持つて
ある。だから、もう少しその点お勉強
を願いますよ。間違いで。私は
さうしたから、そういうような容易な形で機
構を考えられちゃかなわないといふこと
となんですよ、言いたいことは。書い
てあるんですよ、農林省公報に。ちゃんと
私と私のところに来ておるんですよ。
そんなばかな話をしてもらつちや困

ひとつ、これは譲りだと書いてあるから譲りであつたわけです。今度は譲りであつたから、こちへ持つていつたほうがいいということかもしれません。しかし、何せ農業基本法に基づいて二年前にきめたことですから、それをこちへ持つていくといふのは、どうも朝令暮改と私は先ほど申し上げましたが、そういうそりを免れませんですね。その点についてはどうかということについては、大臣の意見も承りたいのですけれども、大臣は政治家ですから、こまかいことについては申し上げないことにして、次に、今度あまり中に入りますとこまかくなりますが、時間の点もありますが、一つだけ中に入りまして伺つておきたいのですが、せっかく農政局を作られて、経営主体といいますか、経営を主体とした機構といふものを農林省へ初めてお作りになるわけですが、その場合に、できるなら經營について非常に重要な問題である肥料、こういうものを農政局に移されたらどうだつたらうかといふうに思うのです。經營について非常に必要な資材といいますと、これは肥料と農機具と農薬だと思うのです。これは三つの柱になつておると思いますが、その中の機械と農薬は、この中に入つてゐる。しかし、肥料は、これは長年の伝統もありましょうけれども、農林経済局に残つたところはなはだ遺憾に思ひますけれども、条件といたしましては、農業機械と全く同じ輸出入の関係、価格の調整、あるいは農業者とメーカーとの価格調整、こういう問題が仕事になるわけですが、その意味では肥料も農機

具も全く同じような性格を持つてゐる。にもかかわらず、今回これをことへせつからくの機会に一緒にされなかつたのはいかにも遺憾に思ひますが、肥料といふのはもう企業本位ではなくて、農業經營に結びつけた肥料として、価格調整の問題なり、メーカーとの価格の問題なり論議する段階に来てゐるのじやないかといふ氣もするわけなんですよ。そこら辺について、ちょっと見解を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(林田怒紀夫君) 先生よく御承知のとおり、從来、農業それから農機具のよくなものは、振興局で所掌をいたしておりました。肥料は経済局で所掌をしておるわけでござります。それで、今回におきましても、肥料の問題と申しますのは、どうしてもやはり化学肥料が主として大きな問題でございまして、それは特に農業と肥料の製造工業、化学工業との関連の問題、あるいは輸出入の問題といふうちに、きわめて經濟的な問題として浮かび上がつてくるわけでござります。それで、おっしゃいますように、これを農政局において經營としてとらえていくという考え方もございますが、しかし、当面の非常に大きな問題は、今申しましたような外部經濟との關係でござりまするので、むしろこれは農林經濟局において所掌させたほうがいいやつぱり、メーカーの問題ですよ。あるいは輸入の問題に基づきまして、農林經濟局で所掌させるということにした次第でござります。

だつて、肥料も輸出の問題といふものについても同じでしよう。しかも、農業経営にとつて、今、購買の量としては農機具のほうが肥料よりも多くらしいでしよう。ほとんど同じくらいと言つてもいい。農機具のほうがちょっと多いくらい。せっかく農業経営中心の農政局と、いうのをお作りになるなら、これは理由にならないです。そして、生産関係については通産省があちからつておるわけですし、農林省からも部長を出しておられるわけでしょう。どちらも首尾一貫しない。ただ、肥料をとるといふと、農林經濟局といふのがどうも局としてあぶなくなる、こういう心配があります。これは私は機構がどうこうと言ふのじゃなくて、農政推進の立場からいって申し上げているわけで、趣旨としては官房長のお話は筋が通らないという点を申し上げておきます。農業災害、農業保険課もありにされたようですが、何としてもこれを農林經濟局に置かれたのはおかしいものですね。ボール玉みたいに、農政局の所掌が農林經濟局に役ばれておりますと長くなりますが、何としてもこれで農林經濟局について伺いたいのですけれども、農林經濟局じゃないんですね。やりにされたようですが、何としてもこれで農林經濟局に置かれたのはおかしいものですね。農林經濟局といふのは、非常に性格があいまいになつたやうに思いますが、長いこと、農林經濟局といふのは伝統的に農政局の性格を持つておりますと長くなりますから、次に、農林經濟局について伺いたいのですけれども、農林經濟局といふのは、う意味で農政局的な機能を持つたものとして親しまれてきたわけですが、今回、この中から中心部であるところの

農政と農業協同組合を引き抜いて農政局に持つていかれる。そなりますと、農林經濟局というのは、非常に機構としては、組織としては、危險な状態に追い込まれられる。そこで、河野農林大臣が盛んに言つておられた海外の農業、東南アジアの農業、どうだ、こうだといふことに着目されて、海外の問題を取り上げてみたり、あるいは農業と外部の問題を取り上げてできたような經濟局のように思ひうるのですが、前の農林經濟局の性格はすつきりしていなかつたと思うのですが、できたら農林經濟局の性格はさらに一層性格があいまいなものになつておるのじやないかと思うのですが、そちら辺について官房長に伺いたい。

新しいものが出てきたのですが、そのほかに企業課というようなものが出でておりますが、こういう問題について、一体行政の量としてあり得るのかどうか。これは従来官房にあつたわけですが、どうもおかしなものになつたんですね。だといふ感じがするのですけれども、これはまあ次に移りますが、これはこの間北村委員が伺つたのですけれども、私念のために、もう一へんだけ恐縮ですけれども、伺つておきますが、今度肥料と飼料を、えさと肥料を一緒にするという問題について、過去に同じような経験がある。つまり植物防疫局といふものと動物検疫といふもの、これは植物防疫は農林經濟局ですか振興局ですか、そらして動物検疫といふのはこれは畜産局と、それはかつて二本になつておつたやつを一本にした。港湾行政といふ立場から一本にして動植物検疫としたのですけれども、それを二年くらいのうちにまた二つに分けた。その縁緒をどういうふうに判断をしたか、どういうふうに考へて、やがて組織だからといふふうにお考へになるかもしませんけれども、ここに働いている人は深刻です。これは仕事の虫みたいな者もいる。一生懸命やつているわけですがね。したがつて、やっぱり組織についてはですね、大臣はともかくとして、農林省の幹部は真剣に考えてもらわにや困ると思ふ。肥料と飼料は似たようなものだから一緒にせいと言ふかもしません。それは、というのはですね。今日あるといふ苦い経験があるにかかわらず、そ

され農林省首脳部に於ては苦い経験でないかも知れない。しかし、そこに勤めておる者にとっては非常に苦い経験だつたわけです。その反省を開いて、またこういうものを出してこられるとということは、いかにもうかつな評判だと私は思うのです。その反省を開いて下さい。

○鶴園哲夫君 私はこの動植物検疫の機構というものを整備して參りたい、かように考えておるわけでございます。問題についての反省を伺つたわけですが、おそらくそういう問題について御反省なく、また今回もおやりになつたんだらうと思うんです。そこで、実際にここに働いておる人たちの悩みは、かつて一本にしたときと同じなんですね。一本にしたけれども、上のほうは一方は畜産局につながり、一方は今度は農政局ですか、今度は農林經濟局ですね、つながつてあるところから見て、非常に矛盾があつたわけですね。確かにそういう面の配慮なくしてやられるといふことは、非常に私は遺憾だと思ひますが、これは時間がありますればもつと想ひますけれども、次に参りますと、水產庁ですね。その水產庁に今度漁政部にありました漁政課、これを簡単に言ひますと二つに分けまして、一つは企画課にして、一つは総務課ですか、そして長官官房、総務課といふのを作るのでね。妙に聞きなれない長官官房、総務課といふのができるわけですが、その理由とするところはわかります。漁政部といふのが水產庁の中のほかの部にかぶさるようなものでだんだんなくなってきた。したがって、人事、会計、経理、そういうものを長官官房のところで扱うといふ御意旨だと思うんです。しかし、そうしますと、これは論理の問題といったしまして、食糧庁はまあいいです、総務部といふのがございますから。したがつて、この総務部といふのがある意味で、そのほかの經理部、業務第一部、第二部というのにおおいかぶさつた性格を

持っていますからいいですが、林野庁の中の林政部の中の林政課、この林政部というのは水産庁と同じようにほかの部におおいからぶさっていらない面を持つてゐる。したがつて、この林政課といふのも同じ意味でいえば二つに分けて、林政課は企画課として、そして経理、会計その他を長官官房総務課といふのですか、そういうものにしていいじゃないかという印象を受けるわけなんです。その差異はどうですか。これは林野庁をこういうふうにしなかつたのは、林野庁から要望がなかつたからだ、水産庁からはそういう要望があつたからなのだということになれば、また妙な話になつてくると思うのですが、どうでしょうか。

ましても、林政部内で所掌しましては、仕事の分量がだいぶ減るといふよ
うな関係がござりますので、そういう見地から林政部の中において所掌しま
しても、仕事の分量の上から差しつか
えないだろうというような見地から、
そのまま残したような次第でございま
す。

うようなことがございまして、やむを得ずそういうふうな措置をとつたわけでもあります。

○鶴園哲夫君　この点については田上委員も主張されたようですがれども、私はこれは水産庁というのは、農林省

長に振り当てて、それがなくなるから
ら、それじゃ条約とかなんとかいろいろ
のがうまくいかないかというと、それ
は御安心下さい、大丈夫ですから。

史的な措置だと思うのです。従来あつた七つの農地部を廃止して、そうして地方農林局、そして農林省の中にあるすべての外局——食糧庁は別ですが、林野庁、水産庁、さらに中の内局はすべて全部出先を地方農林局に持っていく。言うならば、プロフク農省というのができるわけです。これは非常に大きめ

思うのです。その中で、ここで主張いたしておりますけれども、結局、一つは自治体といふものが——都道府県ですね、今度は北海道にできませんから道は抜かして、ほかの都府県、この自治体との関係が一つあるというふうに目されますですね。それから、要するに

水産庁といらのが漁政部、調査研究部、漁港部、生産部と分かれているが、その関係が若干的な要素がからんでいるようとにれたのですが、水産庁は従来そういう傾向はありますし、そこ

ら辺を勘案されたわけですかね。これが不満なようですね。それをお勧めされたことが不満のようですね、水産庁としては。まあ、あんまり内部に立ち入つてもなんありますから……。しかし、どうもこれも形式的なような感じがしますですね。

次に次長の問題、さつき民社党の田原一也は海外との漁業交渉がなくなるたましいい。あるわけでしょ。それを何で農林省の幹部は弱腰になつて、局長を作るために水産庁から次長をいたがりますといふよしな入れ方をなさるのか。これは大臣が出て一発勝負をするところじゃないですか。これは日ソ漁業協定

上委員も言われたようですが、これは何としても理解つかないですね。園芸局を作るために、局長を一人作ると、そのために申しわけないが、済まぬが、水産庁の次長を一ついただきます、こういふことですね。結論を簡単に言えば、それはやはり水産庁からいふと、これはやっぱり水産行政に対する、何といましようかね、おかしな話になりますね。いたしますぞ。それ以外にあるわけですか。局長を作るためにこれをいたいたいという以外に理由があるのかどうか。

○政府委員(林田悠紀夫君) 仰せになりまするようすに、確かに園芸局長の職に振りかえた次第でございますが、これは高級職員の数をふやし得ないとい

○國務大臣(重政誠之君) 先ほど官選職員を一応現在はふやさないといふ原則になつております。しかも、園芸局はぜひこれは設置する必要があるとい

業交渉の問題にいたしましても、アメリカ、カナダとの漁業交渉の問題にしても、李ラインの問題にしても、中国との漁業交渉の問題にしても、あるいはその他の各地の漁業交渉にしましても、そういう特殊な事情があつて設けられておつた。そういうものが多くなるわけですか。そうじやないでしょ。これはやはり農林大臣が一発やつぱりふんばつてですね、やるべきじなかつたですかね。大臣いかが、どういうふうに考えておられますか。

○國務大臣(重政誠之君) 現在のことより
ろはどうもやむを得ないので、御承
知のとおりに、将来の問題は、これは
当然に考慮をいたします。
○鶴園哲夫君 将来は考慮するといふ
ことがありますから、できるだけすみ
やかな機会に考慮してもらいます。こ
れは大臣の発言ですから、大臣の就任
中がいいですね。よろしくひとつその
点は念を押して要望いたします。

しばしば当委員会においても述べたところであります。そしてまた、ただいまお読みになりましたその理由で地方農林局を設けたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○鶴園哲夫君 私は、ここに書いてありますようなことでは、これだけのないへんな機構改革ができるといふふうに思はないのです。いろいろお考えになつたのだろうと思うのです。そこで、先ほど出しました農林省公報といふやうなものにその詳細が述べられておるわけです。これを見ますと、確かに農林省が、あるいは農林大臣が、地方農林局を作られますところのお考えというものがある程度出ているよう

で今までの農林行政といふものはどちらも権力農政であった。そういう農政ではならないというような考え方を出ていますね。いろんな考え方からこの地方農林局が出たように思うのです。が、これらをひつくるめて、私どもも理解のつくように説明していただきたい。単に地域農業だけでは、これは話にならない。きわめて他人行儀な話であつて、本委員会にはあさわしくない。これは大臣がお詫びになるにはさわしいけれども、審議にあたってはふさわしくない理由だと私は思つたがつて、もつと私のとつくり納得のいくように、私のさつき言つたようなことをつなぎ合わせて、すつきりとなつて御説明をいただきたい。

第一回 内閣委員会會議録第四号

昭和三十七年十一月二十日
〔参議院〕

うよろなどところから、水産庁の次長をさいます。水産庁の次長を園芸局の局长に振り当てて、それがなくなるから、それじや条約とかなんとかいうものがうまくいかないかというと、それは御安心下さい、大丈夫ですから。
○鶴園哲夫君 それは大臣、大臣のがまえの問題であつて、それじや次長というのは今まで要らなかつたじやないでしょか。そんなおかしな話、それは心がまえとして承つておきます、政治家ですから。ですけれども、これはやはりそんなおかしな話をされたのでは……。まあ、一つこれは私は次長は復活すべきだと思うのです。どういり立場からいましても、園芸局長の犠牲になることはいけない。園芸局は部でも今のところはいい、将来局になさつていといふ氣持なんです。この点については考慮される余地はありますんでですか。大臣、そつけない返事をはだめですよ。考慮される余地はありませんですか。

思うのです。その中で、ここで主張いたしておりますのは、いろいろ言つておりますけれども、結局、一つは自治体といらものが——都道府県でありますね、今度は北海道でできませんから道は抜かして、ほかの都府県、この自治体との関係が一つあるといふに目されますですね。それから、要するに、この自治体というのが農林行政を遂行するにあたつて信用に足りないと、いう点、これがあるのじゃないかと田畠業の確立というお話でしよう。きめやかな農政といふような話でもあります。それからもう一つは、地域農業の確立といふお話をしよう。きめやかな農政とか融資とか、從来農林行政といふものはどうぞ遂行してきた行政手段である補助金、金融資、こういうものから脱却したい、という考え方もあるようですね。そして今までの農林行政といふものはどちらも権力農政であった。そういう農政ではならないというような考え方も出ていますね。いろんな考え方からこの地方農林局が出たように思うのですが、これらをひっくるめて、私どもも理解のつくように説明していただきたい。単に地域農業だけでは、これはなかなかならない。きわめて他人行儀な奪い合いで、本委員会にはふさわしくない。これは大臣がお読みになるにはふさわしいけれども、審議にあたつてはふさわしくない理由だと私は思う。たがつて、もつと私のとつくり納得のいくように、私のさつき言つたようなことをつなぎ合わせて、すつきりとなつて御説明をいただきたい。

○政府委員(林田怒紀夫君) 地方農林局を設ける理由につきましては、先生がいろいろな角度から御指摘になつた次第でございまして、大体私たちの考えをみな尽くしておるわけでござります。したがいまして、重複をするのもどうかと存じますが、あまり霞園農政で農林本省すべて画一的に取り扱つておるということにつきまして、これは各方面からいろいろその弊害を指摘されておるようなわけでございまして、そういう等質的な行政をやつておるのでは、農業構造の改善も行なわれないのでないじやないかというようなことが常に言われております。これを早く改革しまして、その地域々々に応じまして農政を進めていかなければならぬということになつて、そういうことに考え方を持つに至つたわけでござります。また権力的な行政からサービスを中心とした行政に変えていかなければならぬといふことでもその大きな理由でございまして、地域の実態に応じまして、できるだけ権限を地方のほうに移譲いたしまして、中央まで来なくてもいいようなサービス行政を進めていきたい。あるいは流通行政におきましてもそういう方向でやつていきたいというような各般の考え方を結合して設けておるわけでございます。

ですが、せっかく地方農林局に入つておられますから伺いますが、私は第一番目に、地方農林局というのを、やはり農林省の幹部が、どうも都道府県の農政あるいは農林部といいますか、そういうものが頗るみにならないといふ感じを持つておられるのじゃないかと思ふのです。そういうものがあるならば、これは率直に出してもらつてもいいのです。この農林省の公報によりますと、こういう言い方をしておられるわけです。なかなかかうがつていると思うのですが、それは戦前の県というのと戦後の県というのはだんだん変わつてきました。戦前の都道府県というものは国の出先機関であつた。しかし戦後は、これは憲法によつて自治体になり、それが逐次変わって、いろいろ変わつてきて、どうにも戦前とは違つたものになつてきました。したがつて、前と同じような、戦前と同じような考え方では農政の組織としてはだめなんだ。それを言つうなれば、國の行政といつものどもつとここではつきり言つて、いるのは、どうも國といつものと自治体といつものとの意思が違う。その場合に、農林行政といつものをやりたいといつ意欲が一本大きく貫いていると思ひうのです。そういう点はどういうふうに考えておられるのか。そのとおりなのか、伺いたいわけです。

で、今回の地方農林局と申しますのは、国の事務をここにおいて分掌する。県を地域的に集めまして、その地域を広く分掌していく、こうといふような考え方でございまして、県の事務をそれによって減らそうといふようなことではないわけでございます。

○鶴園哲夫君 この点はあとでもう一
べん最後のところで申したいわけなん
ですけれども、目下私は、都道府県に
いたしましても、これは近年財政的に
も逐次余裕が出て参つておりますし、
また農政の面につきましても、りっぱ
なやはり人材をかかえておるし、農政
というようなものを遂行する県として
役割を果たしているのではないかと思
う。だから、それらとの関係を協力態
勢をとつて、密接な関係をとつて進め
ていかれるといふことはいいのではないか
と思つのですが、農林省が各局、
各庁の出先を全部ブロックに持つて農
林省の国の行政威力といふものを通して
いくといふやり方は、私は協力を得
ないよろくなことになつてくるのではないか
と思つし、あるいは地方自治体と
の関係に摩擦を起しきし、自治団体の自
治といふものをやはり軽視をし、ある
いはこれをないがしろにする、こうい
う傾向を持つてゐるのではないかと思
う。農林省と内務省は昔からも大競争の
だならぬ間柄でありましたけれども、
今日そういう問題として処理してはな
らないと私は思います、そこら辺がそ
ちよつとあいまいですね。大臣、御答
弁どうですか。

○國務大臣(重政誠之君) それはもう一
だいまおっしゃるとおりです。單に
地方農林局を設けて現在のよくな考
え、本省の考え方を各県に押しつけよ

うなんといふことは毛頭考へてないものであります。これはやはり先ほどお房長が申しましたように、各地方ブロックと申しますか、似たような府県を集めてその間の農政等の所掌をいたしまして、各府県の実情に合つますが、これは各府県の実情に合つたような農政を執行をいたしたい、こう考えておるわけであります。決して、本省で考へておりますことを各府県に地方農林局を通じて押しつけようなどということは、毛頭考へておりますせん。

先がブロックにできるということは、これはやはり考えなければならぬことじやないかと私は思うわけです。そういう点は大臣どういうふうに考えていらっしゃいますか、伺いたい。

○國務大臣（重政誠之君） 現在でてきております地方農地事務局が、國の仕事を、端的に申しますれば、國營事業を執行するためだけにきておるのではないことは御承知のとおりであります。さて、これは縣營の事業、あるいは団体營の事業、そういうものも農林省の本省の農地局で、各地方事務局ができました前には、本質的には本省の農地局でやつておったわけですが、それではやはり地方の満足を得ることができない。いわゆるきめこまかな土地改良という事業を執行することができないといひのと、あれが設けられたわけではありませんが、私は、これが設けられただけであります。まして、土地改良事業というものがそのようにうまく執行せられ、その事業が非常な発展をして参ったと私は思つておるわけであります。同様に、やはり北海道から鹿児島まで、こう細長い日本は国でありますから、その地方によりましてずいぶん気候条件も違ひ、いろいろの土地の条件も違つておるわけあります。やはりその地方に適した農政を実行しようと思えば、どうしても地方農林局といふものが必要である。こう私は考えるわけであります。さらには、これに便乗してというよくなお言葉でもありましたけれども、必ずしもそつは考へておらないわけであります。水産業にいたしましても、やはりこれは地域的に相当の差異があるわけであります。したがつ

五七五字の書類を提出する。アーチーは彼の本業を終えて、本部に報告する。

て、やはりこれらも地方農林局の一翼

うことにしたということです。

としてその中に入つて、地域に応じた、その地方々々に応じた林業あるいは水産業といらものに關する行政が行なわれていくことが望ましいことである、こういうふうに私は考えております。

○鶴園哲夫君 それじゃ逆に伺いますけれども、北海道に今度設けませんで

広さは東北六県に新潟を合わせたよりですね。で、北海道に地方農林局を設けない理由は、これらの公共事業といらものを北海道開発局がやっているといふ点だろうと思うのです。しかし、今度の地方農林局というのは、そういうものではなくして、それも含まれておりますけれども、構造改善事業を始めといたしまして、北海道も、やはり水産業もありますし、漁業もありますし、畜産もあるし、園芸もあるわけで

が出了のは、道州制といら論議が盛んがね。ただ、地方農林局という考え方の関連でこれが発生したといらようになりますが、それで、私は通用しないと思うのです。

○鶴園哲夫君 道が取り扱つたつて、まだ大きいでしょう、北海道は、きめこまかなどいうなら、北海道も作らなければいけませんですよ。そんなおかしな話は、私は通用しないと思うのです。

○國務大臣(重政誠之君) 北海道につきましては、ただいま官房長が申しますが、北海道開発厅でいろいろまとめてやつております。ですから、九州といら州ができるならば、ということでしょう。それと

北海道開発厅でいろいろまとめてやつております。そういう点につきましては、私は記憶しております。

○政府委員(林田悠紀夫君) そういうことは別に考えておらない次第でございまして、やはり中央でやつておるの

○鶴園哲夫君 今度は見送つたといら話ですが、北海道は私はちよつとさつきど忘れしたのですが、國の出先機関といらものが直接出てきめこまか

な国の行政をやつている。しかし、今度はきめこまやかな農政をといらしく

私はこれはきめこまやかな農政をといらうのは設けなくてできるのじやないかと思つから聞いているわけです。北海道ができるなら、ほかもできそうだ、

○政府委員(林田悠紀夫君) 北海道につきましては、よく御承知のように、北海道開発厅が東京にございまして、

それが関東近県みたいなところはできないといらような話は、どうも私は解せないですけれども、北海道に設けられるわけですか、これから検討され

ます。だから、そういう点につきましては、十分大いに検討しなければいかぬ

○鶴園哲夫君 この問題はそらはいか

す。それで、別に北海道廳といら北海道の地方自治体があるわけでございま

すから、これがもう一つ同じように国に割り切るわけには私はいかないと思

うのです。そこでただいま鶴園さんが申されたことも一理あると思って、将

来は十分に検討いたしますと、こうい

うふうに申し上げたわけなんです。

○鶴園哲夫君 この点はしかし、やは

り非常に大きな問題があると思ひます

けれども、次にbrookについて伺いたいのですが、この間北村委員のほう

からも、地域農業、地域農業とおっしゃ

るけれども、あるいは今度は七つの

brookに分かれます。地域農業とは何だといら質問をしまして、

に、見送つたといら次第でございま

す。

○鶴園哲夫君 この問題はそらはいか

ない。今度は地方農林局設置する理

由といらものがはつきりしているので

すから、前の農地事務局ならいいです

よ。今度は地方農林局設置する理

由といらものが明らかなんです。その中の一

部を、あるいは二割なりといらようなも

うものが明らかなんです。その中の一

部を、これは北海道開発厅がやるとい

うのを、これは北海道開発厅がやるとい

うのを、これは北海道開発厅が

を分けてあるのですから、ブロックを分けてあるものを、何か今ある農地部というものの役割、これは農地の行政、農地の土木事業を行なうための行政区画と言つて差しつかえない。もつと言つならば、戦争末期の昭和十九年に開拓事務所ができた。五カ所でできた。それは國が直接開拓事業と緊急増産をやるという、國營をやるために五つの開拓事務所ができた。これは戦後農地改革を推進するために、それに從来引き続いての農業土木、緊急開拓と、いう事業を推進するために七つの、もつとさざいな、ごたごたとあります。が、しかも、その所在地は司令部のあるところに作った。それは特に司令部との連絡關係が重要であるから、司令部のあるところにそれができた、そういう沿革を持つてゐる農地事務局の地割りを、そのまま地域農業あるいは農林省全体の各行政の統一区画として利用されるのは、これは何といつても粗雑過ぎると私は思います。そこら辺の検討はどういうふうになさつてあるのか伺いたい。

区分として考えましても、大体現在における農地事務局の地域区分が現在におきましては農林局の地域区分としまして、比較的妥当じゃないかというような気持をもちまして、とりあえず七つの領域をきめた次第でございます。
○鶴園哲夫君 あなたいろいろの行政区画があるとおっしゃるけれども、いろいろの区画じゃなくて、それぞれの行政に従つて区画がある。いろいろあるのじやないのです。それぞれの行政に従つて区画はあるのじやないですか。今回それを地方農林局ということとで統一されるわけですね。その場所に、この農地事務局の区画単位でやられるということはきわめて機械的であります。何かおかしいじやないかとこい印象を受けるのです。そういう意味からいって、一体地域農業というのではなくて、何かじやないかとこい印象を受けるのです。そういう意味であつたら聞きたい。地域というのは体どういうわけか聞きたい。

○鶴園哲夫君 なかなか私の質問に対する答弁をいただけないわけですかけれども、まあ、水産の問題は、これはナシセントスであつて、陸の区画には大海原がある行政なんといふのは、これはむちやなんだな。ですから、水産庁の場合は、私はそれはナシセントス的な区画だと思うのです。しかし、それぞれ行政というものは区画を持つて考えておるのじゃないですか。だから、はく然とした区画といふのはないのですよ。私はそう思うのですけれどもね。だから、農業試験場といふのは、試験場として試験研究をやる建前から、全國をどういうふうに自然的なり、地理的なり、気温の関係なりといふものを考えて作つておるわけでしよう。あるいは統計でいえば、九大ブロックに分けてみたり、あるいは十一農区に分けてみたり、百五十の地域統計に分けてみたりとられたということ、私はそこからみたり、それぞれの行政の必要上からやってしているわけです。そういうそれぞれの行政の立場から区画といふものは分かれておるのを、今回農地事務局をそのままでられたということ、私はその点にどの程度の真剣な論議が行なわれてきたのかどうか、ただ、今あるから便宜上といふことでできたのか、私はきわめてこの点が経過としてははなはだしく粗雑にてきておると、こういうふうに思うのですよ。それはあとからまた詳細に申し上げますけれども、こういうもので、地域農業はどうだといふことを考へられたのじやはながございます。それで最も適した地域はだ粗雑ですね。大臣、答弁して下さりたい。

区分といふものが、どれが最善のものかということにつきましては、いろいろ御議論があることと存じます。それで、とりあえず農地事務局の地区区分で現在の地方廳林局の地区区分もまことに妥当ではないかと、いろいろな考へてございまして、たしたいといふ考え方でございまして、なお、地区区分につきましては、十分今後検討をいたしまして、経済の推移に応じまして、今後は流通問題も非常に重要になって参りまするし、あるいは都市の発達とか、産業の発達とかによつて地域も次第に変わつてくることと存じます。十分その辺は今後検討させていただきたいと存じます。

○鶴岡哲夫君 大臣、それでよろしくうございますか。これから地域の問題について考え方を直すわけですか。

○國務大臣(重政誠之君) ただいま官房長が申しましたのは、将来の問題を中心としたわけであります。現状におきましては、大体この七局に分けてやつていくというのが妥当であろうと、こういうふうに申し上げたわけであります。これは私もそのとおりに考えております。

○鶴岡哲夫君 さつき官房長が流通関係のことをおつしやつたんですが、それじゃ流通なんていふのは、東京、大阪の流通もろくすっぽ解決できないで、メーカーにしても、消費地にしても、東京、大阪の流通を解決しないで、ブロックが何でできますか。私らそんなものは地方でやるべきものだと思ふ。流通の問題なんていふのは、東京、大阪の問題をます解決する。これはメークの問題にしても、あるいはいろんな流通関係の中心地の問題を解決しないで、ブロックでなんて、そん

な話はどうもおかしいと思ふ。では、次伺います。(まだあるのか「討論採決」と呼ぶ者あり)そういうことを言うと、委員長、協力しませんよ、今後の審議に。
○委員長(村山道雄君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(村山道雄君) 速記をつけ
て。
○鶴園哲夫君 もう一つ。どうも官房
長の地域の考え方は、私は非常にばく
然としておるよう思うんです。私は
さつきから言つているように、行政そ
れぞれに地域というのはあるわけです
から、それはまあ一応おきまして、こ
の農業試験場を全然考慮されなかつた
のかどうか。地域農業、地域農業と言
われますが、さらに、権力農政からで
きるだけサービスなりそういう問題に
移らうとせつからく御努力のようであ
りますが、その場合にやっぱり重要な
は、地域農業にしてもサービスにして
も、これは試験研究機関だと思う。
で、プロックにおいてそれぞれ試験研
究といふものが行なわれてゐる。(もち
ろん全国共通なものも行なはれており
ます。その場合に、試験研究といふもの
については何らの考慮が払われなか
かつた。これは要らないといふわけで
すか。地域農業の技術体系のパック・
ボーンはなくともよろしいという考え
なのかどうか。
○政府委員(林田悠紀夫君) 農業試験
場の機構につきましては、先般の国会で
におきまして改正が行なわれたわけで
ござります。これはもう先生よく御承
知のとおりでございますが、したがい
まして、大体それで目的を果たしてお

ね。四名と五名二種類に分けて、四名の課、五名の課しかない。それできめこまやかな漁港政策という、補助金を十なんばも持つてどうやるのだと思いますね。それぞれの補助金の性質と、性格、知識とを十分マスターせよといいますね。これはたいへんなことですよ。それこそ浅く広くといいますか、これは補助金の配賦の事務だけでも手に負えないというように思いますがね。

○政府委員(林田悠紀夫君) 仰せにならぬよな点は確かにあるわけございまするが、この内容につきましては、たとえば農務課でござりますると、その中で蚕糸もここでやつていくといふことを考えておる次第でございまして、したがつて、蚕糸の係長が一名といふよな点はござりまするが、農務課全体としてその助成の仕事をやつていくといふよなことになりまするので、有無相通しながら農務課でやつていく。

それから、今後この地方農林局の定員の点につきまして、これで不備であるといふよな点がございましたならば、十分検討をいたしまして、定員のことなどござりまするから、その事務に応じまして最も適した配置を考えていきたいといふように存じております。

○鶴園哲夫君 いや、蚕糸局の人は一人出先におる。それで農務課の中でどうお詫びでしたが、それはどんでもない話ですよ。事実を混同するのもはなはだしいです。そういう農林行政を考えておられるのですか。蚕糸局の人は、蚕糸局の同僚、先輩、課長等にもいろいろ意見を聞きながら、あるいは隣の課の意見も聞きながら、勇気と自

信を持って仕事をしている。それを
人はうつておかれて、あとは全然知
ない園芸をやつた人、そんな話では
れは行政といふものの考え方方がおから
いですよ。何にしてあ課の中で取り扱
まれて、同僚、先輩、隣に意見を聞
て自信を持つて仕事をしておる。そし
て握つてやれといふ。そしてきめこ
まやか、そして七県だ、十県だと
う、そら、いろいろな地域農業といふ
のはおやめになつたほうがいいと私は
思うのです。行政といふものをどう
うふうに考えておられるのですかね。
ワンマンでじゃないのですよ。課の中
おいてこそ仕事ができる。一人きり離
てしまつたら、これは仕事できな
ですよ。事務の能力といふものは限
れておる。技術は特に限られておる
ですから、園芸やつておる者が蚕糸
技術わかるはずがないですよ。そろ
う局の中にはあって、それぞれ有無
じ、論議をし、あるいは話し合いま
し、聞いたり、勇気づけられたり、
て、自信を持つて行政に従事してお
わけであつて、一人突っ放して、一
置いて周囲はほかの局から来たんだ
それは園芸者だといふような話では
勇気も何もないですよ。課長はどうが
とおつしやるけれども、その課長はま
た、やはり本省に盛んに電話かけに行か
ければならないでしよう。一生懸命電
話をかけなければどうにもならぬ。
いうよう行政をやられるつもりで
すか。

○國務大臣(重政誠之君) こまかく一つ一つ拾うてこちらになられますとお話しのよろな点もあるらうかと思いますが、これはこういふ人員の割り当てになりますといふことの一応の案でありますから、十分にひとつそういうことは考えまして、支障のないようになりますといふことの一つです。されば、養蚕の県といふと、御承知のとおりに全国各府県にみんなどあるわけじやないのですから、そういうよろなことを考えて、ひとつ合理的に、御指摘のよろな点は支障のないようになっていきたい、こう考えます。

○鶴園哲夫君 それは私いろいろ例をあげて言つたのですけれども、簡単にわかりよく言えば、今蚕糸の係の問題を取り上げた。畜産も取り上げてみましょうか。畜産は三原の東海にしても十県の関東にしても、七県の九州地方農林局にしても、すべて七人で三つの係です。その三つの係に対しても十四の補助金を委託する、譲り渡す。そして法律に基づくところの許認可、これが六つ。六つの法律に基づくところの許認可、それでこれでやれといふのです。一体人をほかにするにもほどがあると私は思うのです。そして技術といふものを、きめこまやかな技術といふもの、どういうふうに考へておられるのか。これは農林大臣、定員は法律でまるわけですが、あとこれはちょっとやそとの問題じやありませんよ、これは。私の心配しますのは、本省からおそらく三千ぐらい出なくちやいかぬのじやないか。そ�しますと、県の上

に乗っかってたりして妙なもの——あとでまた補助金の問題等も申し上げますけれども、こういうようなことでは、これは地域農業の確立のためこまやかにも何でもならないですよ。ねらいはどこにあるのですか。別にあるのじゃないかという気がするのですけれどもね。

次に権限移譲について伺いますが、この権限移譲というのは、地方農林局設置について非常に重要な問題になつたわけですけれども、全国知事会等の問題についても非常に大きな問題です。し、また地方農林局を作る上においても、権限移譲というのは非常に重要な内容を持つわけです。ここに法律についても少しばかり……詳細な資料がないのですが、農地局については非常に詳細な資料があるわけです。その資料に基づいていろいろ伺うわけですが、これは詳細に伺うと時間もかかりますから、詳細には伺いませんですが、農地局についてちょっと伺いたいのですが、農地局は昭和三十一年以来農地事務局といふのができておる。ですから、十数年の歴史を持っているわけですが、これについて権限移譲せよといふことを盛んに言われた。この地方農林局ができるまでの間に農地事務局に譲り渡してある補助金の本数、これは地方農林局ができたから補助金の件数のは幾つあるか、そして今度地方農林局を作つた場合に、農地局が地方農林局に譲り渡せる補助金の本数、これは農地局四十二本、今まで譲り渡したもののがなんばあるかということを伺いたい。今譲り渡しているのがなんばあるか。

○政府委員(林田悠紀夫君) 今度地方局に移譲いたしましたといふうに考えておりましてのは、農地局公共としましては二十七件でございます。今まで農地事務局で地方へ移譲したものにつきましては、今すぐ調べまして御報告を申し上げます。

○鶴園哲夫君 これは今農林省から私のところへ配付になつた資料では、公共、非公共を合わせて四十二本今度地方農林局へ譲り渡すと、今までにどれだけ譲り渡しておつたかという点がやはり非常に重要だと思うのですが、非常に激しく——権限を移譲せよ 移譲せよという意見が、県並びに農地事務局から非常に強かつた。なんば譲り渡しましたかと、いうことを聞いています。だから、これは非常に重要な問題じやなれだけの権限を移譲したかということはいいかげんに考えておるのじやないか、地方農林局のこと。そういう考え方であつたら、やめたりい。これは権限移譲というのは重要な問題じやないか、比較する場合に。今まで農地局はどうしてやっておつたかということです。それを今後どういうふうに運営するのかという比較対照の中でこの今後の地方補助金の権限移譲の問題を論議しなければ比較できない。農地事務局の権限移譲は今なんぼあるかといふことがわからないようでは、どういう検討をしているか、私ははなはだしく不満です。それはあとで答弁してもらいましょう。

それで次伺いますが、今度補助金を百二十二本譲り渡すわけですね、林野から含めまして。地方農林局の百二十二本、この百二十二本の補助金の譲り渡し方というのは、どういう基準に

基づいて譲り渡したのか。それを私のもらつた資料では、今度の臨時国会になつてから資料に出ておる百二十二条、この補助金はどういう基準に基いて譲り渡したのか。あるいはそれを譲り渡すには何らかつてられておるのか。譲り渡しのあと勝手に取り上げられるというようなことでは、これは権限移譲にならない。何かはつきりしたものがあるのかどうか。この権限移譲についてはこれは非常に重要な問題です。五千坪の農地については、前は五千坪は農地事務局にまかしておつたが、河野さんが農林大臣になつてから、この五千坪は農林大臣だといふので省に取り上げられた経験もあつて、非常に新聞をにぎわした。そういうこともあるから、非常にあいまいな形で、補助金なりあるいは法律に基いて許認可の移譲というものが明確な基準でやつておるのか。その基準がはつきりしておるか。ますその基準を伺いましょう。

いふのがございまして、それから世
方農林局に移譲し得る事務にいたしま
しても、たとえば全国的な規模の団体
の指導監督、助成というようなものと
か、あるいは安定価格の決定のようす
価格安定のため企画事務とか、あづ
いは生産需給の調整に関する事務と
か、あるいは全国的視野において行な
うべき地域指定とか、それから国が直
保険を行なつてゐる保険事業の補助とか
とか、そういうふうなものは譲り渡さ
ないということを原則にいたします
て、その他のものはできるだけ譲り渡
すということを原則にしております。

らまくわけでございます。それを、全国ベースとしてながめなければいかぬ団体というものにつきましては、これは渡せないということを原則にしているわけでございます。それでその事務につきまして何を移譲するかというような基準につきましては準則を設けまして、これを告示するというようなことを考えております。

○鶴園哲夫 準則を作る。まだ作つていらっしゃらないんですねが、これからお作りになるということですが、これはともかく不安定なものですね。これをえさして地方農林局を宣伝されたのじゃ、まことに処置なしですね。ですが、この点はそれじゃ一応、何かこれはこれ以上減らないので、これからふえていくのだという確認が大臣をしてできますかどうか、これをひとつ大臣。

○国務大臣(重政誠之君) これはどうぞおっしゃる意味がはつきりわかりませんけれども、それなら全部法律でも作らなければいかぬということにならないのではないかと思いますが、これはやはり行政の内容もだんだんに世の中の進歩とともに変わっていくであらうし、でありますから、移譲したものをおきくなる場合においてもこれは永久に世のものであります。普通の場合においては、そういうことはないと思います。

○鶴岡哲夫君 その点は、実際地方農林局として、あるいは県の場合として、これがはつきりしませんと、これがどうにもしようがない。ですから、この点の確認をしてくれといふ意見は非常に強い。どういうふうにして確認をすればこれは今後減らないのか、今後ふえていくのか、これもちょっとと目当つかないです。ですが、大臣の今の会話では、なかなかあいまいですね。大臣の御一存でいくわけです、権限ですかから。そうすると、何か理由があると統々とやる。あるいは場合によれば、課長でも係長の意見でも召し上げられていくことでしょうし、非常にこの点は不安定ですね。これがみそをかんですからね。地方農林局のきめこまかなどという場合のお宅のほうのみそばかり。これなんですかね。それがいま、な形では……。だから、これは何か特殊な例がない以上召し上げない、今後ふやしていくのだ、ふえるものが出でくるだろとうふうに言えますか。

○國務大臣(重政誠之君) 論説のことなりだと思うのであります。でありますから、こういふものは、どうでしょかが、ある程度やはり行政局を信用しておまかせ願わないと、何十年も、十五年も二十年も、まだそのあと不動のうちにこれをしようと、それを作つてやる、いうことになりますと、それを取り思ひし、一応今官房長が申しますように、一つの標準と申しますか、そういうのをつくりましたから、これはまた監督をめぐらすことになりますと、それを取りましてありますから、ことなりましょくし、でありますから、

ははある程度そういうことはひとつ行政
局を信用しておまかせを願わぬと、行
政機構の問題でありますからと私は思
うのであります。

○委員長(村山道雄君) ちょっと速記
をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(村山道雄君) 速記を始めて
下さい。

○鶴園哲夫君 これは大臣、この問題
は行政上の問題だと言われますが、地
方農林局設置については非常に重要な
問題であるから、その一言では片づけ
られない。したがつて、この問題はや
らなければなりませんけれども、今理
事打合会をやりまして、私も理事の一
人ですから、そろそろいきませんから、
簡単にこれからやります。

そこで、この補助金の問題について
伺いますけれども、この補助金は百二
十何本が移譲されるわけですが、しが
し、これは実際問題として、この補助
金についての地区の、補助金を出す地
区の決定権があるのかどうか。こまかいのは
ありませんよが、まずないと言つてい
いでしょ。

○政府委員(林田悠紀夫君) たとえば
国営事業でござりますと、これは中央
からどこどこということでいくわけだ
ございます。県営以下の公共事業で
ざいますと、そのプロックの農林局に
おきましてそれをきめるといふことに
なります。

○鶴園哲夫君 それではきわめてあい
まです。それはおかしい。そんなな
れども上へとこられることはあります
からどこどこということでいくわけだ
ございます。

かしなものはないですよ。地区の決定権は農地事務局にないですよ。これはすべて本省です。それでは構造改善事業といふのは、地区の決定権は、実際は県と協議することになりますが、本省じゃないですか。それを伺いましたよ。それから実施計画、基本計画についてはこれは地方農林局はできました。県営でもいいですよ。団体営もいいですよ。

○國務大臣(重政誠之君) 地区の決定権は、団体営はすべて農地事務局でやっています。

○鶴園哲夫君 それは大臣、建前ですよ。実際は、この地区決定権といふのは、やっぱり本省です。それから補助金も基本計画についても、これは本省ですよ。これは私がこの大きな補助金を全部電話して聞きましたら、十七本出ました。

○國務大臣(重政誠之君) 団体営はやはり農地事務局で、地区も決定してやっています。

○鶴園哲夫君 それでやりますか。地区の決定権といふのはここにまかしてあります。

○鶴園哲夫君 それでやりますか。地区の決定権といふのは、地区の決定権はその地方農林局に与える。いいですか。(それは、また失言問題だよ)と呼ぶ者あり) 団体について私が言つてるのは、そこには来てもらわなければなりません。やつぱりそのときには来てもらわなければいけないと言つてある。私は電話をかけて聞いたのです。そうじやないと言つてあるなら、その決定権を与えるのか。与

えない、こっちへ上がつてこなければいけませんよ。基本計画についても、全部本省でやつておるではありませんか。本省でやつておるわけですね。それが来てもらわなければなりません。大臣が答弁せんか。本省でやつておるわけです。やつぱり本省と連絡なしにやるというわけにはないでしょ。本省へ来なければだめでしょう。県営でもいいですよ。団体営でもいいですよ。

○國務大臣(重政誠之君) それからればいいですよ。その点どうですか。それは大臣が答弁してくれればいいですよ。

○國務大臣(重政誠之君) それは大臣が答弁つもりで、私の権限を移譲するわけですね。

○鶴園哲夫君 それじゃ、今の百二十件の補助金については決定権。それから実施基本計画の決定、これも地方農林局長が持っている。いいですね、官房長。

○國務大臣(重政誠之君) 実施の基本計画と簡単に言われますけれども、何の実施計画ですか。

○鶴園哲夫君 新規地区の決定でもいい。事業の基本計画でもいいです。構造改善事業の補助金は地方へ移すことになつていますね。

○國務大臣(重政誠之君) 構造改善事業は、これは地方農林局へやはりやることになつております。

○鶴園哲夫君 それじゃ、ここに上がつて百二十二の補助金については、すべての基本計画にし、あるいはすべての基本計画にし、あるいは地区の決定権にしろ、事実上、実質上、地方農林局長が持つ。今は二回ずつ本省に上がつてきているのですよ。

○鶴園哲夫君 官房長、それじゃ大臣の答弁と同じですよ。地区決定権は地方農林局長である。さらに基本計画の決定権もある、そういうことです。

○鶴園哲夫君 上がつてこなければいけない。それから、この基本計画についても来てもらわなければ困る。ですから、私の言うのは、百二十二本の補助金について地方に移譲するなら、その決定権を与えるのか。与

とになつてくるのですよ。

○國務大臣(重政誠之君) それは全然本省と連絡なしにやるというわけにはないだらうと思うんです。やっぱ

り具体的に補助金の総計を配賦しておるのでですから、どれだけ配賦をどこの

局にするかということは本省でやはり局長である、こういふことです。

○鶴園哲夫君 それじゃ、決定権は地方農林局長にある。ここに出ておる補助金については、すべてただ意見を聞くだけ、それだけでよろしい。それは必要があるから、私は農林省がよく謂べて答弁願いたいと思う。食言では、食い違つたでは。私は電話をかけて聞いておるのでですから、はつきりしてもらいます。

○政府委員(林田悠紀夫君) この補助金の配分までのいろいろな手続でございますが、これは農林省におきまして予算を大蔵省と折衝いたしまして、それで予算がきまつてくる。それに基づいてワクをブロック別におろしまして、その範囲内でブロックにおきまして決定をしていくといふことでござります。

○鶴園哲夫君 官房長、それじゃ大臣の答弁と同じですよ。地区決定権は地方農林局長である。さらに基本計画の決定権もある、そういうことです。

○鶴園哲夫君 これが大きい問題になる。やっぱり上屋を架するということになる。これは補助金を全国に配分しますね、その場合に、補助金を配分する場合に、それは各県の農家戸数なり、あるいは耕地面積なり、田畠の割合なり、あるいは資本、設備なり、いろいろな資料を使つてそれを各県に割り振る。そうしてそれをブロックにまとめる。ブロックにまとめたものを流す。流したもの

は中央でいたしまして、五等以下につきましては、地方農林局長に移譲するといふことだと想います。

○政府委員(林田悠紀夫君) 四等以上は中央でいたしまして、五等以下につきましては、地方農林局長に移譲するといふことだと想います。

○鶴園哲夫君 この点が、簡単に申しますと、非常に私は問題じやないかと思ふのですが、まあ四等以上といましても、実際は三等以上になると思ふますが、実際三等以上の人たちについては割合に全国との流動、本省との流動がきく。しかし五等以下の地方局長

京に上がってこなければいけない。これは言つていますよ、実際やつておる人たちは、それは来てもらわなければ困る。それをやらなかつたら、おれの仕事はないということになる。ですかね。だから、裏じゃおれの

にまとめて出す。だから、裏じゃおれの本省には幾ら出る。おれの県は幾ら出る

かといふうに聞いて来て、そして帰つてきて、またそれを計算して出す

方農林局という、こういう組織についても、結局、具体的の決定権といふの

については、農林省の廊下をうろろする必要はない。地方農林局へ、そこだけ行けばいい。農林省の廊下は闇古鳥が鳴くということになる。

○國務大臣(重政誠之君) けつこう。方にはわからない、実際やつていないのだから、それは。来れなくなつた

んですよ。そうならないから、僕は言つてゐるのです。けつこうな話をただいることをなるんじゃないですか。

○鶴園哲夫君 それはけつこうな話なんだけれども、そういうおめでたいた話にはならない。それは政治的な感覚でこれをお考えになつてもらつては困る。もつとこれは行政的な問題であるし、また、この場合においては、非常にこれが大きな問題になる。やっぱり東京に出てこなければならない。それはたいしたことではない。それは政治的な感覚でこれをお考えになつてもらつては困る。もつとこれは行政的な問題であるし、また、この場合においては、非常にこれが大きな問題になる。やっぱり東京に出てこなければならない。それはたいしたことではない。屋上屋を架するということになる。これ

は、それはたいしたことではない。屋上屋を架するということになる。これ

は補助金を全国に配分しますね、その場合に、補助金を配分する場合に、それは各県の農家戸数なり、あるいは耕

地面積なり、田畠の割合なり、あるいは資本、設備なり、いろいろな資料を使つてそれを各県に割り振る。そうしてそれをブロックにまとめる。ブロッ

クにまとめたものを流す。流したもの

は中央でいたしまして、五等以下につきましては、地方農林局長に移譲するといふことだと想います。

○鶴園哲夫君 この点が、簡単に申しますと、非常に私は問題じやないかと思ふのですが、まあ四等以上といましても、実際は三等以上になると思ふますが、実際三等以上の人たちについ

ては割合に全国との流動、本省との流動がきく。しかし五等以下の地方局長

人事については、他局との異動がきかない。またきいてはならない。地方農業についてのマスター、専門家でなければならぬないのですから、五年間は動かしたらいいかぬ。だから、庶務とか、会計とか、そういうものは全般的に流動が行なわれましょが、少なくともこうした補助金とかといふのを取り扱う技術者、これは少なくとも五、六年といふか、あるいは七、八年にわたつて固定するといふにしなければならぬと思うのですよ。そして、そういう人たちは最も農林省における中堅的な人たちですよ。これは、言うならば、村の助役的な知識は持ちましょが、非常にこまかい。しかし、そういうものの農政があるいは皆さん方が期待されるような地方農業の動きをいうものは、農林省の本省でつかめるのかどうか。三等以上の者はこれはぐるぐる動きますよ。こんなのはどうにもこどうにもならない。この間ににおけるギャップというものは非常に大きいと思う。

これは今本気になって五等級、四等級の連中が心配している。あるいは六等級の連中が心配している。そうなつたならば、助役的な知識を持たなければならぬと思う。一つのことについては、ここはこうだといふ知識はほんとうに持っているけれども、あるいは工業と農業との関係はどうなつているのか、日本の農業の目的はどうなつているのか、地域の関係はどうなつかれては、全くそれは縁一億ではないが、総白痴化組織じゃないかといふことが言われている。これは一、二年で

動かしちゃだめですよ。やはり五、六年か七、八年とめなければならない。それで局長とかなんとかというのではなくて、これはきわめておかしな存在だと田中はいふ。局長といふものは、これはフロントですよ。というのは、予算といふ

○鶴園哲夫君　それはなかなか言葉は
やすくして、農林省では年じゅう言わ
れておる。ちょっと氣のきいた局長
は、みんな年じゅうそれをおっしゃ
る。それで今まできているわけです。
そんなものはできっこないのです。そ
れはまた、それを言われるには、相當
の周到な配慮と教育期間が要ります
よ。

國のほうはそれに対しサービスを充てなっていくといふようなことを、今後この推移の上では考えられるのじやないかと存じます。

行政手段といふものは、それはサービスであるとか、あるいはそのほかのいろいろな援助であるというお話を、私はこれは危険であるといふふうに思ふわけです。これはよく言われるのですが、肩たきと顔つなぎによって行政手段といふものは進められるものではないと思うのですよ。そういうおいが非常に強いのですね。それはものによつてですね、ある時期は、それは農民の動きなりあるいは農民の不満といふものが、今後の農業が一番、農民が一番動搖するでしようが、その場合において一番また動搖してしまはずけれども、そういう場合に、補助金は少なくなるわ融資はこれでどん詰まりだといふふうな感じ、そこでサービスとか、肩たきとか、顔つなぎといふものによつてやるようなサービス農業ですね。私はこれは裏返すとそらうものだと思ふのですが、そういうものによって何かあるような気がしてしようがない。それはどうでしよう。

○國務大臣(重政誠之君) そういうことはあまり御心配を先々までせられぬでいいんじやないかと思うのですが、御承知のように、日本の農業の指導といいますか、そういうものが今の普及昌盛がてきて初めてサービスをやつておるというようなわけであると私は思うのですが、私はこれはやはりさぞかしありますが、私はこれはやはり進んでいくべきであります。その場合には、その方面は一段と進めて、アメリカのエクステンション・サービスに似たような方向にやはり進んでいくべきだと思います。それは断じて私はないと思いません。皆さん方御協力をいただいて、いろいろ融資の制度をやる。金を貸す方法があつても、農家はそれがわからぬい。それを、やはりそういうよな農家が金を借りる手続なり、簡単な設計なら設計までやれるぐらいになつてお世話をすると、どうところまで進むのが私は今後の傾向だらうと思うのです。そういうふうなことが進んでいけば、それに融資とか補助金をすりかえていくと、いうような御心配と私はお聞きしたのですが、そういう御心配なら私は要らないのじやないかと思うのですがね。

そういうものが地方農林局の行政を進める模範であるという考え方、これを私は心配するわけなんです。どうもそれは納得できないということです。

○國務大臣(重政誠之君) 直接やはり農業土木のことについて御引用になりましたから、私それについて申します

れば、直接やはり農家に接触し、あるいは町村に接触するのは、やはり県の出張所とかなんとかいうようなのが接觸するだらうと思うのです。今の農地事務局が各地方と常に接觸してやつていくという状態にはまだなつておらないと思うのです。

○鶴園哲夫君 それは大臣非常な認識違いますね。農地事務局の今あれを見ますとね、これはもう戦後はたいへん違います。私の村なんか農林省の農地事務局のお役人というのが年じゅう来ております。全部顔つなぎです。今の農地事務局といふのは、そういう非常に末端まで入っていますよ。全然違いますよ。今後、地方農林局ができる趣旨としてはこれを模範にするといふのですから、そういうようなものを進められると思ふんです。これは私たても問題があると思う、といふうに思ふんです。その点で、先ほどの十五分という約束がありまして、それで、これでひとつはなはだ遺憾でありますけれども、時間の関係がありますので、やめます。

○委員長(村山道雄君) 他に御質疑はありませんか。——別に発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認めます。

め、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。なお、修正意見のある方は、討論中にお述べを願います。

○石原幹市郎君 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております農林省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案を提出いたしました。お配りしておりますので、朗読を省略させていただき、その要旨を申し上げます。

第一は、林野、水産及び統計調査の事務を地方農林局に所掌せしめることについては、なお慎重に検討を要するものがありますので、この際、これらの事務を地方農林局の所掌事務から削除するとともに、その名称を地方農政局と改めることであります。

第二に、前国会におきまして成りた漁業法の一部を改正する法律により、新たに玄海連合海区漁業調整委員会が設置されたのであります。この委員会を水産庁の付属機関とするための修正を行なうことであります。

第三に、本法律案の施行期日は本年十月一日、地方農林局の設置及びこれに關連する規定は、本年十二月一日となつておりますが、これらの期日はなつておりますが、これらは本年十二月一日と本法律案の施行期日は昭和三十九年一月二十日、地方農政局の設置及びこれに關連する規定は、諸般の準備に要する期間を考慮し、公布の日から五ヵ月をこえない範囲内で政令で定めることであります。これらの修正に伴いまして、定員につきましては、あわせて所要の修正を行なうこといたしております。

以上の修正部分を除く原案に賛成をいたしまして、私の討論を終わります。題があるようにも考へるわけであります。しかしながら、与党・自民党と社表いたしまして、ただいま議題となつてお配りしておりますので、朗読を省略させていただき、その要旨を申し上げます。

○鶴園哲夫君 私は日本社会党を代表いたしまして、今提案になつております農林省設置法の一部を改正する法律案並びに石原理事事が提案されました法律案に対する修正点について、お配りしてありますので、朗読を省略させていただき、その要旨を申し上げます。

第一は、林野、水産及び統計調査の事務を地方農林局に所掌せしめることについては、なお慎重に検討を要するものがありますので、この際、これらの事務を地方農林局の所掌事務から削除するとともに、その名称を地方農政局と改めることであります。

第二に、前国会におきまして成りた漁業法の一部を改正する法律により、新たに玄海連合海区漁業調整委員会が設置されたのであります。この委員会を水産庁の付属機関とするための修正を行なうことであります。

第三に、本法律案の施行期日は本年十月一日、地方農林局の設置及びこれに關連する規定は、本年十二月一日となつておりますが、これらの期日はなつておりますが、これらは本年十二月一日と本法律案の施行期日は昭和三十九年一月二十日、地方農政局の設置及びこれに關連する規定は、諸般の準備に要する期間を考慮し、公布の日から五ヵ月をこえない範囲内で政令で定めることであります。これらの修正に伴いまして、定員につきましては、あわせて所要の修正を行なうこといたしております。

以上の修正部分を除く原案に賛成をいたしまして、私の討論を終わります。題があるようにも考へるわけであります。しかしながら、与党・自民党と社表いたしまして、ただいま議題となつてお配りしておりますので、朗読を省略させていただき、その要旨を申し上げます。

○鬼木勝利君 私は公明会を代表いたしまして、この法案に賛成をするものでございますが、本法案は、農業基本法の精神を具体化して、農業構造改善を目的として立法されたものと思考するものであります。なるほど、従来は全國農家を等質的に見た農政であったところに、深い疑惑を持ち、また非常に不満を持つてゐる、こういう点をつけ加えまして、委員会ルールに従つて賛成をするもの意を表します。

しかし、先ほど来申し上げましたように、この農林省設置法については、づく許認可の数等から考えまして、この地方農林局については種々重要な問題があり、屋上屋を架する面が見受けられるわけでありますし、また、農林省のプロック農林省のことき感じを与えるものができますことは、これは從来の農地行政、あるいは構造改善事業といふ特殊の事業はともかくといたしまして、内局の出先がこういうふうにブロックにできますことは、何といいましても、やはり府県の自治を監視するようになると、こういうふうに考えるようになります。さらに、補助金の問題あるわけであります。さらに、補助金の問題あるいは融資の問題を別にして、地方農林局が推進しようとする行政手段についても、先ほど申し上げましたように、深い疑惑を抱いておるわけであります。また、そのため農政だと農林省の責任者各位は説明をされおりませんが、なるほど私もさういふに思ふりますが、なるほど私は農地適作、需給の合理化をはかつた、いわゆる生産、サービスを考えた地域ではならない、かように存するものであります。

○田上松衛君 民社党を代表いたしまして、農林省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案、及びこの部分

一部改正に関する請願（第一九九号）（第三二二号）

一、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律第二条第一項改正に

当、石炭手当及び薪炭手当の支給に

に関する請願（第二四八号）（第三一三号）（第三二四号）（第三二五号）

第一号 昭和三十七年十二月八日受理

水戸対地射撃場返還に関する請願

請願者 茨城県議会議長 鈴木光二外三十五万八千八

十名

紹介議員 郡祐一君 武藤常

介君 大森 創造君

七七八号）（第四二六号）（第四

六九号）（第四七〇号）（第四七一

号）（第四七二号）（第四七三号）（第

四七四号）（第五八七号）（第五八八

号）（第五八九号）（第五九〇号）（第

五九一号）（第五九二号）（第五九三

号）（第五九四号）（第五九五号）（第

五九六号）（第五九七号）（第五九八

号）（第五九九号）（第六〇〇号）（第

六〇一号）（第六〇二号）（第六〇三

号）（第六〇四号）（第六〇五号）（第

六〇六号）（第六〇七号）（第六〇八

号）（第六〇九号）（第六一〇号）

一、元満州電信電話株式会社職員の

在職期間を恩給法等の期間に通算

する請願（第二七八号）

一、建設省四國地方建設局松山工事

事務所勤務職員の待遇改善に関する請願（第一九八号）（第一九九号）

一、建設省四國地方建設局松山機械

整備事務所勤務職員の待遇改善に

関する請願（第三〇〇号）

一、旧令による共済組合等からの年

金制度に関する請願（第三九一号）

（第六五三号）

一、建設省四國地方建設局渡川工事

事務所勤務職員の待遇改善に関する請願（第四八八号）

一、傷病者の増加恩給等是正に

する請願（第五一七号）

かにその実現を期さなければならない情勢にあると考えられる。今般二百万の県民からも早期返還の署名を寄せて来るので、これら結果された県民の熱意を十分に了承されて、この悲願がぜひとも実現するよう格別の配慮と尽力をせられたいとの請願。

（第三九二号）（第四二六号）（第四

六九号）（第四七〇号）（第四七一

号）（第四七二号）（第四七三号）（第

四七四号）（第五八七号）（第五八八

号）（第五八九号）（第五九〇号）（第

五九一号）（第五九二号）（第五九三

号）（第五九四号）（第五九五号）（第

五九六号）（第五九七号）（第五九八

号）（第五九九号）（第六〇〇号）（第

六〇一号）（第六〇二号）（第六〇三

号）（第六〇四号）（第六〇五号）（第

六〇六号）（第六〇七号）（第六〇八

号）（第六〇九号）（第六一〇号）

一、元満州電信電話株式会社職員の

在職期間を恩給法等の期間に通算

する請願（第二七八号）

一、建設省四國地方建設局松山工事

事務所勤務職員の待遇改善に関する請願（第一九八号）（第一九九号）

一、建設省四國地方建設局松山機械

整備事務所勤務職員の待遇改善に

関する請願（第三〇〇号）

一、旧令による共済組合等からの年

金制度に関する請願（第三九一号）

（第六五三号）

一、建設省四國地方建設局渡川工事

事務所勤務職員の待遇改善に関する請願（第四八八号）

一、傷病者の増加恩給等是正に

する請願（第五一七号）

いては、イ、改正法による六十才の年齢制限はすみやかにこれを撤廃すること、ロ、年次計画等の抑制措置はこれをかけて一律に実施し、やむを得ないときにもその期間を極力短縮すること、ハ、退職年次別の格差の調整につては、新旧退職者の間に生じてゐる恩給、年金等の仮定俸給の格差について公正妥当な調整を行なうこと、ことと旧恩給、年金による高齢の受給者及びはなはだしい低額の扶助料受給者等に対する調整法による生活扶助金等との均衡上からも、最も痛切な問題として特別措置を講ずること、

（五）福祉年金併給の適正化について恩給、年金等の他の公的年金の受給者に対する評議会が着々と進められている関係上、県においては、同射撃場の返還を実現することにより工業都市としての飛躍的な発展を図るとともに、しばしば米軍機によりひき起こされる事態から付近住民の安全を確保するため、これが返還について長年月にわたりたび重なる要望をくり返しておる次第であるが、今日に至るも、なお解決の見込みが見えぬままつまらない情況で、まことに遺憾にたえないところである。さきに県議会をはじめ県下の市町村議会においては返還促進の決議を行なつて関係方面に請願し、また日本原子力産業会議においてもこれが返還についての要望を各方面に陳情しております。いまや当射撃場の返還は、単に地域住民に対する人道上の問題だけなく、周辺地域の発展と将来のわが国の産業開発を真剣にめぐらす多くの人々の切実な要望であり、国

会並びに政府においては一日もすみやかにその実現を期さなければならない情勢にあると考えられる。今般二百万の県民からも早期返還の署名を寄せて来るので、これら結果された県民の熱意を十分に了承されて、この悲願がぜひとも実現するよう格別の配慮と尽力をせられたいとの請願。

（第三九二号）（第四二六号）（第四

六九号）（第四七〇号）（第四七一

号）（第四七二号）（第四七三号）（第

四七四号）（第五八七号）（第五八八

号）（第五八九号）（第五九〇号）（第

五九一号）（第五九二号）（第五九三

号）（第五九四号）（第五九五号）（第

五九六号）（第五九七号）（第五九八

号）（第五九九号）（第六〇〇号）（第

六〇一号）（第六〇二号）（第六〇三

号）（第六〇四号）（第六〇五号）（第

六〇六号）（第六〇七号）（第六〇八

号）（第六〇九号）（第六一〇号）

一、元満州電信電話株式会社職員の

在職期間を恩給法等の期間に通算

する請願（第二七八号）

一、建設省四國地方建設局松山工事

事務所勤務職員の待遇改善に関する請願（第一九八号）（第一九九号）

一、建設省四國地方建設局松山機械

整備事務所勤務職員の待遇改善に

関する請願（第三〇〇号）

一、旧令による共済組合等からの年

金制度に関する請願（第三九一号）

（第六五三号）

一、建設省四國地方建設局渡川工事

事務所勤務職員の待遇改善に関する請願（第四八八号）

一、傷病者の増加恩給等是正に

する請願（第五一七号）

古一、七一二 木村亮

都外千九百七十一名

紹介議員 小沢久太郎君

受理

この請願の趣旨は、第一号と同じであ

る。

（第三九二号）（第四二六号）（第四

六九号）（第四七〇号）（第四七一

号）（第四七二号）（第四七三号）（第

四七四号）（第五八七号）（第五八八

号）（第五八九号）（第五九〇号）（第

五九一号）（第五九二号）（第五九三

号）（第五九四号）（第五九五号）（第

五九六号）（第五九七号）（第五九八

号）（第五九九号）（第六〇〇号）（第

六〇一号）（第六〇二号）（第六〇三

号）（第六〇四号）（第六〇五号）（第

六〇六号）（第六〇七号）（第六〇八

号）（第六〇九号）（第六一〇号）

一、元満州電信電話株式会社職員の

在職期間を恩給法等の期間に通算

する請願（第二七八号）

一、建設省四國地方建設局松山工事

事務所勤務職員の待遇改善に関する請願（第一九八号）（第一九九号）

一、建設省四國地方建設局松山機械

整備事務所勤務職員の待遇改善に

関する請願（第三〇〇号）

一、旧令による共済組合等からの年

金制度に関する請願（第三九一号）

（第六五三号）

一、建設省四國地方建設局渡川工事

事務所勤務職員の待遇改善に関する請願（第四八八号）

一、傷病者の増加恩給等是正に

する請願（第五一七号）

（第三九二号）（第四二六号）（第四

六九号）（第四七〇号）（第四七一

号）（第四七二号）（第四七三号）（第

四七四号）（第五八七号）（第五八八

号）（第五八九号）（第五九〇号）（第

五九一号）（第五九二号）（第五九三

号）（第五九四号）（第五九五号）（第

五九六号）（第五九七号）（第五九八

号）（第五九九号）（第六〇〇号）（第

六〇一号）（第六〇二号）（第六〇三

号）（第六〇四号）（第六〇五号）（第

六〇六号）（第六〇七号）（第六〇八

号）（第六〇九号）（第六一〇号）

一、元満州電信電話株式会社職員の

在職期間を恩給法等の期間に通算

する請願（第二七八号）

一、建設省四國地方建設局松山工事

事務所勤務職員の待遇改善に関する請願（第一九八号）（第一九九号）

一、建設省四國地方建設局松山機械

整備事務所勤務職員の待遇改善に

関する請願（第三〇〇号）

一、旧令による共済組合等からの年

金制度に関する請願（第三九一号）

（第六五三号）

一、建設省四國地方建設局渡川工事

事務所勤務職員の待遇改善に関する請願（第四八八号）

一、傷病者の増加恩給等是正に

する請願（第五一七号）

（第三九二号）（第四二六号）（第四

六九号）（第四七〇号）（第四七一

号）（第四七二号）（第四七三号）（第

四七四号）（第五八七号）（第五八八

号）（第五八九号）（第五九〇号）（第

五九一号）（第五九二号）（第五九三

号）（第五九四号）（第五九五号）（第

五九六号）（第五九七号）（第五九八

号）（第五九九号）（第六〇〇号）（第

六〇一号）（第六〇二号）（第六〇三

号）（第六〇四号）（第六〇五号）（第

六〇六号）（第六〇七号）（第六〇八

号）（第六〇九号）（第六一〇号）

一、元満州電信電話株式会社職員の

在職期間を恩給法等の期間に通算

する請願（第二七八号）

一、建設省四國地方建設局松山工事

事務所勤務職員の待遇改善に関する請願（第一九八号）（第一九九号）

一、建設省四國地方建設局松山機械

整備事務所勤務職員の待遇改善に

関する請願（第三〇〇号）

一、旧令による共済組合等からの年

金制度に関する請願（第三九一号）

（第六五三号）

一、建設省四國地方建設局渡川工事

事務所勤務職員の待遇改善に関する請願（第四八八号）

一、傷病者の増加恩給等是正に

する請願（第五一七号）

</div

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六〇号 昭和三十七年十二月八日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 高知県吾川郡伊野町神谷 片岡清重外千六百八十七名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六一号 昭和三十七年十二月八日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 神戸市長田区五番町八ノ一ノ一 較谷幸一外六百一名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六二号 昭和三十七年十二月八日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六三号 昭和三十七年十二月八日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 佐賀県武雄市橋町 小林秀一郎外二千百四十名

紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六四号 昭和三十七年十二月八日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 山口県長門市通山口県退職公務員連盟

紹介議員

新潟市学校町三番町内

四百五十七名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六七号 昭和三十七年十二月八日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 島根県松江市南田町九百三十四名

紹介議員 佐野 広君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六五号 昭和三十七年十二月八日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 石川県金沢市並木町一〇七石川県退職公務員連盟内 織田信治外五千五百九十二名

紹介議員 烏山田次郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六六号 昭和三十七年十二月八日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 長野県上田市古里一、〇〇三 井出森門外三名

紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六九号 昭和三十七年十二月八日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 岡山県井原市上福太町二四八 塩飽準一外千二百五名

紹介議員

新潟市港町通一ノ町

一二、六五二 波多野直之外九千四百五十八名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 新潟市学校町三番町内

四百五十七名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六四号 昭和三十七年十二月八日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 島根県倉吉市新町三千九百九十四名

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六八号 昭和三十七年十二月八日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(二通)

請願者 丁目北海道国有鉄道退職者協会稚内支部内 千五百九十六名

紹介議員 天坊 裕彦君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六九号 昭和三十七年十二月八日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(十五通)

請願者 山口県防府市西國衛山口県退職公務員連盟内

五千四百名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七二号 昭和三十七年十二月八日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(三十九通)

請願者 岡山県井原市上福太町二四八 塩飽準一外千二百五名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七九号 昭和三十七年十二月八日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(四通)

請願者 長野県上田市古里一、〇〇三 井出森門外三名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七〇号 昭和三十七年十二月八日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(十二通)

請願者 静岡県榛原市相良町新庄一、一一二六静岡県支

職公務員連盟榛原郡支

一千九百九十四名

紹介議員 岡崎 真一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六七号 昭和三十七年十二月八日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(二通)

請願者 目黒県倉吉市新町三千九百九十四名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六八号 昭和三十七年十二月八日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(二通)

請願者 山口県防府市西國衛山口県退職公務員連盟内

会見八千

穂外千八百六十八名

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六九号 昭和三十七年十二月八日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(二通)

請願者 丁目北海道稚内市仲通北七

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(二通)

請願者 丁目北海道国有鉄道退職者協会稚内支部内

千五百九十六名

紹介議員 天坊 裕彦君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七二号 昭和三十七年十二月八日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(十五通)

請願者 岡山県井原市上福太町二四八 塩飽準一外千二百五名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七九号 昭和三十七年十二月八日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(七通)

請願者 兵庫県芦屋市打出小幡町三九兵庫県芦屋市打出小幡

町三九兵庫県芦屋市打出小幡

内三輪正一外七百三十名

紹介議員 岡崎 真一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇七号 昭和三十七年十二月八日

日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

兵庫県芦屋市打出小幡

町三九兵庫県芦屋市打出小幡

内三輪正一外七百三十名

紹介議員 岡崎 真一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇八号 昭和三十七年十二月八日

日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

北陸道三笠市多賀町二

○服部賀市外九百二十一十七名

紹介議員 米田 熟君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇九号 昭和三十七年十二月八日

日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

新潟市港町通一ノ町

二、六五二 波多野直之外九千四百五十八名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一〇号 昭和三十七年十二月八日

日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

二、六五二 波多野直之外九千四百五十八名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一五号 昭和三十七年十二月八日

日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

二、六五二 波多野直之外九千四百五十八名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一六号 昭和三十七年十二月八日

日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

二、六五二 波多野直之外九千四百五十八名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一部 内閣委員会会議録第四号

昭和三十七年十二月二十日【参議院】

第一九

請願者 千葉県銚子市末広町二ノ二九二 村田計吉外四千七百七名	紹介議員 木島 義夫君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 第一二〇号 昭和三十七年十二月十日受理	紹介議員 山本 利壽君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 第一二一號 昭和三十七年十二月十日受理	紹介議員 松平 勇雄君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(三通) 第一二二号 昭和三十七年十二月十日受理	紹介議員 松原源一郎外二千五百九十六名	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 第一二三号 昭和三十七年十二月十日受理	紹介議員 中野 文門君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 第一二四号 昭和三十七年十二月十日受理	紹介議員 谷口 慶吉君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(十通) 第一二五号 昭和三十七年十二月十日受理	紹介議員 草葉 隆圓君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 第一二六号 昭和三十七年十二月十日受理	紹介議員 小林 武君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 第一二七号 昭和三十七年十二月十日受理	紹介議員 井川 伊平君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 第一二八号 昭和三十七年十二月十日受理	紹介議員 幸田 敏夫君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 第一二九号 昭和三十七年十二月十日受理	紹介議員 松野 孝一君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 第一二〇号 昭和三十七年十二月十日受理	紹介議員 阿部 竹松君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 第一二一號 昭和三十七年十二月十日受理	紹介議員 林田 正治君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
請願者 愛知県碧南市赤土中庄村太郎外三百七十三名	紹介議員 柴田 栄君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 第一二二号 昭和三十七年十二月十日受理	紹介議員 西田 信一君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 第一二三号 昭和三十七年十二月十日受理	紹介議員 甲府市古府中町一、六七四保坂雅彦三名	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 第一二四号 昭和三十七年十二月十日受理	紹介議員 吉江 勝保君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 第一二五号 昭和三十七年十二月十日受理	紹介議員 平島 敏夫君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 第一二六号 昭和三十七年十二月十日受理	紹介議員 熊本市鷹匠町熊本県退職者協会旭川支部内藤田敦外千七百八十五名	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 第一二七号 昭和三十七年十二月十日受理	紹介議員 佐藤実重外九百五十四名	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 第一二八号 昭和三十七年十二月十日受理	紹介議員 阿部 竹松君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 第一二九号 昭和三十七年十二月十日受理	紹介議員 林田 正治君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
請願者 福岡県朝倉郡朝倉町烏丸一、五一五藤井寛三外二千六百八十名	紹介議員 森部 隆輔君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
請願者 北海道苦小牧市浜町三九西東貢松外千八十八名	紹介議員 森部 隆輔君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
請願者 愛知県碧南市赤土中庄村太郎外三百七十三名	紹介議員 柴田 栄君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
請願者 北海道旭川市新町三条五丁目北海道国有鉄道退職者協会旭川支部内藤田敦外千七百八十五名	紹介議員 吉江 勝保君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
請願者 北海道帯広市西一条南北二十丁目阿部直衛外八百九十九名	紹介議員 平島 敏夫君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
請願者 秋田市下中城町二ノ一一名橋新一郎外二千十	紹介議員 幸田 敏夫君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
請願者 北海道旭川市神居町一九佐藤実重外九百五十四名	紹介議員 松野 孝一君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
請願者 静岡県伊東市富戸五石井正作外八百七十名	紹介議員 幸田 敏夫君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。
請願者 鳥取市吉方町一丁目鳥取市退職公務員連盟内草野恵外九百三十名	紹介議員 幸田 敏夫君	この請願の趣旨は、第一号と同じである。

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一八七号 昭和三十七年十二月十日受
理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 兵庫県西脇市富田町一内 笹倉富太郎外四百九十四名

紹介議員 岡崎 真一君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 滋賀県東浅井郡虎姫町月ヶ瀬一七九中川俊一外七百九十二名

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(二通)

紹介議員 村上 義一君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 山口市上金古曾山口県退職公務員連盟山口支部内 河村四朗外千九百八名

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(二通)

紹介議員 二木 謙吾君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 奈良県大和郡山市高田口町二五吉川久一外三千二百九十九名

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 静岡県引佐郡細江町賀二一、五四三吉野栄藏外千三十九名

紹介議員 太田 正翠君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 岩手県宮古市第三地割第一九三号昭和三十七年十二月十日受
理

第一九〇号 昭和三十七年十二月十日受
理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 愛知県豊川市千両町千両一七愛知県退職公務員連盟内 大井慶次外千五百二十三名

紹介議員 杉浦 武雄君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 札幌市南二条西十二丁目 横口良三郎外千十
九名

紹介議員 小林 審一君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 表一、〇一四熊毛地区退職公務員連盟内 長野実意外一万五百七十
二名

紹介議員 田中 茂徳君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 長野県飯田市大王路二ノ三、七二九小林宣外九百五十五名

紹介議員 林 虎雄君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 川光二外八百五十九名字世繼一、二二〇小川光二外八百五十九名

紹介議員 村上 義一君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 札幌市南九条西四丁目 三国正外千二十五
名

紹介議員 国村文四郎君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 橋熊五郎外三千五百三十七名

紹介議員 松野 孝一君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

宇黒田八九ノ三 沢田理兵衛外二千三百七十
五名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九〇号 昭和三十七年十二月十日受
理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願

紹介議員 谷村 真治君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九〇号 昭和三十七年十二月十日受
理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願

紹介議員 小林 審一君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九四号 昭和三十七年十二月十日受
理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(十五通)

紹介議員 田中 茂徳君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九四号 昭和三十七年十二月十日受
理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(十五通)

紹介議員 田中 茂徳君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九四号 昭和三十七年十二月十日受
理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(十五通)

紹介議員 田中 茂徳君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九四号 昭和三十七年十二月十日受
理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(十五通)

紹介議員 田中 茂徳君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九四号 昭和三十七年十二月十日受
理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(十五通)

紹介議員 田中 茂徳君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九四号 昭和三十七年十二月十日受
理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(十五通)

紹介議員 田中 茂徳君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九四号 昭和三十七年十二月十日受
理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(十五通)

紹介議員 久保 勘一君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九四号 昭和三十七年十二月十日受
理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願

紹介議員 黒川 武雄君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九四号 昭和三十七年十二月十日受
理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願

紹介議員 松丸利一外三千五百九十六名
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九四号 昭和三十七年十二月十日受
理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願

紹介議員 黒川 武雄君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九四号 昭和三十七年十二月十日受
理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願

紹介議員 黒川 武雄君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九四号 昭和三十七年十二月十日受
理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願

紹介議員 黒川 武雄君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九四号 昭和三十七年十二月十日受
理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願

紹介議員 黒川 武雄君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九四号 昭和三十七年十二月十日受
理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願

紹介議員 黒川 武雄君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一九四号 昭和三十七年十二月十日受
理

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願

紹介議員 黒川 武雄君
日受理 この請願の趣旨は、第二号と同じである。

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願

紹介議員 石原幹市郎君
五千九百七十七名
この請願の趣旨は、第一号と同じであ
る。

第三三七号 昭和三十七年十二月一日受理

八 山名穂外四百六十
この請願の趣旨は、第一号と同じであ
る。

第三三八号 昭和三十七年十二月十
一日受理
恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(六十八通)

第二七四号 昭和三十七年十二月十
二日受理

大字大坂本 川野順平
外千十五名
紹介議員 後藤 義隆君
この説願の趣旨は、第二号と同じであ
る。

第二七五六号 昭和三十七年十二月十一日受理
二日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
紹介議員 堀 末治君
六名
北海道旭川市末広町一丁目 水野元忠外手十二
請願者
請願者 東京都世田谷区上馬町二ノ三五 横溝一清外
三千三十一名
紹介議員 石井 桂君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
請願者
請願者 德島県阿南市富岡町東新町 阿井周平外二千
百十三名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。
請願者
第三〇四号 昭和三十七年十二月十一日受理
三日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
請願者
長野県茅野市玉川三、五一六 保延武司外五
百二十五名

紹介議員 林虎雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じであります。

紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第一号と同じであ
る。

第三〇六号 昭和三十七年十二月三日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者　北海道上川郡上川町
新町　該野与吉外八百
七十二名

第三〇七号 昭和三十七年十一月十三日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する諸願

請願者 山口県下関市長府町峰澤
坂山口県退職公務員連盟
盟下関支部内 原田二
二外千七百八十名
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第二号と同じであ

—

第三〇八号 昭和三十七年十二月七日
三日受理

講願者 山形市東原町六〇山形
県退職公務員連盟内
長井小四郎外三千二五
七十二名

この論題の趣旨は、第一長と同じで、

る請願
請願者 福島県石川郡石川町字南町七六福島県退職内務員連盟石川支部内

紹介議員 松平 勇雄君
草野唐作外四百五名

第三六四長 昭和三十七年十二月
三日受理

紹介議員 中山 福蔵君
この請願の趣旨は、第一号と同じでま
る。

恩給・年金等受給者の処遇改善に関する議題

請願者　鳥取県岩美郡岩美町
田一七九　福美崢　是
二百六十八名
仲原　善一君

この講演の趣旨は、第一二号と同じであります。

恩給 年金等受給者の処遇改善に關する請願(三通)

この講演の趣旨は、第一号と同じであります。

講演會(十九通)
講演者 神戸市灘区弓木町二
七 土井保外千二百五
十名
紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じで
ある。

第四〇四号 昭和三十七年十二月七日受
理

厚生年金等受給者の待遇改善に關する請願(二十二通)

る。

第四〇五号 昭和三十七年十二月十 三日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(四十四通)	紹介議員 藤野 繁雄君 請願者 長崎県南高来郡加津佐町乙七六一 平湯至外一千四百六十三名
この請願の趣旨は、第二号と同じである。	この請願の趣旨は、第二号と同じである。
第四一〇号 昭和三十七年十二月十 四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願	紹介議員 加藤 武徳君 請願者 岡山県川上郡成羽町下原一、〇八六 大塚俊太郎外百五十三名
この請願の趣旨は、第二号と同じである。	この請願の趣旨は、第二号と同じである。
第四一四号 昭和三十七年十二月十 四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願	紹介議員 井川 伊平君 請願者 札幌市南十二条四十一丁目 嘉戸一郎外千二十六名
この請願の趣旨は、第二号と同じである。	この請願の趣旨は、第二号と同じである。
第四一七号 昭和三十七年十二月十 四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(二通)	紹介議員 増原 恵吉君 請願者 愛媛県北宇和郡広見町大字川上一、〇九〇九高瀬忠雄外二千七百八十名
この請願の趣旨は、第二号と同じである。	この請願の趣旨は、第二号と同じである。
第四一五号 昭和三十七年十二月十 四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願	紹介議員 三木與吉郎君 請願者 徳島市南内町一ノ四〇後藤田英一外二千八十五名
この請願の趣旨は、第二号と同じである。	この請願の趣旨は、第二号と同じである。
第四八九号 昭和三十七年十二月十 四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願	紹介議員 松平 重雄君 請願者 兵庫県明石市大蔵町八丁目兵庫県退職公務員連盟内政局連盟会津支部内星春治外三百三十名
この請願の趣旨は、第二号と同じである。	この請願の趣旨は、第二号と同じである。
第四九二号 昭和三十七年十二月十 四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願	紹介議員 木島 義夫君 請願者 千葉県市原郡市原町市原九二 山越毅一外四百二名
この請願の趣旨は、第二号と同じである。	この請願の趣旨は、第二号と同じである。
第四九五号 昭和三十七年十二月十 四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願	紹介議員 笹森 順造君 請願者 青森県弘前市袋町七六四青森県退職公務員連盟内神英造外二千七百四十九名
この請願の趣旨は、第二号と同じである。	この請願の趣旨は、第二号と同じである。
第四九六号 昭和三十七年十二月十 四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願	紹介議員 塩見 俊二君 請願者 高知県須崎市西古市町平田寛外千七百名
この請願の趣旨は、第二号と同じである。	この請願の趣旨は、第二号と同じである。
第四九〇号 昭和三十七年十二月十 四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願	紹介議員 安井 謙君 請願者 東京都日暮区宮ヶ丘一、八九四 中島儀平外三千四百六十七名
この請願の趣旨は、第二号と同じである。	この請願の趣旨は、第二号と同じである。
第四九三号 昭和三十七年十二月十 四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願	紹介議員 畠崎 真一君 請願者 札幌市厚別区厚別外六十名
この請願の趣旨は、第二号と同じである。	この請願の趣旨は、第二号と同じである。
第四九七号 昭和三十七年十二月十 四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願	紹介議員 吉田忠三郎君十五名
この請願の趣旨は、第二号と同じである。	この請願の趣旨は、第二号と同じである。

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(三通)

この請願の趣旨は、第一号と同じであ
る。

恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願(四通)

する旧陸軍将校の仮定俸給額を適正に是正すること等の諸問題につき、直ち

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

諸願者 岡山県津本市椿高下
一 池上準外千九百四
十四名

第六一二号 昭和三十七年十二月十四日受理
請願者 兵庫県明石市藤江町三丁目一
西子見二

講
願
者
三
重
県
志
摩
郡
阿
兒
町
前
田
富
八
外
六
百
八
方
十一
名
紹
介
議
員
斎
藤
昇
君
この
講
願
の
趣
旨
は、
第一
号
と
同
じ
で
あ
る。

に真剣なる検討を行なわれ、きなるべき通常国会においてできうる限り合理的な解決を図られたいとの請願。

第七四号 昭和三十七年十二月八日
題 受理
軍人恩給受給者の処遇改善に関する建議
講題者 島根県知夫郡西ノ島町

第四九八号 昭和三十七年十二月十四日受里
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(五十五通)

十九名
中野 文門君
紹介議員
この請願の趣旨は、第一号と同じであ
る。

第五号 昭和三十七年十二月八日受
理 軍人恩給受給者の処遇改善に関する請
願(三通)

願(二通)
請願者 千葉県長生郡白子町近宿二、二九七日本郷町連盟白子分会内 鶴岡光昇外七千四百五十一

講演者 長崎県佐世保市花園町
一五 畑野甚作外千五
百三十八名 藤野繁雄君

第六一三号 昭和三十七年十一月十四日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願
請願者 岐阜市北八ツ寺町岐阜

請願者 宮城県氣仙沼市田字田中
一七一ノ三 小山茂雄 外五千六百三十九名

第四九九号 昭和三十七年十二月十四日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する
諸願(三通)

県退職公務員連盟岐阜
地区内 上塙信持外千
五百六十三名

の前に立つ。この問題は、まさに、
の如きが復興をみていける今日において、
て、旧軍人等の待遇に關し、なお多く
の問題が残されていることはまことに
不合理であるから、(一)六十歳を境と
して仮定俸給年額を區別している措置

請願者 千葉県旭市八ノ三〇。
椎名作治外千六十三名
紹介議員 小沢久太郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じであ
る。

第六一四号 昭和三十七年十二月十一日
四日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する
八九〇

を直ちに撤廃すること、(二)仮定俸給年額を現職公務員等の給手ベースと均衡のとれたものに是正すること、(三)一定期間における沖縄、満州等に戦地の認定を行ない、従軍者に加算を行

第六一一号 昭和三十七年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の待遇改善に関する請願

請願者 京都市上京区塔段桜木町 鈴木博也外五百十八名

けること、(四)戦後外地に抑留された者に対し、その抑留期間につき適当なる加算をつけること、(五)旧文官恩給との均衡から力算年を恩給額計算上、実在職年に算入すること、(六)旧文官

講 募 者 横 岸 市 北 六 ツ 口 町
県 退 職 公 務 員 連 盟 飾 論
地 区 内 斎 村 宗 男 外 千
五 百 四 十 二 名

第六一五号 昭和三十七年十二月十四日受理 る。

以上とは是正すること、(七)旧文官に比し著しく低位に引き下げられている板定俸給年額の号俸を適正に是正すること、(八)旧海軍特務士官及びこれに準

顧 謀 者 大阪市阿倍野区昭和町
中四ノ二八 城戸節
百六十八名
紹介議員 赤間 文三君

紹介議員 杉原 荒太君
この諸願の趣旨は、第五号と同じであります。

第七七号 昭和三十七年十二月八日 受理 軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願(十八通)	請願者 愛知県西加茂郡猿投町大字殿貝津箕輪愛知県旧軍人恩給連合会猿投支部内 杉山礼二外一 万二千六百十一名	紹介議員 喜田 栄君 この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。
第七八号 昭和三十七年十二月八日 受理 軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願(三通)	請願者 新潟県北魚沼郡小出町新潟県軍恩連盟北魚沼郡連合支部内 大塚正 男外千八百二十三名	紹介議員 小柳 牧衛君 この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。
第一一四号 昭和三十七年十二月八日 日受理 軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願(十通)	請願者 千葉県夷隅郡夷隅町行川 秋濱源衛外一万五 百六名	紹介議員 木島 義夫君 この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。
第一一九号 昭和三十七年十二月十日 日受理 軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願(二通)	請願者 安井 謙君 この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	紹介議員 小柳 牧衛君 この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。
第一一七号 昭和三十七年十二月十日 日受理 軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願(二通)	請願者 三重県上野市野間三九 七 岡田鉄男外六千五百九十八名	紹介議員 稲浦 麗藏君 この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。
第一一七一号 昭和三十七年十二月十日 日受理 軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願(二通)	請願者 字中河原二、一八三神奈川県軍恩連盟座間支部内 沢田隆幸外一千五百五十一名	紹介議員 河野 謙三君 この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。
第一一七二号 昭和三十七年十二月十日 日受理 軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願(二十四通)	請願者 七百三十八名	紹介議員 天埜 良吉君 この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。
第一一七五号 昭和三十七年十二月十日 日受理 軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願(二十四通)	請願者 熊本県飽託郡北部村貢 四〇五熊本県軍恩連盟西里支部内 沢田橋喜 外八千三百四名	紹介議員 林田 正治君 この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。
第一一八号 昭和三十七年十二月十日 日受理 軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(二通)	請願者 名古屋市南区浜田町一 ノ三愛知県旧軍人恩給連合会名古屋市南区支 部内 古屋弘外一万八百十九名	紹介議員 草葉 隆圓君 この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。
第一一〇六号 昭和三十七年十二月八日 日受理 この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	請願者 熊本県芦北郡津奈木村 福浜四、一九熊本県軍恩連盟平岡支部内 野崎順太外四千百四十名	紹介議員 佐藤 芳男君 この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。
第一二二号 昭和三十七年十二月十日 日受理 第二〇三号 昭和三十七年十二月十 日受理 軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(二通)	請願者 千葉県市原郡市津町金剛地五八九 杉田光雄外千三百七十七名	紹介議員 木島 義夫君 この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。

軍人恩給受給者の処遇改善に関する請願	紹介議員 井茂外三千七百五十名	寺田正外二万一名
請願者 三重原亀山市天神町	紹介議員 草葉 隆圓君	千四百八十一名
二、〇四〇 安田治外 七千四百八十九名	この請願の趣旨は、第五号と同じである。	この請願の趣旨は、第五号と同じである。
第三九八号 昭和三十七年十二月十 日受理	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請
軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(三十一通)	請願者 京都府熊野郡久美浜町 宇品田一八四京都府軍 恩連盟熊野郡支部内 葉賀昇外千七百八十七 名	紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。
第三九九号 昭和三十七年十二月十 三日受理	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(五通)	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(五通)
請願者 兵庫県小野市小野町二 四三ノ一兵庫県軍恩連 盟小野支部内 井上弥 寿町外六千八百六十三 名	紹介議員 安井 謙君	紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。
第四〇〇号 昭和三十七年十二月十 三日受理	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(三通)	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(三通)
請願者 岸田 幸雄君	紹介議員 岸田 幸雄君	紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。
第四一二号 昭和三十七年十二月十 四日受理	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(七通)	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(七通)
請願者 愛知県知多郡南知多町 大井愛知県旧軍人恩給 児外一万七千百八十四 名	紹介議員 岸田 幸雄君	紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。
第四一二号 昭和三十七年十二月十 四日受理	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(九通)	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(九通)
請願者 京都府船井郡瑞穂町字 大朴小字口塙谷二ノ二 京都府軍恩連盟瑞穂 部内 竹村五三郎外九 千四百十九名	紹介議員 増原 恵吉君	紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。
第四一二号 昭和三十七年十二月十 四日受理	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(四通)	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(四通)
請願者 東京都品川区西大崎三 ノ四九九東京都軍恩連 盟第二方面支部内 山 田一世外四千四百二十 六名	紹介議員 安井 謙君	紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。
第四一二号 昭和三十七年十二月十 四日受理	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(五通)	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(五通)
請願者 鹿児島県谷山市山田町 五六三鹿児島県軍恩同 志会谷山市中山支部 内 松山宗右エ門外千 三百二十四名	紹介議員 谷口 廣吉君	紹介議員 谷口 廣吉君
この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。
第四一二号 昭和三十七年十二月十 四日受理	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(十通)	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(十通)
請願者 群馬県沼田市岩本町八 七三 生方輝雄外八千 八百六十三名	紹介議員 木暮武太夫君	紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。
第四一二号 昭和三十七年十二月十 四日受理	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(一通)	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(一通)
請願者 鹿児島県阿南市富岡町四 八三 吉柳政一外十二 百六十九名	紹介議員 紅露 みつ君	紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。
第四一二号 昭和三十七年十二月十 四日受理	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(二通)	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(二通)
請願者 高知市西町九七高知県 軍恩連盟会内 山本健 児外一万七千百八十四 名	紹介議員 井上 清一君	紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。
第四一二号 昭和三十七年十二月十 四日受理	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(一通)	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(一通)
請願者 平田軍恩連和東支部 内 木崎治一外百九十 六名	紹介議員 井上 清一君	紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。
第四一二号 昭和三十七年十二月十 四日受理	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(一通)	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(一通)
請願者 徳島県阿南市富岡町四 八三 吉柳政一外十二 百六十九名	紹介議員 紅露 みつ君	紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。	この請願の趣旨は、第五号と同じであ る。
第四一二号 昭和三十七年十二月十 四日受理	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(一通)	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(一通)
請願者 第六一六号 昭和三十七年十二月十 四日受理	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(一通)	軍人恩給受給者の処遇改善に関する請 願(一通)

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二四三号 昭和三十七年十二月十
一日受理 共済組合新法関係年金受給者の待遇に
関する請願

請願者 茨城県土浦市三好町
三、三三〇国鉄OB土
浦支部内 針谷朝外三
十名

紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一四四号 昭和三十七年十二月十
一日受理 共済組合新法関係年金受給者の待遇に
関する請願

請願者 石川県金沢市野田町
八アパート二六ノ一
九 岡田外喜男外七百
五十名

紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一四五号 昭和三十七年十二月十
一日受理 共済組合新法関係年金受給者の待遇に
関する請願

請願者 神奈川県足柄上郡松田
町神山一四一国鉄OB
同志会松田支部内 田
中末太郎外七百七十四
名

紹介議員 加賀山之雄君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一四五号 昭和三十七年十二月十
一日受理 共済組合新法関係年金受給者の待遇に
関する請願(五通)

請願者 福島県白河市郭内一
国鉄OB同志会白河支
部内 林代助外二千七
百四十六名

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三四五号 昭和三十七年十二月十
三日受理 関する請願

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二六五号 昭和三十七年十二月十
二日受理 共済組合新法関係年金受給者の待遇に
関する請願

請願者 二 川島政雄外千七百
七十名

紹介議員 福島県平市番丘町四国
内 和貝勘次郎外五百
八十八名

紹介議員 田畑 金光君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三一〇号 昭和三十七年十二月十
三日受理 共済組合新法関係年金受給者の待遇に
関する請願

請願者 諸岡県浜松市童禪寺一
六二 鈴木末作外三千
七百二十名

紹介議員 太田 正孝君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四二三号 昭和三十七年十二月十
四日受理 共済組合新法関係年金受給者の待遇に
関する請願

請願者 京都府相楽郡加茂町字
高田国鉄OB同志会加
茂支部内 太浦豊治郎
外八十名

紹介議員 大野木秀次郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第三九三号 昭和三十七年十二月十
三日受理 共済組合新法関係年金受給者の待遇に
関する請願(三通)

請願者 神奈川県足柄上郡松田
町神山一四一国鉄OB
同志会松田支部内 田
中末太郎外七百七十四
名

紹介議員 外三千九十三名
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四二四号 昭和三十七年十二月十
四日受理 共済組合新法関係年金受給者の待遇に
関する請願

請願者 札幌市北二条西二丁目
内北海道国有鉄道退職
者協会内 竹内要次郎
外三十名

紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五四五号 昭和三十七年十二月十
四日受理 共済組合新法関係年金受給者の待遇に
関する請願

請願者 三重県阿山郡島ヶ原村
国鉄OB同志会島ヶ原
行なわれ難いと考えられるから、文部

共済組合新法関係年金受給者の待遇に
関する請願

請願者 広島市尾長町二二四ノ
二 川島政雄外千七百
七十名

紹介議員 岩沢 忠恭君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五四五号 昭和三十七年十二月十
四日受理 共済組合新法関係年金受給者の待遇に
関する請願

請願者 札幌市北三条西二丁目
北海道国有鉄道退職者
協会内 白木左都夫外
二千八百二十六名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六一九号 昭和三十七年十二月十
四日受理 共済組合新法関係年金受給者の待遇に
関する請願

請願者 静岡県富士市蓼原一二
十五名

紹介議員 鈴木 万平君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七号 昭和三十七年十二月八日受
理 共済組合新法関係年金受給者の待遇に
関する請願

請願者 七国鉄OB同志会富士
支部内 滝川武司外七
十五名

紹介議員 鈴木 万平君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六二〇号 昭和三十七年十二月十
四日受理 共済組合新法関係年金受給者の待遇に
関する請願

請願者 三重県阿山郡島ヶ原村
国鉄OB同志会島ヶ原
行なわれ難いと考えられるから、文部

請願者 石川県金沢市泉旭町二
ノ一〇二国鉄OB同志
会金沢支部内 長沢嘉
一外七百八十六名

紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六二一号 昭和三十七年十二月十
四日受理 共済組合新法関係年金受給者の待遇に
関する請願

請願者 福島県相馬市中村字新
町九〇国鉄OB同志会
相馬支部内 米本春治
外七十二名

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六二二号 昭和三十七年十二月十
四日受理 共済組合新法関係年金受給者の待遇に
関する請願

請願者 札幌市北三条西二丁目
北海道国有鉄道退職者
協会内 白木左都夫外
二千八百二十六名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六二三号 昭和三十七年十二月十
四日受理 共済組合新法関係年金受給者の待遇に
関する請願

請願者 静岡県富士市蓼原一二
十五名

紹介議員 鈴木 万平君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七号 昭和三十七年十二月八日受
理 共済組合新法関係年金受給者の待遇に
関する請願

請願者 七国鉄OB同志会富士
支部内 滝川武司外七
十五名

紹介議員 鈴木 万平君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

科学技術教育、産業教育の面的振興
をはかるには、各種の対策を講ずる必
要があるが、基本的な要件の一つとし
て、この教育に関する行政機構を改革
整備して、貫徹して国家方針に基づ
き、総合的な施策を計画実施すること
がきわめて緊要である。本年度から中
堅技術者養成の高等専門学校が発足
し、産業技術に関する教育の領域にい
つそう拡大されたので、この面からも
産業技術教育行政の一本化が要請され
るのであるが、遺憾ながら文部省の現
在の機構では万全な國家的計画指導は
行なわれ難いと考えられるから、文部

省設置法を改正して、産業技術教育局を新設し、高等専門学校、高等学校、中学校及び各種学校等における科学技術教育、産業教育に関する一元的な教育行政を行なうよう措置せられたいとの請願。

第五五号 昭和三十七年十二月八日
文部省に産業技術教育局設置に関する
請願
受理

第五八号 昭和三十七年十二月八日
文部省に産業技術教育局設置に関する
請願
請願者 島取市本町一島取原産業教育振興会内 黒川 顕憲
紹介議員 仲原 善一君
文部省に産業技術教育局設置に関する
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一〇四号 昭和三十七年十二月八日
文部省に産業技術教育局設置に関する
請願
請願者 宮城県仙台市長町鹿野 高橋進太郎君
文部省に産業技術教育局設置に関する
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一一〇号 昭和三十七年十二月十日
文部省に産業技術教育局設置に関する
請願
請願者 兵庫県加古川市平岡 田島章外一名
文部省に産業技術教育局設置に関する
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一一六号 昭和三十七年十二月十日
文部省に産業技術教育局設置に関する
請願
請願者 神戸市垂水区西垂水町 鍋満超外二名
文部省に産業技術教育局設置に関する
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一二四号 昭和三十七年十二月十日
文部省に産業技術教育局設置に関する
請願
請願者 神戸市垂水区西垂水町 高丸陸二、二五二 貞
文部省に産業技術教育局設置に関する
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一二六号 昭和三十七年十二月十日
文部省に産業技術教育局設置に関する
請願
請願者 横浜市中区日本大通一
文部省に産業技術教育局設置に関する
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一二七号 昭和三十七年十二月十日
文部省に産業技術教育局設置に関する
請願
請願者 石原幹市郎君
文部省に産業技術教育局設置に関する
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一二八号 昭和三十七年十二月十日
文部省に産業技術教育局設置に関する
請願
請願者 德島市上八万町大木市
文部省に産業技術教育局設置に関する
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一二九号 昭和三十七年十二月十日
文部省に産業技術教育局設置に関する
請願
請願者 牧野梅子外五
文部省に産業技術教育局設置に関する
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一三三号 昭和三十七年十二月十日
文部省に産業技術教育局設置に関する
請願
請願者 静岡市住吉町二ノ三九
会内 鈴木文雄外一名
文部省に産業技術教育局設置に関する
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一三六号 昭和三十七年十二月十日
文部省に産業技術教育局設置に関する
請願
請願者 愛媛県上浮穴郡久方町 大字上野尻 八木菊次
会内 池田正之輔
内山形県産業教育振興
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一三七号 昭和三十七年十二月十日
文部省に産業技術教育局設置に関する
請願
請願者 村山 道雄君
会内 池田正之輔
内山形県産業教育振興
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一三八号 昭和三十七年十二月十日
文部省に産業技術教育局設置に関する
請願
請願者 佐藤 芳男君
文部省に産業技術教育局設置に関する
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一三九号 昭和三十七年十二月十日
文部省に産業技術教育局設置に関する
請願
請願者 九〇 関根貞義外一名
文部省に産業技術教育局設置に関する
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一四〇号 昭和三十七年十二月十日
文部省に産業技術教育局設置に関する
請願
請願者 穂原 裕幸君
文部省に産業技術教育局設置に関する
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一四一号 昭和三十七年十二月十日
文部省に産業技術教育局設置に関する
請願
請願者 稲葉 みづ君
文部省に産業技術教育局設置に関する
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第四二五号 昭和三十七年十二月十四日受理

文部省に産業技術教育局設置に関する請願

請願者 德島県小松島市櫛渕町

数延八八 久保学外四名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第五二号 昭和三十七年十二月八日受理

元満州國官吏等の恩給に関する請願

請願者 烏取市吉方二六一ノ四

森原敏直紹介議員 仲原善一君

第三五九号 昭和三十七年十二月十三日受理

元満州國官吏等の恩給に関する請願

請願者 宮城県登米郡東和町嵯

立岩沢一二 小林七右門紹介議員 村松久義君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第五三号 昭和三十七年十二月八日受理

元満州國官吏等の恩給に関する請願

請願者 岩手県盛岡市大沢川原小路八八岩手県退職公務員連盟内三田地勘治郎外一名紹介議員 山崎齊君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第六四九号 昭和三十七年十二月十四日受理

元満州國官吏等の恩給に関する請願

請願者 宮城県仙台市荒巻北鷲ケ森五ノ九六満蒙關係

北廣播協会の在職期間を、恩給法の関係において、日本公務員の在職期間と通算すること、(二)華北廣播協会従業員の在職期間を、國家公務員共済組合法による組合員期間、または公共企業体等共済組合法による組合員期間と通算すること等を内容とする立法措置を講ぜられたいとの請願。

第五四号 昭和三十七年十二月八日受理

国有林に働く作業員の全員定員化に関する請願

請願者 愛媛県北宇和郡津島町 横原寿光外二十九名紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

退職時の仮定俸給の定め方を改正すること、(八)満州國協和会職員を満州國官吏と同様に待遇すること、(九)満州國職員を満州國開拓指導員に恩給法を適用すること等の改正措置を講ぜられないとの請願。

第六五一号 昭和三十七年十二月十四日受理

元満州國官吏等の恩給に関する請願

請願者 三重原津市広明町農林省三重統計調査事務所内満蒙關係恩給法改正期成同盟三重県支部内渡辺太久衛外一名紹介議員 斎藤昇君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第五三号 昭和三十七年十二月八日受理

元華北廣播協会職員の在職期間を恩給法等の期間に通算するの請願

請願者 東京都港区芝田村町一ノ一日比谷ビルNHKクラブ内葭村外雄紹介議員 鈴木恭一君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第五四号 昭和三十七年十二月八日受理

元華北廣播協会職員の在職期間を恩給法等の期間に通算するの請願

請願者 大阪府富田林市毛人谷三一九岬照夫外六十名紹介議員 亀田得治君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第五五号 昭和三十七年十二月八日受理

元華北廣播協会職員の在職期間を恩給法等の期間に通算するの請願

請願者 東京都港区芝田村町一ノ一日比谷ビルNHKクラブ内葭村外雄紹介議員 鈴木恭一君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第五六号 昭和三十七年十二月八日受理

元華北廣播協会職員の在職期間を恩給法等の期間に通算するの請願

請願者 大阪府富田林市毛人谷三一九岬照夫外六十名紹介議員 亀田得治君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第五七号 昭和三十七年十二月八日受理

元華北廣播協会職員の在職期間を恩給法等の期間に通算するの請願

請願者 大阪府富田林市毛人谷三一九岬照夫外六十名紹介議員 亀田得治君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第五八号 昭和三十七年十二月八日受理

元華北廣播協会職員の在職期間を、恩給法の関係において、日本公務員の在職期間と通算すること、(二)華北廣播協会従業員の在職期間を、國家公務員共済組合法による組合員期間、または公共企業体等共済組合法による組合員期間と通算すること等を内容とする立法措置を講ぜられたいとの請願。

第五九号 昭和三十七年十二月八日受理

国有林に働く作業員の全員定員化に関する請願

請願者 愛媛県北宇和郡津島町 横原寿光外二十九名紹介議員 北村暢君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

要員として雇用されており、一応国家公務員と呼ばれているが、それは名だけであり、その労働条件は国家公務員と呼ばれる常識からはほど遠い不適に低い賃金と身分的な差別、不安定な雇用のもとで苦しい生活を余儀なくされているから、すみやかに職場内での矛盾を解消し、安心して働くようにはいるため、本国会において国有林に働く作業員の全員定員化を図るよう特別に配慮せられたいとの請願。

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

官吏と同様に待遇すること、(九)満州國協和会職員を満州國開拓指導員に恩給法を適用すること等の改正措置を講ぜられないとの請願。

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七〇号 昭和三十七年十二月十 日受理	公務員の賃金に関する請願	請願者 東京都八王子市台町三 ノ一二。小沢忠義外 百三十二名	紹介議員 杉山善太郎君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第一五号 昭和三十七年十二月十 一日受理	公務員の賃金に関する請願	請願者 新潟市下所島 清野芙 美子外六千五百二十八 名	紹介議員 鈴木 市藏君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第一五号 昭和三十七年十二月十 四四五 中島裕外五十 九名	公務員の賃金に関する請願	紹介議員 岩間 正男君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。	紹介議員 杉山善太郎君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第一五七号 昭和三十七年十二月十 三四五 中島裕外五十 九名	公務員の賃金に関する請願	請願者 諸岡県引佐郡細江町三 和二、〇五四 太村常 雄外五千八百九十九名	紹介議員 野坂 参三君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第一三四号 昭和三十七年十二月十 三日受理	公務員の賃金に関する請願(五通)	紹介議員 野坂 参三君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。	紹介議員 杉山善太郎君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第一三八九号 昭和三十七年十二月十 三日受理	公務員の賃金に関する請願	請願者 横川薰外七千四百 九十五名	紹介議員 野坂 参三君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第一三四号 昭和三十七年十二月十 四四五 中島裕外五十 九名	公務員の賃金に関する請願	紹介議員 岩間 正男君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。	紹介議員 野坂 参三君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第一三九〇号 昭和三十七年十二月十 三日受理	公務員の賃金に関する請願	請願者 山口県光市花園町七 六 福田琢磨外七千百 五十七名	紹介議員 柳岡 秋夫君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第一三五五号 昭和三十七年十二月十 三日受理	公務員の賃金に関する請願(七通)	紹介議員 岩間 正男君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。	紹介議員 柳岡 秋夫君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第一三九〇号 昭和三十七年十二月十 三日受理	公務員の賃金に関する請願	請願者 長野県下伊那郡阿智 村 倉田清雄外八千九百 三名	紹介議員 須藤 五郎君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第一四六四号 昭和三十七年十二月十 四日受理	公務員の賃金に関する請願	請願者 新潟市川岸町一ノ四九 百七十六名	紹介議員 須藤 五郎君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第一四六一號 昭和三十七年十二月十 四日受理	公務員の賃金に関する請願	請願者 東京都大田区田園調布 三ノ五一 岡本恵美子 外千八百六十二名	紹介議員 杉山善太郎君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第一四六五号 昭和三十七年十二月十 四日受理	公務員の賃金に関する請願	請願者 秋田県本荘市桜 小路 一 折矢義雄外四百二 十三名	紹介議員 小酒井義男君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第一四六二号 昭和三十七年十二月十 四日受理	公務員の賃金に関する請願	請願者 静岡県三島市宮町五 五 染谷義人外一萬一千九百九十五名	紹介議員 阿部 竹松君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第一四六六号 昭和三十七年十二月十 四日受理	公務員の賃金に関する請願	請願者 岩手県西磐井郡花泉町 金沢 岩渕忠治外七千四百八十四名	紹介議員 吉田忠三郎君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第一四六三号 昭和三十七年十二月十 四日受理	公務員の賃金に関する請願	請願者 静岡県榛原郡吉田町川 尻二、一七 柴雪子 外六千七百四十四名	紹介議員 阿部 竹松君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第一四六七号 昭和三十七年十二月十 四日受理	公務員の賃金に関する請願(二通)	請願者 名古屋市中区朝日町名 古屋市教員組合内 水 野純外七千五百七十四 名	紹介議員 野坂 参三君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第一五〇一号 昭和三十七年十二月十 四日受理	公務員の賃金に関する請願(二通)	請願者 東京都新宿区戸塚町一 ノ四一 林郁子外千二百二十九名	紹介議員 野坂 参三君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第一五〇二号 昭和三十七年十二月十 四日受理	公務員の賃金に関する請願	請願者 東京都町田市木曾町四 九五 皆越宰外三百六 十八名	紹介議員 野坂 参三君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第一四六八号 昭和三十七年十二月十 四日受理	公務員の賃金に関する請願(二通)	紹介議員 須藤 五郎君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。	紹介議員 成瀬 輝治君 この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第五〇三号 昭和三十七年十二月十 四日受理	公務員の賃金に関する請願	請願者 東京都北区上十条三ノ 三 中島明外三百二十 九名	紹介議員 岩間 正男君	この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第五〇四号 昭和三十七年十一月十 四日受理	公務員の賃金に関する請願	請願者 茨城県稻敷郡阿見町 荒川沖九五三 関口義 家外一千三百六十八名	紹介議員 豊瀬 祐一君	この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第六三三号 昭和三十七年十一月十 四日受理	公務員の賃金に関する請願(二通)	請願者 大分市舞鶴町二四組 牛島高信外二百五名	紹介議員 永岡 光治君	この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第六三四号 昭和三十七年十一月十 四日受理	公務員の賃金に関する請願(二通)	請願者 宮城県仙台市北一ノ 三九 三浦靜男外百十 二名	紹介議員 北村 嘴君	この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第六三五号 昭和三十七年十一月十 四日受理	公務員の賃金に関する請願(二通)	請願者 群馬県前橋市朝倉町三 ノ八ノ三 江口喬外四 十名	紹介議員 大和 尚一君	この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第六三六号 昭和三十七年十一月十 四日受理	公務員の賃金に関する請願(二通)	請願者 長野市石渡一九九 藤 沢守正外十九名	紹介議員 林 虎雄君	この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第六三七号 昭和三十七年十一月十 四日受理	公務員の賃金に関する請願	請願者 千葉市都町八一九 松 村良雄外十九名	紹介議員 柳岡 秋夫君	この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第六三八号 昭和三十七年十一月十 四日受理	公務員の賃金に関する請願(二通)	請願者 千葉市轟町一 松 子外十三名	紹介議員 野上 元君	この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第六三九号 昭和三十七年十一月十 四日受理	公務員の賃金に関する請願	請願者 千葉市轟町一 宮本幸 九名	紹介議員 藤田 藤太郎君	この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第六四〇号 昭和三十七年十一月十 四日受理	公務員の賃金に関する請願(二通)	請願者 京都市宮津市宮本町 太田千代外千七百三十	紹介議員 藤田 藤太郎君	この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。
第六四一号 昭和三十七年十二月十 四日受理	公務員の賃金に関する請願	請願者 旧華北電信電話株式会社職員の在職期間を恩給法等の期間に通算するの請願	紹介議員 山本伊三郎君	この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

請願者 愛知県春日井市瑞穂通
り七ノ九三 長江源藏

外十一名

紹介議員 成瀬 帰治君

旧華北電信電話株式会社（昭和十三年
一月一日設立の華北電信電話株式会社
設立準備機関たる華北電政總局を含む）
社員（本請願事項該當者約千名）の

救済に関し、（一）華北電々社員中職員
(職員に準ずるものと含む)以上の社員
を中國政府官吏に準ずる者として、先般
後者に対する慰労金の特例

（昭和三十六年法律第百三十九号）恩給
法等の一部改正する法律）を前者に
も適用し、華北電々在職期間を恩給の
対象とすること、（二）華北電々社員の
在職期間を中國政府職員の在職期間と
同様に国家公務員共済組合法又は公共
企業体職員等共済組合法による組合員
期間に算入し、年金の対象期間とする
こと等の実現を図られたいとの請願。

第一一〇号 昭和三十七年十二月八
日受理

國税厅職員に対する勤務条件等変更に
関する請願

請願者 新潟県長岡市南町二ノ
一五全国税労働組合長

紹介議員 木村喜八郎君

國税厅職員に対する勤務条件等変更に
関する請願

請願者 藤田藤太郎君

から國税厅長官あるいは國税局長名を
もつて行なつた大量配転のうち著しく
本人の生活を圧迫していること及び健

康に支障を生じていること、又は組合
活動庄稼制限をねらつての不当労働行
為的と判断されるものについては組合
側と協議を行なうこと、（四）他官庁に
は類例のない思想で差別し、管理機構
はただちに取りやめること、（五）國
税庁当局は全國稅労働組合との団体交
渉を事実上拒否し、制限している事実
は憲法及び I.L.O 条約の精神、衆議院
大蔵委員会稅制及び稅の執行に関する
講ぜられたいとの請願。

第一三三号 昭和三十七年十二月十
日受理

請願者 東京都千代田区富士見
町二ノ一全國教職員團

體連合会内 鈴木正夫

紹介議員 野本 品吉君

國税厅職員に対する勤務条件等変更に
関する請願（三通）

請願者 東京都千代田区富士見
町二ノ一全國教職員團

大蔵委員会稅制及び稅の執行に関する
講ぜられたいとの請願。

第五一八号 昭和三十七年十二月十
四日受理

國税厅職員に対する勤務条件等変更に
関する請願

請願者 京都府綾部市本町一ノ
四五 梅原正之外百九

紹介議員 亀田 得治君

國税厅職員に対する勤務条件等変更に
関する請願

請願者 京都府綾部市本町一ノ
十四名

紹介議員 亀田 得治君

國税厅職員に対する勤務条件等変更に
関する請願

請願者 京都府綾部市本町一ノ
第一三四号 昭和三十七年十二月十
日受理

國税厅職員に対する勤務条件等変更に
関する請願

請願者 東京都千代田区富士見
町二ノ一全國教職員團

大蔵委員会稅制及び稅の執行に関する
講ぜられたいとの請願。

第六三〇号 昭和三十七年十二月十
四日受理

國税厅職員に対する勤務条件等変更に
関する請願

請願者 京都府北区紫野北船岡
町二七全國稅労働組合

紹介議員 野本 品吉君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じ
である。

務は、日満両国政府兼務の職員であつ
たにもかかわらず、昭和三十六年六月
に改正された恩給法では適用外におか
れはなはだ不合理と考えられるから、
少なくとも満州國官吏と同等に処遇さ
れるよう改正せられたいとの請願。

第二四八号 昭和三十七年十二月十
日受理

請願者 埼玉県大宮市下町三ノ
四三 須藤勇治郎

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じ
である。

第三二二号 昭和三十七年十二月十
三日受理

請願者 札幌市南十九条西九丁
日全電波労働組合北海道支部内 古野久

紹介議員 大和 与一君

公共企業体職員等共済組合法の一
部改正に関する請願

請願者 埼玉県大宮市日進町二
ノ一、〇六〇 小林春吉

紹介議員 大和 与一君

公共企業体職員等共済組合法の一
部改正に関する請願

請願者 札幌市南十九条西九丁
日全電波労働組合北海道支部内 古野久

紹介議員 千葉 信君

公共企業体職員等共済組合法の一
部改正に関する請願

請願者 札幌市南十九条西九丁
日全電波労働組合北海道支部内 古野久

紹介議員 千葉 信君

公共企業体職員等共済組合法の一
部改正に関する請願

請願者 札幌市南十九条西九丁
日全電波労働組合北海道支部内 古野久

紹介議員 千葉 信君

公共企業体職員等共済組合法の一
部改正に関する請願

請願者 札幌市南十九条西九丁
日全電波労働組合北海道支部内 古野久

紹介議員 千葉 信君

公共企業体職員等共済組合法の一
部改正に関する請願

請願者 札幌市南十九条西九丁
日全電波労働組合北海道支部内 古野久

紹介議員 千葉 信君

公共企業体職員等共済組合法の一
部改正に関する請願

請願者 札幌市南十九条西九丁
日全電波労働組合北海道支部内 古野久

紹介議員 千葉 信君

公共企業体職員等共済組合法の一
部改正に関する請願

請願者 札幌市南十九条西九丁
日全電波労働組合北海道支部内 古野久

紹介議員 千葉 信君

公共企業体職員等共済組合法の一
部改正に関する請願

請願者 札幌市南十九条西九丁
日全電波労働組合北海道支部内 古野久

紹介議員 千葉 信君

公共企業体職員等共済組合法の一
部改正に関する請願

請願者 札幌市南十九条西九丁
日全電波労働組合北海道支部内 古野久

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じ
である。

請願者 札幌市北一条西六丁目	請願者 兵庫県養父郡大屋町筈	請願者 兵庫県出石郡但東町畠	請願者 兵庫県出石郡但東町畠
全国電気通信労働組合 北海道地方本部内 林	紹介議員 外百三十五名	紹介議員 彦外二名	海道地方評議会内 高石守
鉄男外一名 千葉 信君	紹介議員 中野 文門君	紹介議員 米田 黙君	山四九〇 永井幸彦
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。
第三二四号 昭和三十七年十二月十日受理	第三二四号 昭和三十七年十二月十日受理	第三二四号 昭和三十七年十二月十日受理	第三二四号 昭和三十七年十二月十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(一通)	第二条第一項改正に関する請願(一通)	第二条第一項改正に関する請願(一通)	第二条第一項改正に関する請願(一通)
請願者 札幌市北三条西四丁目	請願者 兵庫県城崎郡日高町栗山 長瀬一郎外二百六十六名	請願者 兵庫県氷上郡氷上町伊佐口五八六 太田輝次	請願者 兵庫県出石郡但東町畠三井計夫外一五八町
全北海道開発局職員労働組合内 青山勝治外一名	紹介議員 鈴木 恭一君	紹介議員 松澤 兼人君	紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。
第三二五号 昭和三十七年十二月十日受理	第三二五号 昭和三十七年十二月十日受理	第三二五号 昭和三十七年十二月十日受理	第三二五号 昭和三十七年十二月十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(七通)	第二条第一項改正に関する請願(七通)	第二条第一項改正に関する請願(七通)	第二条第一項改正に関する請願(七通)
請願者 兵庫県水土都市町上吉見文憲外百三十名	紹介議員 松澤 兼人君	紹介議員 北村 嘉君	紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。
第三九二号 昭和三十七年十二月十日受理	第三九二号 昭和三十七年十二月十日受理	第三九二号 昭和三十七年十二月十日受理	第三九二号 昭和三十七年十二月十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(十一通)	第二条第一項改正に関する請願(十一通)	第二条第一項改正に関する請願(十一通)	第二条第一項改正に関する請願(十一通)
請願者 札幌市北三条西四丁目	紹介議員 横川 正市君	紹介議員 田中 一君	紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。
第四七〇号 昭和三十七年十二月十日受理	第四七〇号 昭和三十七年十二月十日受理	第四七〇号 昭和三十七年十二月十日受理	第四七〇号 昭和三十七年十二月十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(三通)	第二条第一項改正に関する請願(三通)	第二条第一項改正に関する請願(三通)	第二条第一項改正に関する請願(三通)
請願者 札幌市北三条西六丁目	紹介議員 千葉 信君	紹介議員 平沢利佐夫外十二名	紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。
第五八八号 昭和三十七年十二月十日受理	第五八八号 昭和三十七年十二月十日受理	第五八八号 昭和三十七年十二月十日受理	第五八八号 昭和三十七年十二月十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(七通)	第二条第一項改正に関する請願(七通)	第二条第一項改正に関する請願(七通)	第二条第一項改正に関する請願(七通)
請願者 道府内北海道全市職員	紹介議員 国鉄動力車労働組合北	紹介議員 田中 一君	紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。
第五九一号 昭和三十七年十二月十日受理	第五九一号 昭和三十七年十二月十日受理	第五九一号 昭和三十七年十二月十日受理	第五九一号 昭和三十七年十二月十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律
第二条第一項改正に関する請願(二通)	第二条第一項改正に関する請願(二通)	第二条第一項改正に関する請願(二通)	第二条第一項改正に関する請願(二通)
請願者 札幌市北五条西一丁目	紹介議員 横川正市君	請願者 横川正市君	請願者 横川正市君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

紹介議員 戸田 武君 この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。	第五九二号 昭和三十七年十二月十 手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願(二通) 請願者 札幌市北四条西二丁目 内 鈴木広経外六十五 名	紹介議員 阿部 竹松君 この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。	第五九五号 昭和三十七年十二月十 手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願(二通) 請願者 滋賀県立短期大学事務局内 富田源太郎外 一名	紹介議員 中村 順造君 この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。	第五九六号 昭和三十七年十二月十 手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願(二通) 請願者 札幌市北五条西一丁 目 東博外一名	紹介議員 大矢 正君 この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。	第五九七号 昭和三十七年十二月十 手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願(二通) 請願者 滋賀県伊香郡木之本町 木之本 林稔外二名	紹介議員 亀田 得治君 この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。	第五九四号 昭和三十七年十二月十 手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願(二通) 請願者 滋賀県彦根市池洲町四 ○滋賀県立短期大学 内 橋本伝左衛門外一 名	紹介議員 横 繁夫君 この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。	第五九八号 昭和三十七年十二月十 手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願(二通) 請願者 滋賀県彦根市西栄町一 丁目 後藤五十八外四 名	紹介議員 近藤 信一君 この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。
紹介議員 藤田藤太郎君 この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	第六〇二号 昭和三十七年十二月十 手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願(二通) 請願者 宮城県仙台市志波町二 ノ七四 高橋正記外四 名	紹介議員 佐野 芳雄君 この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	第六〇三号 昭和三十七年十二月十 手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願(二通) 請願者 石川県石川郡野々市町 本町 大額茂外四名	紹介議員 佐野 芳雄君 この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	第六〇四号 昭和三十七年十二月十 手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願(二通) 請願者 新潟市学校町二 高橋 幸治外十九名	紹介議員 延 太田垣俊郎外二百 五十六名	第六〇五号 昭和三十七年十二月十 手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願(二通) 請願者 新潟県中蒲原郡龜田町 大字龜田六四五ノ一 田辺力外三十八名	紹介議員 藤田藤太郎君 この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。				
紹介議員 藤田藤太郎君 この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	第六〇六号 昭和三十七年十二月十 手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願(二通) 請願者 新潟市学校町二 高橋 幸治外十九名	紹介議員 佐野 芳雄君 この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	第六〇七号 昭和三十七年十二月十 手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願(二通) 請願者 新潟県中蒲原郡龜田町 大字龜田六四五ノ一 田辺力外三十八名	紹介議員 藤田藤太郎君 この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	第六〇八号 昭和三十七年十二月十 手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願(二通) 請願者 新潟県中蒲原郡龜田町 大字龜田六四五ノ一 田辺力外三十八名	紹介議員 延 太田垣俊郎外二百 五十六名	第六〇九号 昭和三十七年十二月十 手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願(二通) 請願者 滋賀県東浅井郡虎姫町 宮部 中村和子外二名	紹介議員 近藤 信一君 この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。				
紹介議員 藤田藤太郎君 この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	第六一〇号 昭和三十七年十二月十 手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願(二通) 請願者 新潟市学校町二 高橋 幸治外十九名	紹介議員 佐野 芳雄君 この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	第六一一号 昭和三十七年十二月十 手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願(二通) 請願者 新潟県中蒲原郡龜田町 大字龜田六四五ノ一 田辺力外三十八名	紹介議員 藤田藤太郎君 この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	第六一二号 昭和三十七年十二月十 手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願(二通) 請願者 新潟市学校町二 高橋 幸治外十九名	紹介議員 佐野 芳雄君 この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。	第六一三号 昭和三十七年十二月十 手当及び薪炭手当の支給に関する法律 第二条第一項改正に関する請願(二通) 請願者 新潟市学校町二 高橋 幸治外十九名	紹介議員 藤田藤太郎君 この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。				

第六〇八号 昭和三十七年十二月十

四日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に關する請願(四十
四通)

請願者

宮城県仙台市裏五番町

圓鉄労組宮城県支部仙

台駅分会内 安倍鶴治

外四十三名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第六〇九号 昭和三十七年十二月十

四日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に關する請願(六十
六通)

請願者

岩手県高田市広田町字

大久保四ノ五 鈴木敏

夫外百五十六名

紹介議員 渡辺 勘吉君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

(通)

請願者

愛媛県温泉郡重信町大字横河原 藤田孝次郎

外三百三名

紹介議員 岩間 正男君

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に關する請願(七十
四通)

請願者

岐阜県高山市初田町

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第二七八号 昭和三十七年十二月十

二日受理

元溝州電信電話株式会社職員の在職期間を恩給法等の期間に通算するの請願

請願者 鳥取県松江市古志原町

五二九 斎藤房次

紹介議員 佐野 廣君

元溝州電信電話株式会社(以下溝州電々略称)職員期間のある公務員に

社員を溝州國官吏に準する者として先

般後者に対してなされた恩給法の特例

(昭和三十六年法律第百三十九号恩給

法の一部を改正する法律)を前者にも

適用すること、(二)溝州電々社員の在

職期間を溝州國政府職員の在職期間と

同様に國家公務員共済組合法、公共企

業体職員等共済組合法及び地方公務員

共済組合法による組合員期間と通算す

ること等の実現を図られたいとの請願。

四日受理

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に關する請願(六十
六通)

請願者

愛媛県温泉郡重信町大

字横河原 藤田孝次郎

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

(通)

請願者

愛媛県西条市玉津 白石一男外三百六十八名

紹介議員 猪藤 五郎君

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭

手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に關する請願(七十
四通)

請願者

伊藤武昌外七十三名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

苦しい生活を余儀なくされている実情

あるから、(一)本俸一律五千円の賃

務所勤務職員の待遇改善に関する請願

(八十六通)

請願者 愛媛県松山市古三津町

一、三三〇 菊池幸成

紹介議員 鈴木 市藏君

建設省四國地方建設局松山工事事務所

勤務職員の待遇改善に関する請願(二
通)

請願者

群馬県群馬郡群南村八幡原旧軍屬十年以上勤

続者全国連合会群馬支

部内 田口穂吉外八名

紹介議員 丸茂 重貞君

旧令による共済組合等からの年金制度

に關する請願

第三九一號 昭和三十七年十二月十
三日受理

請願者

群馬県群馬郡群南村八

幡原旧軍屬十年以上勤

続者全国連合会群馬支

部内 田口穂吉外八名

紹介議員 丸茂 重貞君

旧令による共済組合等からの年金制度

に關する請願

第三九二號 昭和三十七年十二月十
三日受理

請願者

群馬県群馬郡群南村八

幡原旧軍屬十年以上勤

続者全国連合会群馬支

部内 田口穂吉外八名

紹介議員 丸茂 重貞君

旧令による共済組合等からの年金制度

に關する請願

第三九三號 昭和三十七年十二月十
三日受理

請願者

群馬県群馬郡群南村八

幡原旧軍屬十年以上勤

続者全国連合会群馬支

こと、なお所得制限を十万円とするこ

と、(八)住宅手当制度を設け、公務員

住宅に居住していないものに単身者月

額三千円、家族持ち月額五千円を支給

すること、(九)通勤手当は実費払いと

し全額免税とすること、(十)退職手当

については現行法を改正し大幅に増額

すること等の措置を講ぜられたいとの

請願。

建設省四國地方建設局松山工事事務所

勤務職員の待遇改善に関する請願(二
通)

請願者

群馬県群馬郡群南村八

幡原旧軍屬十年以上勤

続者全国連合会群馬支

部内 田口穂吉外八名

紹介議員 丸茂 重貞君

旧令による共済組合等からの年金制度

に關する請願

第三九四號 昭和三十七年十二月十
三日受理

請願者

群馬県群馬郡群南村八

幡原旧軍屬十年以上勤

続者全国連合会群馬支

部内 田口穂吉外八名

紹介議員 丸茂 重貞君

旧令による共済組合等からの年金制度

に關する請願

第三九五號 昭和三十七年十二月十
三日受理

請願者

群馬県群馬郡群南村八

幡原旧軍屬十年以上勤

続者全国連合会群馬支

部内 田口穂吉外八名

紹介議員 丸茂 重貞君

旧令による共済組合等からの年金制度

に關する請願

第三九六號 昭和三十七年十二月十
三日受理

請願者

群馬県群馬郡群南村八

幡原旧軍屬十年以上勤

続者全国連合会群馬支

部内 田口穂吉外八名

紹介議員 丸茂 重貞君

旧令による共済組合等からの年金制度

第六〇八号 昭和三十七年十二月十 四日受理	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律	第二条第一項改正に關する請願(四十 四通)	請願者 宮城県仙台市裏五番町	紹介議員 小林 武君	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。
第六〇九号 昭和三十七年十二月十 四日受理	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律	第二条第一項改正に關する請願(六十 六通)	請願者 岩手県高田市広田町字	紹介議員 渡辺 勘吉君	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。
第三〇〇号 昭和三十七年十二月十 二日受理	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律	第二条第一項改正に關する請願(七十 四通)	請願者 岩手県高田市広田町	紹介議員 渡辺 勘吉君	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。
第三〇〇号 昭和三十七年十二月十 二日受理	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律	第二条第一項改正に關する請願(七十 四通)	請願者 岩手県高田市広田町	紹介議員 渡辺 勘吉君	この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

請願者 三重県伊勢市辻久留二
二九旧軍属十年以上勤務者 全国連合会明野支
部内 西岡誠三外七名
紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第三十九一号と同じである。

第四八八号 昭和三十七年十二月十
四日受理 勤務職員の待遇改善に関する請願
建設省四国地方建設局渡川工事事務所
請願者 高知県中村市山路 細木喜代周外五百名
紹介議員 濑谷 英行君

第五一七号 昭和三十七年十二月十
四日受理 勤務者の増加恩給等は正に關する請願
建設省四国地方建設局渡川工事事務所
請願者 東京都千代田区丸ノ内 本傷痍軍人会内 奈良栄三
紹介議員 鳥島徳次郎君

第五条 旧年金受給者で、昭和二十一年一月一日からこの法律の施行の日（第二条第二号に掲げる者については、その者が六十歳に達した日）の前日までの間に死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたものには、一時金を給しない。
（一時金を受ける権利の受給）
第六条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき一時金であつて、その者の死亡前に支給していなかったものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金の支給を請求することができる。
（受給権の保護）
第七条 一時金を受ける権利は、四年間行なわないときは、時効によつて消滅する。
（時効）
第八条 一時金に関する処分についての異議申立ては、時効の中斷に付しては、裁判上の請求とみなす。
（時効の中断）
第九条 一時金を受ける権利は、四年間行なわないときは、時効によつて消滅する。
（時効）
第十一条 一時金について、その支給を受けた金額を標準として、租税その他の公課を課すことができない。
（非課税等）
第十二条 一時金に關する書類には、印紙税を課さない。
（資金の交付）
第十三条 内閣総理大臣は、一時金の支給に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。
（政令への委任）
第十四条 この法律に規定するもの

（異議申立期間）
第四条 一時金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行なう。
（一時金を受けることができない者）
十二月十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案
十二月十八日本委員会に左の案件を付託された。
二、行政不服審査法第四十八条の規定にかかるらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。
（時効）
第五条 旧年金受給者で、昭和二十一年一月一日からこの法律の施行の日（第二条第二号に掲げる者については、その者が六十歳に達した日）の前日までの間に死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたものには、一時金を給しない。
（一時金を受ける権利の受給）
第六条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき一時金であつて、その者の死亡前に支給していなかったものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金の支給を請求することができる。
（受給権の保護）
第七条 一時金を受ける権利は、四年間行なわないときは、時効によつて消滅する。
（時効）
第八条 一時金に関する処分についての異議申立ては、時効の中斷に付しては、裁判上の請求とみなす。
（時効の中断）
第九条 一時金を受ける権利は、四年間行なわないときは、時効によつて消滅する。
（時効）
第十条 一時金を受ける権利は、四年間行なわないときは、時効によつて消滅する。
（時効）
第十二条 一時金について、その支給を受けた金額を標準として、租税その他の公課を課すことができない。
（非課税等）
第十三条 一時金に關する書類には、印紙税を課さない。
（資金の交付）
第十四条 内閣総理大臣は、一時金の支給に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。
（政令への委任）
第十五条 この法律に規定するもの

（異議申立期間）
第四条 一時金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行なう。
（一時金を受けることができない者）
十二月十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案
二、行政不服審査法第四十八条の規定にかかるらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。
（時効）
第五条 旧年金受給者で、昭和二十一年一月一日からこの法律の施行の日（第二条第二号に掲げる者については、その者が六十歳に達した日）の前日までの間に死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたものには、一時金を給しない。
（一時金を受ける権利の受給）
第六条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき一時金であつて、その者の死亡前に支給していなかったものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金の支給を請求することができる。
（受給権の保護）
第七条 一時金を受ける権利は、四年間行なわないときは、時効によつて消滅する。
（時効）
第八条 一時金に関する処分についての異議申立ては、時効の中斷に付しては、裁判上の請求とみなす。
（時効の中断）
第九条 一時金を受ける権利は、四年間行なわないときは、時効によつて消滅する。
（時効）
第十条 一時金を受ける権利は、四年間行なわないときは、時効によつて消滅する。
（時効）
第十二条 一時金について、その支給を受けた金額を標準として、租税その他の公課を課すことができない。
（非課税等）
第十三条 一時金に關する書類には、印紙税を課さない。
（資金の交付）
第十四条 内閣総理大臣は、一時金の支給に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。
（政令への委任）
第十五条 この法律に規定するもの

支給その他この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(一時金の支給の開始時期)

- 2 この法律の規定に基づく一時金は、昭和三十八年四月一日からその支給を始めるものとする。

(総理府設置法の一部改正)

- 3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一項を次のように改正する。

第六条第一項中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の「一号を加える。」

二十一 旧金鑄勲章年金受給者に給する一時金に関すること。

第六条第二項中「第二十号」を「第二十一号」に改める。

昭和三十八年一月七日印刷

昭和三十八年一月八日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局